

令和元年度

－公共測量－ 作業規程の準則の改正

付録7 公共測量標準図式 （追加・修正部分のみ）
新旧対照表

改正案	現行（平成28年3月31日改正）	コメント
<p>目次</p> <p>公共測量標準図式</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2節 表示の原則</p> <p>第2章 地図記号</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 境界等</p> <p>第3節 交通施設</p> <p>第4節 建物等</p> <p>第5節 小物体</p> <p>第6節 水部等</p> <p>第7節 土地利用等</p> <p>第8節 地形等</p> <p>第9節 地図記号の様式</p> <p>第3章 取得分類基準</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 取得分類基準</p> <p>第4章 注記</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 細則</p> <p>第5章 整飾</p> <p>第1節 通則</p> <p>数値地形図データファイル仕様</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2章 数値地形図データファイル仕様</p> <p>第1節 通則</p> <p>第3章 写真地図データファイル仕様</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 写真地図データファイル</p> <p>第3節 位置情報ファイル</p> <p>第4章 数値地形図データファイル説明書</p>	<p>目次</p> <p>公共測量標準図式</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2節 表示の原則</p> <p>第2章 地図記号</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 境界等</p> <p>第3節 交通施設</p> <p>第4節 建物等</p> <p>第5節 小物体</p> <p>第6節 水部等</p> <p>第7節 土地利用等</p> <p>第8節 地形等</p> <p>第9節 地図記号の様式</p> <p>第3章 取得分類基準</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 取得分類基準</p> <p>第4章 注記</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 細則</p> <p>第5章 整飾</p> <p>第1節 通則</p> <p>数値地形図データファイル仕様</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2章 数値地形図データファイル仕様</p> <p>第1節 通則</p> <p>第3章 写真地図データファイル仕様</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 写真地図データファイル</p> <p>第3節 位置情報ファイル</p> <p>第4章 数値地形図データファイル説明書</p>	
<p>公共測量標準図式</p>	<p>公共測量標準図式</p>	
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>	
<p>第1節 総則</p>	<p>第1節 総則</p>	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この図式は、作業規程の準則第108条に基づき、地図情報レベル5000以下の数値地形図の調製について、その取得する事項及び地形、地物等の取得方法、その他記号の適用等の基準を定め規格の統一を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この図式は、作業規程の準則第82条に基づき、地図情報レベル5000以下の数値地形図の調製について、その取得する事項及び地形、地物等の取得方法、その他記号の適用等の基準を定め規格の統一を図ることを目的とする。</p>	<p>表現の変更</p>
<p>(数値地形図の性格)</p> <p>第2条 数値地形図とは、都市、河川、道路、ダム等の計画、管理及び土木工事のために使用できる位置精度を有した地理空間情報及び数値地形図をいう。</p>	<p>(数値地形図の性格)</p> <p>第2条 数値地形図とは、都市、河川、道路、ダム等の計画、管理及び土木工事のために使用できる位置精度を有した地理空間情報及び数値地形図をいう。</p>	
<p>第2節 表示の原則</p>	<p>第2節 表示の原則</p>	

<p>(表示の対象)</p> <p>第3条 数値地形図に表示する対象は、測量作業時に現存し、永続性のあるものとする。ただし、次に掲げる事項は、表示することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 建設中のもので、おおむね1年以内に完成する見込のもの。 二 永続性のないもので、特に必要と認められるもの。 	<p>(表示の対象)</p> <p>第3条 数値地形図に表示する対象は、測量作業時に現存し、永続性のあるものとする。ただし、次に掲げる事項は、表示することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 建設中のもので、おおむね1年以内に完成する見込のもの。 二 永続性のないもので、特に必要と認められるもの。 																																													
<p>(表示の方法)</p> <p>第4条 数値地形図への表現は、地表面の状況を地図情報レベルに応じて正確詳細に表示する。</p> <p>2 表示する対象は、それぞれの上方からの正射影（以下「正射影」という。）で、その形状を表示する。ただし、正射影で表示することが困難なものについては、正射影の位置に定められた記号で表示する。</p> <p>3 特定の記号のないもので、特に表示する必要がある対象は、その位置を指示する点（以下「指示点」という。）を表示し、名称、種類等を文字により表示する。</p>	<p>(表示の方法)</p> <p>第4条 数値地形図への表現は、地表面の状況を地図情報レベルに応じて正確詳細に表示する。</p> <p>2 表示する対象は、それぞれの上方からの正射影（以下「正射影」という。）で、その形状を表示する。ただし、正射影で表示することが困難なものについては、正射影の位置に定められた記号で表示する。</p> <p>3 特定の記号のないもので、特に表示する必要がある対象は、その位置を指示する点（以下「指示点」という。）を表示し、名称、種類等を文字により表示する。</p>																																													
<p>(表示事項の転位)</p> <p>第5条 数値地形図に表示する地物の水平位置の転位は、原則として行わない。</p> <p>2 地図情報レベル 2500 以上に表示する地物の水平位置は、やむを得ない場合には地図情報レベルに対応する相当縮尺の出力図に限り、図上 0.7mm まで転位させることができる。</p>	<p>(表示事項の転位)</p> <p>第5条 数値地形図に表示する地物の水平位置の転位は、原則として行わない。</p> <p>2 地図情報レベル 2500 以上に表示する地物の水平位置は、やむを得ない場合には地図情報レベルに対応する相当縮尺の出力図に限り、図上 0.7mm まで転位させることができる。</p>																																													
<p>(地図記号及び文字の大きさの許容誤差)</p> <p>第6条 数値地形図に表示する記号及び文字の大きさの許容誤差は、表現上やむを得ないものに限り定められた大きさに対して図上±0.2mm 以内とする。</p>	<p>(地図記号及び文字の大きさの許容誤差)</p> <p>第6条 数値地形図に表示する記号及び文字の大きさの許容誤差は、表現上やむを得ないものに限り定められた大きさに対して図上±0.2mm 以内とする。</p>																																													
<p>(線の区分)</p> <p>第7条 数値地形図に表示する線の区分は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="382 947 1083 1335" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>線号</th> <th>線の太さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号</td><td>0.05mm</td><td rowspan="10">線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。</td></tr> <tr><td>2号</td><td>0.10mm</td></tr> <tr><td>3号</td><td>0.15mm</td></tr> <tr><td>4号</td><td>0.20mm</td></tr> <tr><td>5号</td><td>0.25mm</td></tr> <tr><td>6号</td><td>0.30mm</td></tr> <tr><td>7号</td><td>0.35mm</td></tr> <tr><td>8号</td><td>0.40mm</td></tr> <tr><td>10号</td><td>0.50mm</td></tr> </tbody> </table>	線号	線の太さ	備考	1号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。	2号	0.10mm	3号	0.15mm	4号	0.20mm	5号	0.25mm	6号	0.30mm	7号	0.35mm	8号	0.40mm	10号	0.50mm	<p>(線の区分)</p> <p>第7条 数値地形図に表示する線の区分は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1709 947 2410 1335" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>線号</th> <th>線の太さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号</td><td>0.05mm</td><td rowspan="10">線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。</td></tr> <tr><td>2号</td><td>0.10mm</td></tr> <tr><td>3号</td><td>0.15mm</td></tr> <tr><td>4号</td><td>0.20mm</td></tr> <tr><td>5号</td><td>0.25mm</td></tr> <tr><td>6号</td><td>0.30mm</td></tr> <tr><td>7号</td><td>0.35mm</td></tr> <tr><td>8号</td><td>0.40mm</td></tr> <tr><td>10号</td><td>0.50mm</td></tr> </tbody> </table>	線号	線の太さ	備考	1号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。	2号	0.10mm	3号	0.15mm	4号	0.20mm	5号	0.25mm	6号	0.30mm	7号	0.35mm	8号	0.40mm	10号	0.50mm	
線号	線の太さ	備考																																												
1号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。																																												
2号	0.10mm																																													
3号	0.15mm																																													
4号	0.20mm																																													
5号	0.25mm																																													
6号	0.30mm																																													
7号	0.35mm																																													
8号	0.40mm																																													
10号	0.50mm																																													
線号	線の太さ		備考																																											
1号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。																																												
2号	0.10mm																																													
3号	0.15mm																																													
4号	0.20mm																																													
5号	0.25mm																																													
6号	0.30mm																																													
7号	0.35mm																																													
8号	0.40mm																																													
10号	0.50mm																																													
<p>第2章 地図記号</p>	<p>第2章 地図記号</p>																																													
<p>第1節 通則</p>	<p>第1節 通則</p>																																													
<p>(地図記号)</p> <p>第8条 地図記号とは、対象物を数値地形図上に表現するために規定した記号をいい、境界等、交通施設、建物等、小物体、水部等、土地利用等及び地形等に区分する。</p>	<p>(地図記号)</p> <p>第8条 地図記号とは、対象物を数値地形図上に表現するために規定した記号をいい、境界等、交通施設、建物等、小物体、水部等、土地利用等及び地形等に区分する。</p>																																													
<p>第2節 境界等</p>	<p>第2節 境界等</p>																																													
<p>(境界等)</p> <p>第9条 境界等は、境界及び所属界に区分する。</p>	<p>(境界等)</p> <p>第9条 境界等は、境界及び所属界に区分する。</p>																																													
<p>(境界)</p> <p>第10条 境界とは、行政区画の境をいい、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界、町村・指定都市の区界、大字・町界・丁目界及び小字界に区分して表示する。</p>	<p>(境界)</p> <p>第10条 境界とは、行政区画の境をいい、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界、町村・指定都市の区界、大字・町界・丁目界及び小字界に区分して表示する。</p>																																													

<p>(所属界) 第 1 1 条 所属界とは、島等の所属を示す線をいい、用図上必要がある場合に表示する。</p>	<p>(所属界) 第 1 1 条 所属界とは、島等の所属を示す線をいい、用図上必要がある場合に表示する。</p>
<p>(未定境界) 第 1 2 条 未定境界とは、第 1 0 条に規定するもののうち、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界及び町村・指定都市の区界で未定であることが明らかな境界をいい、関係市町村間で意見の相違がある境界を含む。 2 未定境界は、間断区分を設定する。 3 未定境界は、数値地形図データでは表示しない。</p>	<p>(未定境界) 第 1 2 条 未定境界とは、第 1 0 条に規定するもののうち、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界及び町村・指定都市の区界で未定であることが明らかな境界をいい、関係市町村間で意見の相違がある境界を含む。 2 未定境界は、間断区分を設定する。 3 未定境界は、数値地形図データでは表示しない。</p>
<p>第 3 節 交通施設</p>	<p>第 3 節 交通施設</p>
<p>(交通施設) 第 1 3 条 交通施設は、道路、道路施設、鉄道及び鉄道施設に区分する。</p>	<p>(交通施設) 第 1 3 条 交通施設は、道路、道路施設、鉄道及び鉄道施設に区分する。</p>
<p>(道 路) 第 1 4 条 道路とは、一般交通の用に供する道路及び私有道路をいい、真幅道路、徒歩道、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路に区分して表示する。 2 真幅道路、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路は、その正射影を表示し、徒歩道は、正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。</p>	<p>(道 路) 第 1 4 条 道路とは、一般交通の用に供する道路及び私有道路をいい、真幅道路、徒歩道、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路に区分して表示する。 2 真幅道路、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路は、その正射影を表示し、徒歩道は、正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。</p>
<p>(道路施設) 第 1 5 条 道路施設とは、道路と一体となってその効用を全うする施設をいう。</p>	<p>(道路施設) 第 1 5 条 道路施設とは、道路と一体となってその効用を全うする施設をいう。</p>
<p>(鉄 道) 第 1 6 条 鉄道とは、鉄道事業法及び軌道法に基づいて敷設された軌道等をいう。 2 鉄道は、軌道、又は軌道間の正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。</p>	<p>(鉄 道) 第 1 6 条 鉄道とは、鉄道事業法及び軌道法に基づいて敷設された軌道等をいう。 2 鉄道は、軌道、又は軌道間の正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。</p>
<p>(鉄道施設) 第 1 7 条 鉄道施設とは、鉄道と一体となってその効用を全うする施設をいう。</p>	<p>(鉄道施設) 第 1 7 条 鉄道施設とは、鉄道と一体となってその効用を全うする施設をいう。</p>
<p>第 4 節 建物等</p>	<p>第 4 節 建物等</p>
<p>(建物等) 第 1 8 条 建物等は、建物、建物に付属する構造物及び建物記号に区分する。</p>	<p>(建物等) 第 1 8 条 建物等は、建物、建物に付属する構造物及び建物記号に区分する。</p>
<p>(建 物) 第 1 9 条 建物とは、居住その他の目的をもって構築された建築物をいい、普通建物、堅ろう建物、普通無壁舎及び堅ろう無壁舎に区分して表示する。 2 建物は、射影の短辺が実長 1m 以上のものについて、その外周の正射影を表示することを原則とする。</p>	<p>(建 物) 第 1 9 条 建物とは、居住その他の目的をもって構築された建築物をいい、普通建物、堅ろう建物、普通無壁舎及び堅ろう無壁舎に区分して表示する。 2 建物は、射影の短辺が実長 1m 以上のものについて、その外周の正射影を表示することを原則とする。</p>
<p>(建物の付属物) 第 2 0 条 建物の付属物とは、門、屋門、たたき及びプールをいう。</p>	<p>(建物の付属物) 第 2 0 条 建物の付属物とは、門、屋門、たたき及びプールをいう。</p>
<p>(建物記号) 第 2 1 条 建物記号とは、建物の機能を明らかにするために定めた記号をいう。 2 特定の用途あるいは、機能を明らかにする必要がある建物には、注記することを原則とする。 3 建物規模が小さいもの及び市街地等の建物の錯雑する地域において、注記により重要な地物と重複するおそれのある場合には、定められた記号によって表示する。 4 大きな建物の一部にある郵便局、銀行等のうち、好目標となるもので必要と認められるものは、指示点を付して表示する。 5 建物記号の表示位置等は、次による。 一 建物の内部に表示できる場合は、中央に表示する。 二 建物の内部に表示できない場合は、指示点を付しその上方に表示することを原則とし、表示位置の記号を間断することが適当でない場合は、その景況に従い適宜の位置に表示することができる。</p>	<p>(建物記号) 第 2 1 条 建物記号とは、建物の機能を明らかにするために定めた記号をいう。 2 特定の用途あるいは、機能を明らかにする必要がある建物には、注記することを原則とする。 3 建物規模が小さいもの及び市街地等の建物の錯雑する地域において、注記により重要な地物と重複するおそれのある場合には、定められた記号によって表示する。 4 大きな建物の一部にある郵便局、銀行等のうち、好目標となるもので必要と認められるものは、指示点を付して表示する。 5 建物記号の表示位置等は、次による。 一 建物の内部に表示できる場合は、中央に表示する。 二 建物の内部に表示できない場合は、指示点を付しその上方に表示することを原則とし、表示位置の記号を間断することが適当でない場合は、その景況に従い適宜の位置に表示することができる。</p>

第5節 小物体	第5節 小物体	
(小物体) 第22条 小物体は、公共施設及びその他の小物体に区分する。	(小物体) 第22条 小物体は、公共施設及びその他の小物体に区分する。	
(公共施設) 第23条 公共施設とは、電柱及びマンホールをいう。 2 電柱は、その支柱中心を記号中心と一致させて表示し、有線方向を 1.0mm 表示する。このとき、有線方向は、架設されているもの <u>全て</u> について表示する。 3 支線及び枝線は、原則として表示しない。 4 マンホールは、共同溝、ガス、電話、電力、下水及び上水は規模等を考慮し、それぞれの記号で表示する。それ以外のものについては、公共性、規模等を考慮して、未分類を用いて表示する。	(公共施設) 第23条 公共施設とは、電柱及びマンホールをいう。 2 電柱は、その支柱中心を記号中心と一致させて表示し、有線方向を 1.0mm 表示する。このとき、有線方向は、架設されているもの <u>すべて</u> について表示する。 3 支線及び枝線は、原則として表示しない。 4 マンホールは、共同溝、ガス、電話、電力、下水及び上水は規模等を考慮し、それぞれの記号で表示する。それ以外のものについては、公共性、規模等を考慮して、未分類を用いて表示する。	表現の変更
(その他の小物体) 第24条 その他の小物体とは、形状が一般に小さく、定められた記号によらなければ表示できない工作物をいう。 2 その他の小物体は、原則として好目標となるもので、地点の識別と指示のために必要なもの及び歴史的・学術的に著名なものを表示する。 3 その他の小物体の記号は、特に指定するものを除き、その記号の中心点又は中心線が当該小物体の真位置にあるように表示する。 4 定められた記号のない小物体は、その位置に指示点を付し、これにその名称又は種類を示す注記を添えて表示する。	(その他の小物体) 第24条 その他の小物体とは、形状が一般に小さく、定められた記号によらなければ表示できない工作物をいう。 2 その他の小物体は、原則として好目標となるもので、地点の識別と指示のために必要なもの及び歴史的・学術的に著名なものを表示する。 3 その他の小物体の記号は、特に指定するものを除き、その記号の中心点又は中心線が当該小物体の真位置にあるように表示する。 4 定められた記号のない小物体は、その位置に指示点を付し、これにその名称又は種類を示す注記を添えて表示する。	
第6節 水部等	第6節 水部等	
(水部等) 第25条 水部等は、水部及び水部に関する構造物等に区分する。	(水部等) 第25条 水部等は、水部及び水部に関する構造物等に区分する。	
(水部) 第26条 水部は、河川、細流、かれ川、用水路、湖池、海岸線、地下水路及び低位水涯線に区分する。	(水部) 第26条 水部は、河川、細流、かれ川、用水路、湖池、海岸線、地下水路及び低位水涯線に区分する。	
(水部に関する構造物等) 第27条 水部に関する構造物等とは、水涯線に付属するダム、せき、水門、防波堤等の構造物をいい、渡船発着所、滝、流水方向を含む。	(水部に関する構造物等) 第27条 水部に関する構造物等とは、水涯線に付属するダム、せき、水門、防波堤等の構造物をいい、渡船発着所、滝、流水方向を含む。	
第7節 土地利用等	第7節 土地利用等	
(土地利用等) 第28条 土地利用等は、法面、構囲、諸地、場地及び植生に区分する。	(土地利用等) 第28条 土地利用等は、法面、構囲、諸地、場地及び植生に区分する。	
(法面) 第29条 法面とは、切土あるいは盛土によって人工的に作られた斜面の部分をいう。	(法面) 第29条 法面とは、切土あるいは盛土によって人工的に作られた斜面の部分をいう。	
(構囲) 第30条 構囲とは、建物及び敷地等の周辺を区画する囲壁の類をいう。	(構囲) 第30条 構囲とは、建物及び敷地等の周辺を区画する囲壁の類をいう。	
(諸地) 第31条 諸地とは、集落に属する区域の中で、建物以外の土地をいい、空地、駐車場、花壇、園庭、墓地、材料置場及び太陽光発電設備に区分して表示し、区域界を含む。 2 区域界とは、諸地及び場地等のうち特に他の区域と区分する必要がある場合で、その区域が地物縁で表示できない場合に適用する。 3 建設中の区域は、区域界で表示する。	(諸地) 第31条 諸地とは、集落に属する区域の中で、建物以外の土地をいい、空地、駐車場、花壇、園庭、墓地、材料置場及び太陽光発電設備に区分して表示し、区域界を含む。 2 区域界とは、諸地及び場地等のうち特に他の区域と区分する必要がある場合で、その区域が地物縁で表示できない場合に適用する。 3 建設中の区域は、区域界で表示する。	
(場地) 第32条 場地とは、読図上他の区域と区別する必要がある城跡、史跡、名勝、天然記念物、温泉、鉱泉、公園、牧場、運動場、飛行場等の区域をいう。	(場地) 第32条 場地とは、読図上他の区域と区別する必要がある城跡、史跡、名勝、天然記念物、温泉、鉱泉、公園、牧場、運動場、飛行場等の区域をいう。	

<p>2 場地は、その状況に応じて区域界及び場地記号又は注記により表示する。</p> <p>3 場地記号は、区域のおおむね中央に表示するのを原則とする。ただし、特に指定する主要な箇所がある場合には、その位置に表示する。</p>	<p>2 場地は、その状況に応じて区域界及び場地記号又は注記により表示する。</p> <p>3 場地記号は、区域のおおむね中央に表示するのを原則とする。ただし、特に指定する主要な箇所がある場合には、その位置に表示する。</p>	
<p>(植 生)</p> <p>第 3 3 条 植生とは、地表面の植物の種類及びその覆われている状態をいい、植生界、耕地界及び植生記号により表示する。</p> <p>2 植生の表示は、その地域の周縁を植生界等で囲み、その内部にそれぞれの植生記号を入力する。</p> <p>3 既耕地の植生記号は、植生界、耕地界及び地物で囲まれる区域の中央部に一個表示する。ただし、一個では植生の現況が明示できない場合にはその景況に応じて意匠的に表示することができる。</p> <p>4 未耕地の植生記号は、図上 4.0cm×4.0cm におおむね 2～4 個をその景況に応じて意匠的に表示する。</p>	<p>(植 生)</p> <p>第 3 3 条 植生とは、地表面の植物の種類及びその覆われている状態をいい、植生界、耕地界及び植生記号により表示する。</p> <p>2 植生の表示は、その地域の周縁を植生界等で囲み、その内部にそれぞれの植生記号を入力する。</p> <p>3 既耕地の植生記号は、植生界、耕地界及び地物で囲まれる区域の中央部に一個表示する。ただし、一個では植生の現況が明示できない場合にはその景況に応じて意匠的に表示することができる。</p> <p>4 未耕地の植生記号は、図上 4.0cm×4.0cm におおむね 2～4 個をその景況に応じて意匠的に表示する。</p>	
<p>第 8 節 地形等</p>	<p>第 8 節 地形等</p>	
<p>(地形等)</p> <p>第 3 4 条 地形等とは、地表の起伏の状態をいい、等高線、変形地、基準点及び数値地形モデルに区分する。</p> <p>2 地形の起伏は等高線によって表示することを原則とし、等高線による表現が困難又は不適當な地形は変形地の記号を用いて表示する。</p>	<p>(地形等)</p> <p>第 3 4 条 地形等とは、地表の起伏の状態をいい、等高線、変形地、基準点及び数値地形モデルに区分する。</p> <p>2 地形の起伏は等高線によって表示することを原則とし、等高線による表現が困難又は不適當な地形は変形地の記号を用いて表示する。</p>	
<p>(等高線)</p> <p>第 3 5 条 等高線は、計曲線、主曲線、補助曲線、特殊補助曲線及びそれらの凹地曲線に区分して表示する。</p> <p>2 等高線には、属性数値に等高線数値を格納する。</p>	<p>(等高線)</p> <p>第 3 5 条 等高線は、計曲線、主曲線、補助曲線、特殊補助曲線及びそれらの凹地曲線に区分して表示する。</p> <p>2 等高線には、属性数値に等高線数値を格納する。</p>	
<p>(変形地)</p> <p>第 3 6 条 変形地とは、自然によって作られた地表の起伏の状態をいい、土がけ、雨裂、急斜面、洞口、岩がけ、露岩、散岩及びさんご礁に区分して表示する。</p>	<p>(変形地)</p> <p>第 3 6 条 変形地とは、自然によって作られた地表の起伏の状態をいい、土がけ、雨裂、急斜面、洞口、岩がけ、露岩、散岩及びさんご礁に区分して表示する。</p>	
<p>(基準点)</p> <p>第 3 7 条 基準点は、電子基準点、三角点、水準点、多角点等、公共電子基準点、公共基準点（三角点）、公共基準点（水準点）、公共基準点（多角点等）、その他の基準点、標石を有しない標高点及び図化機測定による標高点に区分して表示する。</p> <p>2 標高数値の表示は、水準点及び公共基準点（水準点）は、小数点以下第 3 位までとし、電子基準点、三角点、多角点等、公共基準点（三角点）、公共電子基準点、公共基準点（多角点等）、その他の基準点及び標石を有しない標高点は、小数点以下第 2 位までとし、図化機測定による標高点は、小数点以下第 1 位までとする。</p> <p>3 標高数値は、属性数値に小数点以下 3 位まで格納するものとし、有効桁数以下の位には 0 を与えるものとする。</p> <p>4 基準点の表示密度は、等高線数値を含めて図上 10cm×10cm に 10 点を標準とする。</p>	<p>(基準点)</p> <p>第 3 7 条 基準点は、電子基準点、三角点、水準点、多角点等、公共電子基準点、公共基準点（三角点）、公共基準点（水準点）、公共基準点（多角点等）、その他の基準点、標石を有しない標高点及び図化機測定による標高点に区分して表示する。</p> <p>2 標高数値の表示は、水準点及び公共基準点（水準点）は、小数点以下第 3 位までとし、電子基準点、三角点、多角点等、公共基準点（三角点）、公共電子基準点、公共基準点（多角点等）、その他の基準点及び標石を有しない標高点は、小数点以下第 2 位までとし、図化機測定による標高点は、小数点以下第 1 位までとする。</p> <p>3 標高数値は、属性数値に小数点以下 3 位まで格納するものとし、有効桁数以下の位には 0 を与えるものとする。</p> <p>4 基準点の表示密度は、等高線数値を含めて図上 10cm×10cm に 10 点を標準とする。</p>	
<p>(数値地形モデル)</p> <p>第 3 8 条 数値を用いた地形表現をいう。</p>	<p>(数値地形モデル)</p> <p>第 3 8 条 数値を用いた地形表現をいう。</p>	
<p>第 9 節 地図記号の様式</p>	<p>第 9 節 地図記号の様式</p>	
<p>(地図記号の様式)</p> <p>第 3 9 条 地図情報レベル 500、1000、2500、5000 の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。</p> <p>2 応用測量の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。</p> <p>3 測量記録の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。</p>	<p>(地図記号の様式)</p> <p>第 3 9 条 地図情報レベル 500、1000、2500、5000 の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。</p> <p>2 応用測量の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。</p> <p>3 測量記録の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。</p>	
<p>第 3 章 取得分類基準</p>	<p>第 3 章 取得分類基準</p>	
<p>第 1 節 通則</p>	<p>第 1 節 通則</p>	
<p>(取得分類コード)</p> <p>第 4 0 条 取得分類コードは、原則として数値地形図データ取得分類基準表の分類コードを標準の分類コードと</p>	<p>(取得分類コード)</p> <p>第 4 0 条 取得分類コードは、原則として数値地形図データ取得分類基準表の分類コードを標準の分類コードと</p>	

して使用する。

2 標準の分類コード以外にデータ項目の追加が生じた場合は、同様の性質を持つ地形・地物等のデータ項目と整合させ、「使用分類コード」として追加することができる。

3 データ項目の追加の有無に関わらずデータファイル内で使用されている分類コードと標準の分類コードの関係は、インデックスレコードに記載しなければならない。

使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内 容 記 述
3001	3001	110000000	0	0	公共以外の普通建物
3006	3001	110000000	0	0	公共の普通建物

として使用する。

2 標準の分類コード以外にデータ項目の追加が生じた場合は、同様の性質を持つ地形・地物等のデータ項目と整合させ、「使用分類コード」として追加することができる。

3 データ項目の追加の有無に関わらずデータファイル内で使用されている分類コードと標準の分類コードの関係は、インデックスレコードに記載しなければならない。

使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内 容 記 述
3001	3001	110000000	0	0	公共以外の普通建物
3006	3001	110000000	0	0	公共の普通建物

(データタイプ)

第41条 数値地形図のデータタイプは、その特性等により面、線、円、円弧、点、方向、注記、属性、グリッドデータ及び不整三角網の各タイプにより表現する。

一 面データとは、建物等の閉じた図形として表現するもので、始点から終点までの連続した座標列で表し、始点と終点は同一座標とする。

二 線データは、始点から終点までの連続した座標列で表す。

三 円データとは、タンク等のうち円筒状や球状の地物について表現するもので、円周上の3点の座標値で表す。

四 円弧データは、主に円データが図郭等で分断される場合に用い、円弧上の始点、中間点、終点の3点の座標値で表す。

五 点データは、建物記号や植生記号等1点で地物等を表現する場合に用いる。

六 方向データは、信号灯、抗口（極小）、洞口等点データによって表現される地図記号のうち、記号の向きを現況に合わせて表示する必要があるものは、2点一組の座標列で記号の位置と方向を表すこととし、最初の点は記号を表示する位置を、2番目の点は、1番目の点と合わせてその記号の向きを表す方向にデータを取得する。なお、2番目の点は、最初の点から大きく離れることがないように取得する。

七 注記データとは、数値地形図表示のための文字のデータであり、入力する位置、文字の大きさ、文字等の間隔、線の太さ等のデータを含む。

八 属性データは、ユーザーがデータ利用を目的として、特定の事項について記録するためのもので、様式はFortran形式で設定する。

九 グリッドデータは、標高値だけのデータとし、その並び順により位置が決定される。

十 不整三角網は、3点の座標で構成されるデータの集合である。

(データタイプ)

第41条 数値地形図のデータタイプは、その特性等により面、線、円、円弧、点、方向、注記、属性、グリッドデータ及び不整三角網の各タイプにより表現する。

一 面データとは、建物等の閉じた図形として表現するもので、始点から終点までの連続した座標列で表し、始点と終点は同一座標とする。

二 線データは、始点から終点までの連続した座標列で表す。

三 円データとは、タンク等のうち円筒状や球状の地物について表現するもので、円周上の3点の座標値で表す。

四 円弧データは、主に円データが図郭等で分断される場合に用い、円弧上の始点、中間点、終点の3点の座標値で表す。

五 点データは、建物記号や植生記号等1点で地物等を表現する場合に用いる。

六 方向データは、信号灯、抗口（極小）、洞口等点データによって表現される地図記号のうち、記号の向きを現況に合わせて表示する必要があるものは、2点一組の座標列で記号の位置と方向を表すこととし、最初の点は記号を表示する位置を、2番目の点は、1番目の点と合わせてその記号の向きを表す方向にデータを取得する。なお、2番目の点は、最初の点から大きく離れることがないように取得する。

七 注記データとは、数値地形図表示のための文字のデータであり、入力する位置、文字の大きさ、文字等の間隔、線の太さ等のデータを含む。

八 属性データは、ユーザがデータ利用を目的として、特定の事項について記録するためのもので、様式はFortran形式で設定する。

九 グリッドデータは、標高値だけのデータとし、その並び順により位置が決定される。

十 不整三角網は、3点の座標で構成されるデータの集合である。

表現の変更

(グループ化)

第42条 グループ化は、複数のデータをひとまとめにして取り扱うときに用いる。

2 グループ化は、地物と注記あるいは属性、建物と建物記号、建物本体に付属するポーチやひさし等（図形区分）の建物の小突起程度の範囲とする。

3 要素グループヘッダレコードの分類コードは、グループの基準となる要素と同一のコードとする。

4 グループの基準となる要素は、グループ内の最初のレコードに記述するものとする。

5 グループ内の要素識別番号は、新たに1から付与する。但し、外部のデータベースとリンクしている場合は、追加で付番してもよいこととする。

レコードタイプ	分類コード	要素識別番号	階層レベル	備考
:	:	:	:	
HL	2200	0	1	レイヤーヘッダレコード
E*	2255	1	2	要素レコード
E*	2255	2	2	要素レコード
:	:	:	:	
:	:	:	:	

(グループ化)

第42条 グループ化は、複数のデータをひとまとめにして取り扱うときに用いる。

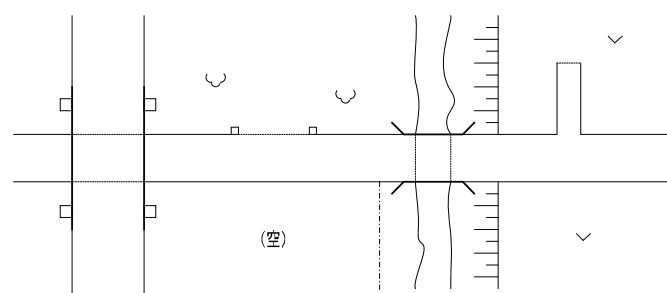
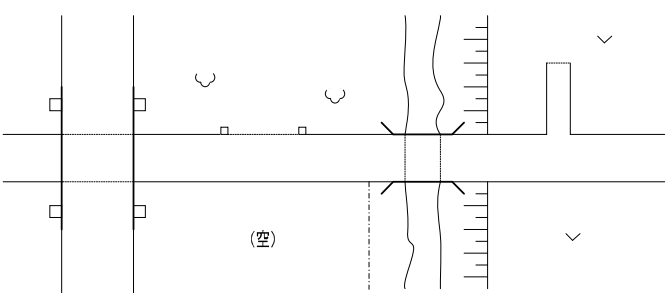
2 グループ化は、地物と注記あるいは属性、建物と建物記号、建物本体に付属するポーチやひさし等（図形区分）の建物の小突起程度の範囲とする。

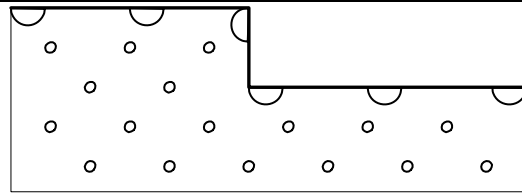
3 要素グループヘッダレコードの分類コードは、グループの基準となる要素と同一のコードとする。

4 グループの基準となる要素は、グループ内の最初のレコードに記述するものとする。

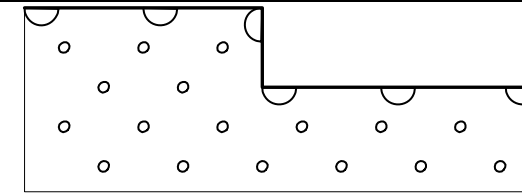
5 グループ内の要素識別番号は、新たに1から付与する。但し、外部のデータベースとリンクしている場合は、追加で付番してもよいこととする。

レコードタイプ	分類コード	要素識別番号	階層レベル	備考
:	:	:	:	
HL	2200	0	1	レイヤーヘッダレコード
E*	2255	1	2	要素レコード
E*	2255	2	2	要素レコード
:	:	:	:	
:	:	:	:	

<table border="1"> <tbody> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td></td><td>n</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>H_L</td><td>2255</td><td></td><td>n+1</td><td>2</td><td>グループヘッダレコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td></td><td>1</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E8</td><td>2255</td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td colspan="3">(属性レコード)</td><td>....</td><td>....</td><td>属性レコード</td></tr> <tr><td>H_L</td><td>2255</td><td></td><td>n+2</td><td>2</td><td>グループヘッダレコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td></td><td>1</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E8</td><td>2255</td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td colspan="3">(属性レコード)</td><td>....</td><td>....</td><td>属性レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td></td><td>n+3</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td></td><td>n+4</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2256</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2256</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>H_L</td><td>2300</td><td></td><td>0</td><td>1</td><td>レイヤーヘッダレコード</td></tr> <tr><td>:</td><td>:</td><td></td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> <tr><td>:</td><td>:</td><td></td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> </tbody> </table>	E*	2255		n	2	要素レコード	H _L	2255		n+1	2	グループヘッダレコード	E*	2255		1	3	要素レコード	E8	2255		2	3	要素レコード	(属性レコード)			属性レコード	H _L	2255		n+2	2	グループヘッダレコード	E*	2255		1	3	要素レコード	E8	2255		2	3	要素レコード	(属性レコード)			属性レコード	E*	2255		n+3	2	要素レコード	E*	2255		n+4	2	要素レコード	E*	2256		1	2	要素レコード	E*	2256		2	2	要素レコード	H _L	2300		0	1	レイヤーヘッダレコード	:	:		:	:		:	:		:	:		<table border="1"> <tbody> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td></td><td>n</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>H_L</td><td>2255</td><td></td><td>n+1</td><td>2</td><td>グループヘッダレコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td></td><td>1</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E8</td><td>2255</td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td colspan="3">(属性レコード)</td><td>....</td><td>....</td><td>属性レコード</td></tr> <tr><td>H_L</td><td>2255</td><td></td><td>n+2</td><td>2</td><td>グループヘッダレコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td></td><td>1</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E8</td><td>2255</td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td colspan="3">(属性レコード)</td><td>....</td><td>....</td><td>属性レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td></td><td>n+3</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td></td><td>n+4</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2256</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2256</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>H_L</td><td>2300</td><td></td><td>0</td><td>1</td><td>レイヤーヘッダレコード</td></tr> <tr><td>:</td><td>:</td><td></td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> <tr><td>:</td><td>:</td><td></td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> </tbody> </table>	E*	2255		n	2	要素レコード	H _L	2255		n+1	2	グループヘッダレコード	E*	2255		1	3	要素レコード	E8	2255		2	3	要素レコード	(属性レコード)			属性レコード	H _L	2255		n+2	2	グループヘッダレコード	E*	2255		1	3	要素レコード	E8	2255		2	3	要素レコード	(属性レコード)			属性レコード	E*	2255		n+3	2	要素レコード	E*	2255		n+4	2	要素レコード	E*	2256		1	2	要素レコード	E*	2256		2	2	要素レコード	H _L	2300		0	1	レイヤーヘッダレコード	:	:		:	:		:	:		:	:	
E*	2255		n	2	要素レコード																																																																																																																																																																																												
H _L	2255		n+1	2	グループヘッダレコード																																																																																																																																																																																												
E*	2255		1	3	要素レコード																																																																																																																																																																																												
E8	2255		2	3	要素レコード																																																																																																																																																																																												
(属性レコード)			属性レコード																																																																																																																																																																																												
H _L	2255		n+2	2	グループヘッダレコード																																																																																																																																																																																												
E*	2255		1	3	要素レコード																																																																																																																																																																																												
E8	2255		2	3	要素レコード																																																																																																																																																																																												
(属性レコード)			属性レコード																																																																																																																																																																																												
E*	2255		n+3	2	要素レコード																																																																																																																																																																																												
E*	2255		n+4	2	要素レコード																																																																																																																																																																																												
E*	2256		1	2	要素レコード																																																																																																																																																																																												
E*	2256		2	2	要素レコード																																																																																																																																																																																												
H _L	2300		0	1	レイヤーヘッダレコード																																																																																																																																																																																												
:	:		:	:																																																																																																																																																																																													
:	:		:	:																																																																																																																																																																																													
E*	2255		n	2	要素レコード																																																																																																																																																																																												
H _L	2255		n+1	2	グループヘッダレコード																																																																																																																																																																																												
E*	2255		1	3	要素レコード																																																																																																																																																																																												
E8	2255		2	3	要素レコード																																																																																																																																																																																												
(属性レコード)			属性レコード																																																																																																																																																																																												
H _L	2255		n+2	2	グループヘッダレコード																																																																																																																																																																																												
E*	2255		1	3	要素レコード																																																																																																																																																																																												
E8	2255		2	3	要素レコード																																																																																																																																																																																												
(属性レコード)			属性レコード																																																																																																																																																																																												
E*	2255		n+3	2	要素レコード																																																																																																																																																																																												
E*	2255		n+4	2	要素レコード																																																																																																																																																																																												
E*	2256		1	2	要素レコード																																																																																																																																																																																												
E*	2256		2	2	要素レコード																																																																																																																																																																																												
H _L	2300		0	1	レイヤーヘッダレコード																																																																																																																																																																																												
:	:		:	:																																																																																																																																																																																													
:	:		:	:																																																																																																																																																																																													
<p>(取得基準) 第43条 データの取得基準及びデータタイプは、数値地形図データ取得分類基準表のとおりとする。</p>	<p>(取得基準) 第43条 データの取得基準及びデータタイプは、数値地形図データ取得分類基準表のとおりとする。</p>																																																																																																																																																																																																
<p>(地形の座標次元) 第44条 等高線、基準点、数値地形モデルの座標次元は3次元とする。 2 座標次元が3次元であっても、標高値が同一の場合は、属性数値を使用して標高値を格納し、XY座標は2次元座標レコードを使用して格納するものとする。</p>	<p>(地形の座標次元) 第44条 等高線、基準点、数値地形モデルの座標次元は3次元とする。 2 座標次元が3次元であっても、標高値が同一の場合は、属性数値を使用して標高値を格納し、XY座標は2次元座標レコードを使用して格納するものとする。</p>																																																																																																																																																																																																
<p>(連続性の確保) 第45条 連続するデータは、座標一致で連続しなければならない。 2 真幅道路等は街区面が構成できるように、袋小路や施設入り口等の表現上、開放部においても当該取得分類に間断区分を設定して取得するものとする。 3 河川等において道路橋等の下を通過する箇所は、間断区分を設定して取得するものとする。但し、出入り口の調査が困難な用水路等はこの限りではない。 4 線の中に別の線データが接する場合には、別の線データの端点座標は、接する線の線上になければならない。</p> 	<p>(連続性の確保) 第45条 連続するデータは、座標一致で連続しなければならない。 2 真幅道路等は街区面が構成できるように、袋小路や施設入り口等の表現上、開放部においても当該取得分類に間断区分を設定して取得するものとする。 3 河川等において道路橋等の下を通過する箇所は、間断区分を設定して取得するものとする。但し、出入り口の調査が困難な用水路等はこの限りではない。 4 線の中に別の線データが接する場合には、別の線データの端点座標は、接する線の線上になければならない。</p> 																																																																																																																																																																																																
<p>(射影のある非対称記号) 第46条 崩土、壁岩、人工斜面、被覆等の射影をもつデータは、射影部の上端と射影部の下端の始終点座標が座標一致で接続されていなければならない。 2 図形区分は、次の図例による。</p>	<p>(射影のある非対称記号) 第46条 崩土、壁岩、人工斜面、被覆等の射影をもつデータは、射影部の上端と射影部の下端の始終点座標が座標一致で接続されていなければならない。 2 図形区分は、次の図例による。</p>																																																																																																																																																																																																



上端(太線):11、下端(細線):12、上端に付属する半円記号及び射影内部の輪形記号は自動発生被覆(大)

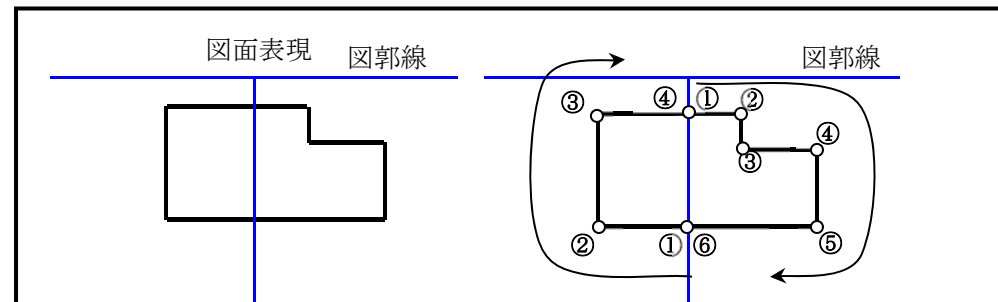


上端(太線):11、下端(細線):12、上端に付属する半円記号及び射影内部の輪形記号は自動発生被覆(大)

(面データの特例)

第47条 データタイプが面として規定されているデータにおいて、図郭や作業範囲等で分断される場合は、線形式で取得するものとする。

2 図郭で分断される場合は、データの始終点座標は図郭線に一致するものとし、分断された隣接図郭のデータの始終点座標とも一致しなければならない。

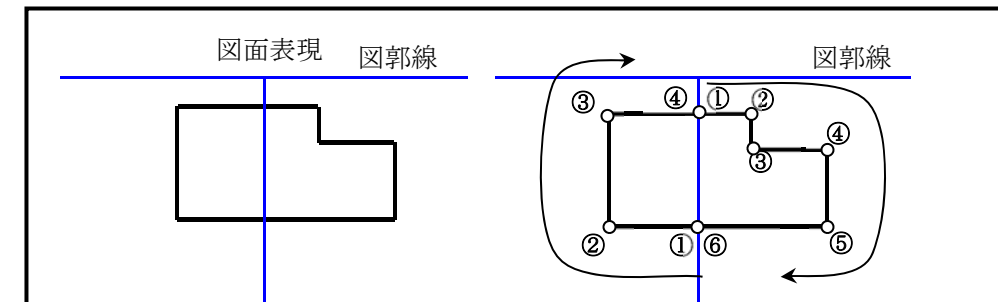


使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内容記述
3001	3001	110000000	0	0	普通建物
3002	3002	110000000	0	0	堅ろう建物
3003	3003	110000000	0	0	普通無壁舎
3004	3004	110000000	0	0	堅ろう無壁舎

(面データの特例)

第47条 データタイプが面として規定されているデータにおいて、図郭や作業範囲等で分断される場合は、線形式で取得するものとする。

2 図郭で分断される場合は、データの始終点座標は図郭線に一致するものとし、分断された隣接図郭のデータの始終点座標とも一致しなければならない。



使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内容記述
3001	3001	110000000	0	0	普通建物
3002	3002	110000000	0	0	堅ろう建物
3003	3003	110000000	0	0	普通無壁舎
3004	3004	110000000	0	0	堅ろう無壁舎

(座標列方向)

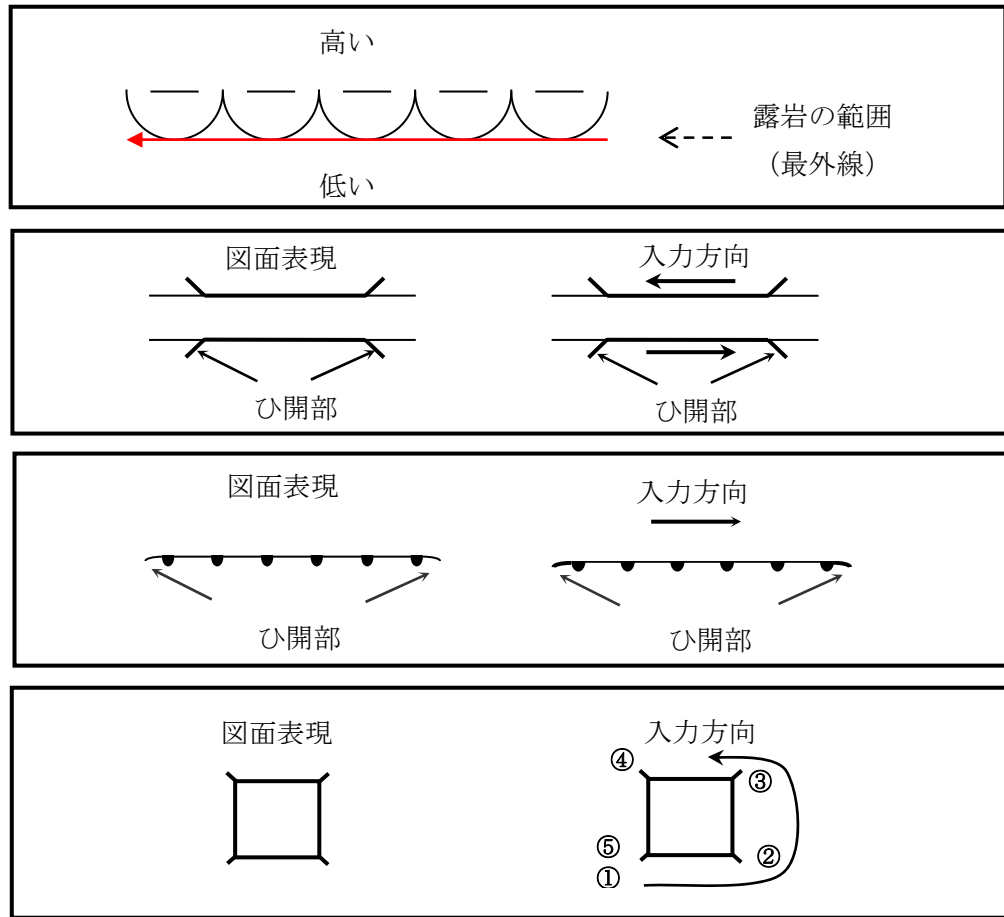
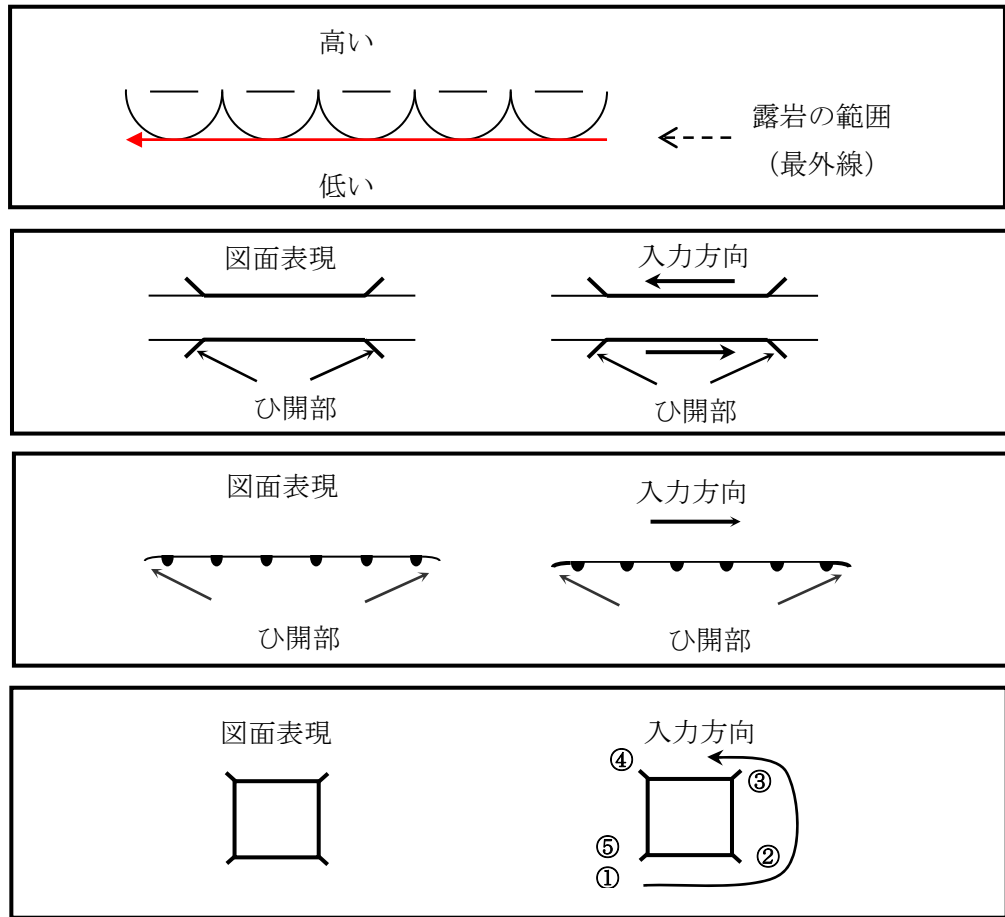
第48条 面、線、円、円弧データにおいて、座標列方向が規定されたものは、次の各号による。

- 一 人工斜面や被覆(大)等1つの記号を得るために上端線と下端線のデータを取得する必要があるものについては、データ取得方向に規則性を持ち、上端線は標高の低い方を右に見た形で、下端線は標高の高い方を右に見た形でデータを取得する。
- 二 滝、せき、被覆(小)、さんご礁、露岩等、データの取得方向に対して記号の形が対称でない記号については、データ取得方向に規則性を持ち、標高の高い方向又は上流方向、陸方向を右に見た形でデータを取得する。
- 三 橋、防護さく等は、修飾する部品記号を右に見た形でデータを取得する。但し、中庭のような内包面となるデータは、対象物を左に見た形でデータを取得する。

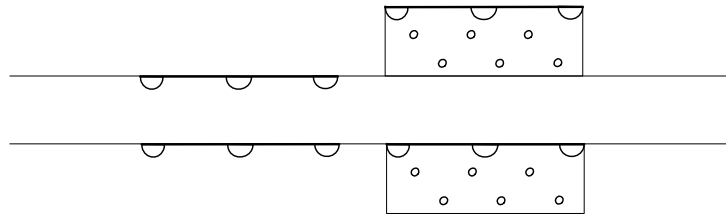
(座標列方向)

第48条 面、線、円、円弧データにおいて、座標列方向が規定されたものは、次の各号による。

- 一 人工斜面や被覆(大)等1つの記号を得るために上端線と下端線のデータを取得する必要があるものについては、データ取得方向に規則性を持ち、上端線は標高の低い方を右に見た形で、下端線は標高の高い方を右に見た形でデータを取得する。
- 二 滝、せき、被覆(小)、さんご礁、露岩等、データの取得方向に対して記号の形が対称でない記号については、データ取得方向に規則性を持ち、標高の高い方向又は上流方向、陸方向を右に見た形でデータを取得する。
- 三 橋、防護さく等は、修飾する部品記号を右に見た形でデータを取得する。但し、中庭のような内包面となるデータは、対象物を左に見た形でデータを取得する。

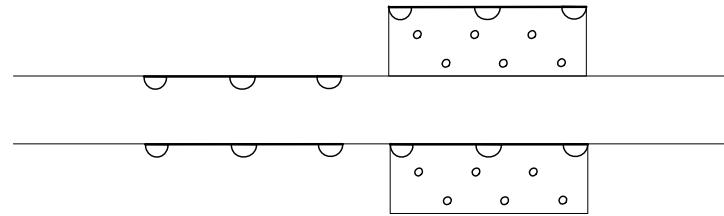


(表示の原則)
第49条 面、線、円、円弧データにおいては、原則として座標位置を中心として表示する。
 2 道路に面する被覆 (小) においては、座標位置を線の表示中心とする。

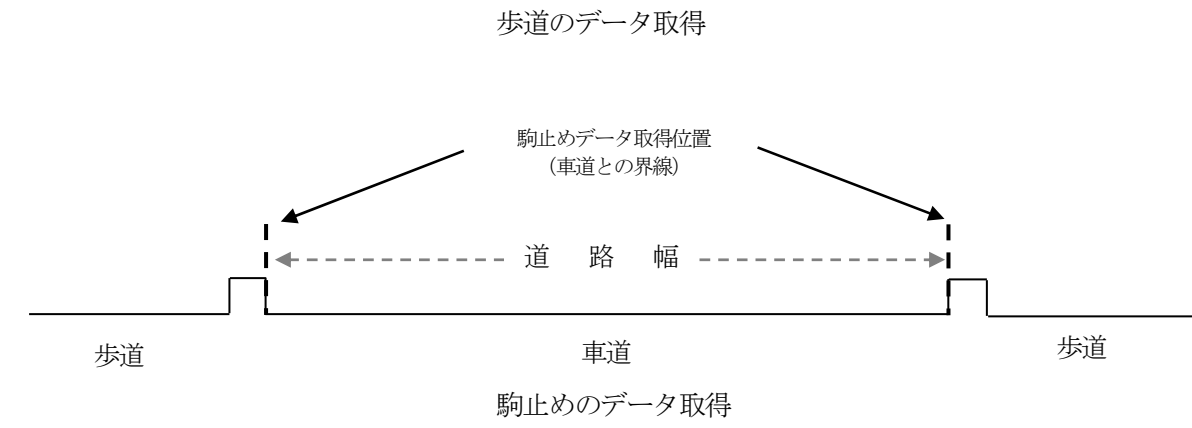
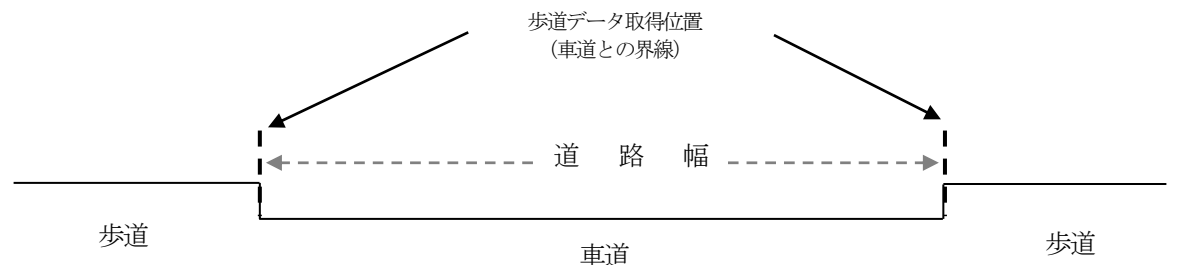


3 歩道、駒止においては、座標位置を車道側の縁とする。

(表示の原則)
第49条 面、線、円、円弧データにおいては、原則として座標位置を中心として表示する。
 2 道路に面する被覆 (小) においては、座標位置を線の表示中心とする。

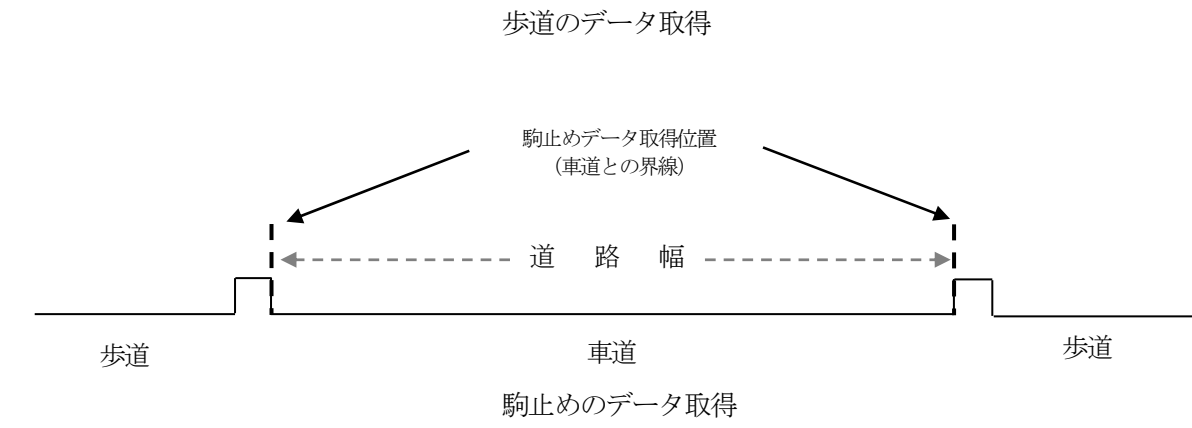
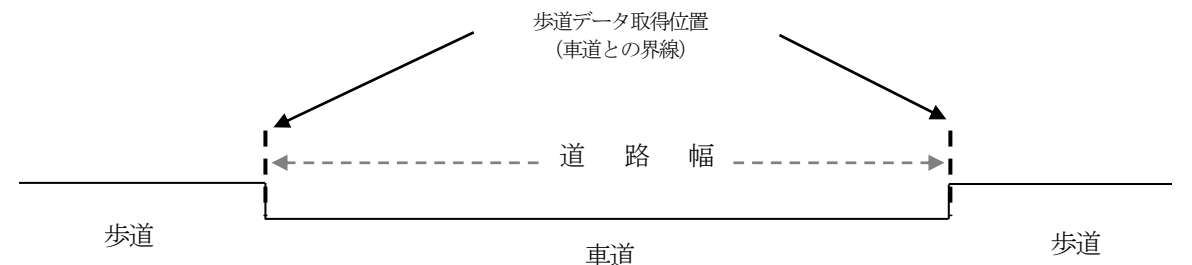


3 歩道、駒止においては、座標位置を車道側の縁とする。



- 4 記号の表示原則は、次の各号による。
- 一 平面記号は、座標位置を中心とする。
 - 二 側面記号のうち、影のあるものは、影を除く射影の中心とする。
 - 三 側面記号のうち、旗が立っているものは、旗を除いた図形の中心とする。
 - 四 方向記号は、記号の中心を原点座標とし、Y座標軸上に方向を示す座標を設定するものとする。

種別	原点	備考
平面記号	記号の中心が原点位置	三角点、水準点、多角点、標高点、高塔、油井、ガス井、 <u>灯ろう</u> 、水位観測所、タンク、灯台など
側面記号	影を除く射影の中心が原点位置	墓碑、記念碑、立像、独立樹、煙突、路傍祠など
	図形の下辺中心が原点位置	電波塔や起重機など
方向記号	記号の中心が原点座標位置 Y座標軸上が方向を表す座標位置	門、屋門、鳥居、高塔、 <u>灯ろう</u> 、坑口、洞口など



- 4 記号の表示原則は、次の各号による。
- 一 平面記号は、座標位置を中心とする。
 - 二 側面記号のうち、影のあるものは、影を除く射影の中心とする。
 - 三 側面記号のうち、旗が立っているものは、旗を除いた図形の中心とする。
 - 四 方向記号は、記号の中心を原点座標とし、Y座標軸上に方向を示す座標を設定するものとする。

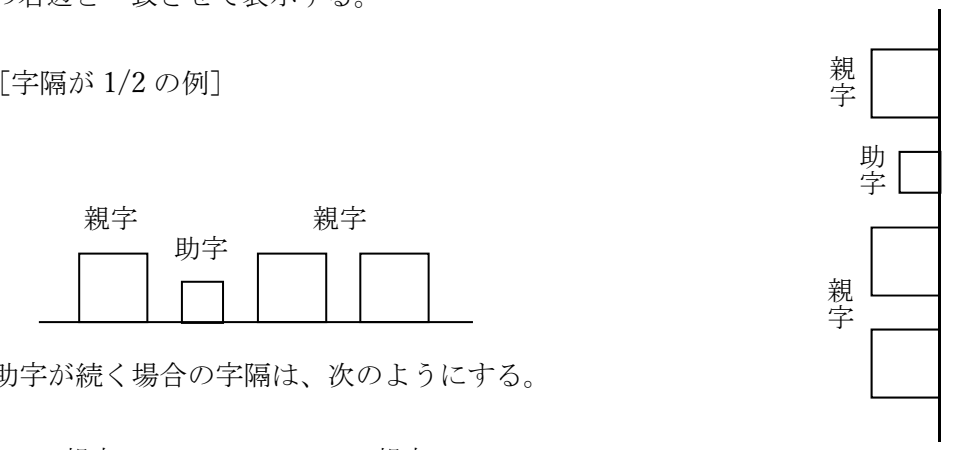
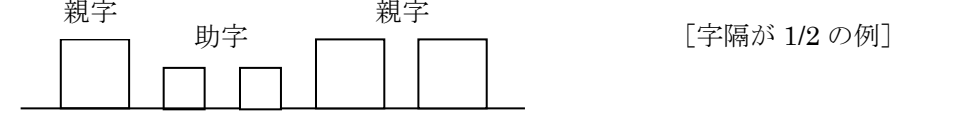
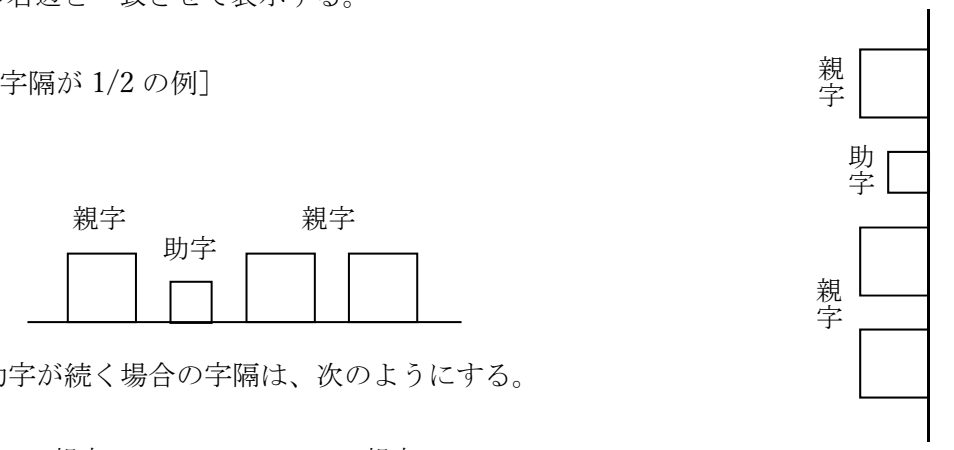
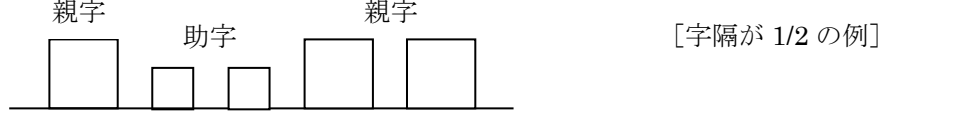
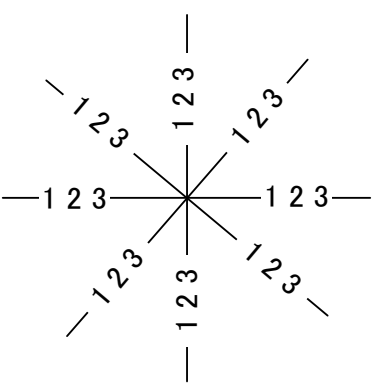
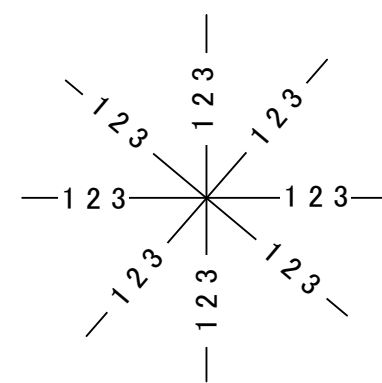
種別	原点	備考
平面記号	記号の中心が原点位置	三角点、水準点、多角点、標高点、高塔、油井、ガス井、 <u>とうろう</u> 、水位観測所、タンク、灯台など
側面記号	影を除く射影の中心が原点位置	墓碑、記念碑、立像、独立樹、煙突、路傍祠など
	図形の下辺中心が原点位置	電波塔や起重機など
方向記号	記号の中心が原点座標位置 Y座標軸上が方向を表す座標位置	門、屋門、鳥居、高塔、 <u>とうろう</u> 、坑口、洞口など

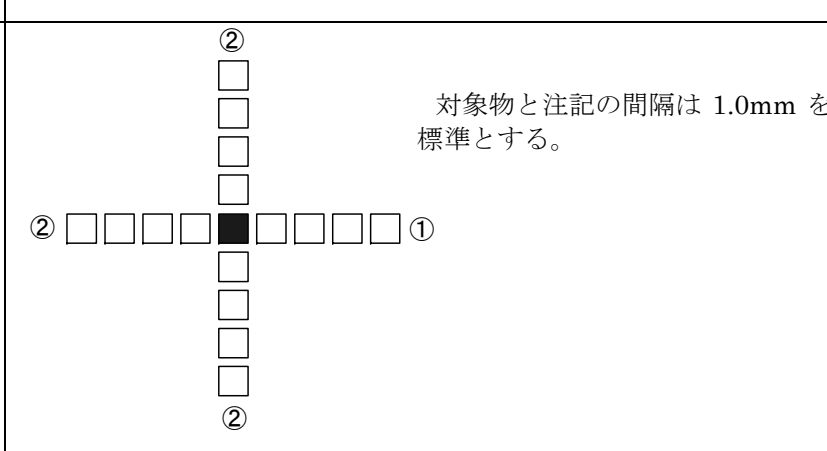
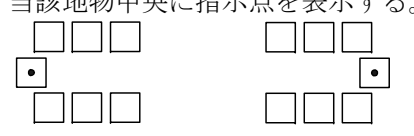
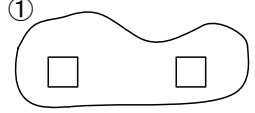
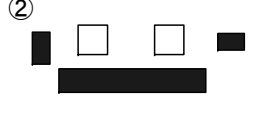

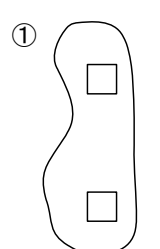
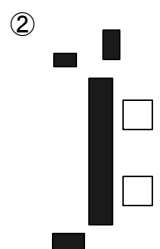
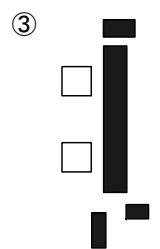
表現の変更

表現の変更

 <p>5 記号の寸法は、表示した際の記号外周縁を原則とする。</p>	 <p>5 記号の寸法は、表示した際の記号外周縁を原則とする。</p>	
<p>(図式化の原則) 第50条 数値地形図データファイルより相当縮尺の出力図を作成する場合の図式化は、原則として自動処理により行うものとする。 2 自動処理が困難な場合は、表現補助データを用いてもよいものとする。ただし、その場合でも石段等の階段部を除いて、表現補助データは数値地形図データファイルには格納しないものとする。</p>	<p>(図式化の原則) 第50条 数値地形図データファイルより相当縮尺の出力図を作成する場合の図式化は、原則として自動処理により行うものとする。 2 自動処理が困難な場合は、表現補助データを用いてもよいものとする。ただし、その場合でも石段等の階段部を除いて、表現補助データは数値地形図データファイルには格納しないものとする。</p>	
<p>第2節 取得分類基準 (取得分類の基準) 第51条 地図情報レベル 500、1000、2500、5000 の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。 2 応用測量の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。 3 測量記録の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。</p>	<p>第2節 取得分類基準 (取得分類の基準) 第51条 地図情報レベル 500、1000、2500、5000 の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。 2 応用測量の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。 3 測量記録の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。</p>	
<p>第4章 注記 第1節 通則</p>	<p>第4章 注記 第1節 通則</p>	
<p>(注記) 第52条 注記とは、文字または数値による表示をいい、地域、人工物、自然物等の固有の名称（以下「固有名」という。）、特定の記号のないものの名称及び種類又は状態を示す説明並びに標高、等高線数値等に用いる。</p>	<p>(注記) 第52条 注記とは、文字または数値による表示をいい、地域、人工物、自然物等の固有の名称（以下「固有名」という。）、特定の記号のないものの名称及び種類又は状態を示す説明並びに標高、等高線数値等に用いる。</p>	
<p>(注記の原則) 第53条 注記の原則は、次による。 一 注記は、対象物の種類、図上の面積及び形状により、小対象物、地域及び線状対象物に区分して表示する。 イ 小対象物とは、独立した建物等、単独に存在するものをいう。 ロ 地域とは、居住地のように集団的に存在するもの及び広がりのある区域等をいう。 ハ 線状対象物とは、河川のように幅に比べて長さが非常に長いものをいう。</p>	<p>(注記の原則) 第53条 注記の原則は、次による。 一 注記は、対象物の種類、図上の面積及び形状により、小対象物、地域及び線状対象物に区分して表示する。 イ 小対象物とは、独立した建物等、単独に存在するものをいう。 ロ 地域とは、居住地のように集団的に存在するもの及び広がりのある区域等をいう。 ハ 線状対象物とは、河川のように幅に比べて長さが非常に長いものをいう。</p>	

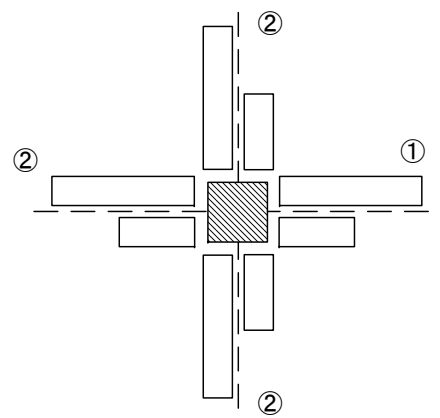
<p>二 固有名注記は、現在用いられている公称とし、公称を持たないもの又は公称がほとんど使用されていない場合は、最もよく知られている通称とする。</p> <p>三 公称のほかに著名な通称を有し、両者を併記することが必要と認められる場合は、通称に括弧を付して公称と併記する。ただし、居住の地名（以下「居住地名」という。）には適用しない。</p> <p>四 略称は、原則として表示しない。ただし、一般に通用する略称がある場合（ローマ字の頭文字をもって略称するものを含む。）、又はそのままの名称では字数が多く表示が不適当と認められる場合は、疑問を生じない範囲で略称を表示することができる。</p> <p>五 数値地形図上では、注記の字数が多く、かつ、略称により表示することが不適当な場合には、二列に表示することができる。</p> <p>六 注記は、対象物との関係位置を的確に示し、かつ、その注記によって重要な地形及び地物等を抹消しないように表示する。</p> <p>七 注記は、字列の交差等により、読解に疑義が生じないように表示する。</p>	<p>二 固有名注記は、現在用いられている公称とし、公称を持たないもの又は公称がほとんど使用されていない場合は、最もよく知られている通称とする。</p> <p>三 公称のほかに著名な通称を有し、両者を併記することが必要と認められる場合は、通称に括弧を付して公称と併記する。ただし、居住の地名（以下「居住地名」という。）には適用しない。</p> <p>四 略称は、原則として表示しない。ただし、一般に通用する略称がある場合（ローマ字の頭文字をもって略称するものを含む。）、又はそのままの名称では字数が多く表示が不適当と認められる場合は、疑問を生じない範囲で略称を表示することができる。</p> <p>五 数値地形図上では、注記の字数が多く、かつ、略称により表示することが不適当な場合には、二列に表示することができる。</p> <p>六 注記は、対象物との関係位置を的確に示し、かつ、その注記によって重要な地形及び地物等を抹消しないように表示する。</p> <p>七 注記は、字列の交差等により、読解に疑義が生じないように表示する。</p>																									
<p>（注記の取捨選択） 第54条 注記の取捨選択は、次による。</p> <p>一 行政区画の名称（以下「行政名」という。）は、東京都の区、市町村及び指定都市の区について、<u>全て</u>表示する。</p> <p>二 居住地、鉄道及び駅の名称は、原則として<u>全て</u>表示する。</p> <p>三 河川、湖池、海湾、山地、島、道路、その他の地物等の名称については、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。</p>	<p>（注記の取捨選択） 第54条 注記の取捨選択は、次による。</p> <p>一 行政区画の名称（以下「行政名」という。）は、東京都の区、市町村及び指定都市の区について、<u>すべて</u>表示する。</p> <p>二 居住地、鉄道及び駅の名称は、原則として<u>すべて</u>表示する。</p> <p>三 河川、湖池、海湾、山地、島、道路、その他の地物等の名称については、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。</p>	<p>表現の変更 //</p>																								
<p>（使用する文字） 第55条 使用する文字の種類及び適用範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="368 869 1163 1083"> <thead> <tr> <th>文字の種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字</td> <td>漢字を固有名とする名称</td> </tr> <tr> <td>ひら仮名</td> <td>ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名</td> </tr> <tr> <td>かた仮名</td> <td>かた仮名を固有名とする名称</td> </tr> <tr> <td>アラビア数字</td> <td>基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等</td> </tr> <tr> <td>ローマ字</td> <td>ローマ字を固有名とする名称及び略称</td> </tr> </tbody> </table>	文字の種類	適用範囲	漢字	漢字を固有名とする名称	ひら仮名	ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名	かた仮名	かた仮名を固有名とする名称	アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等	ローマ字	ローマ字を固有名とする名称及び略称	<p>（使用する文字） 第55条 使用する文字の種類及び適用範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1691 869 2487 1083"> <thead> <tr> <th>文字の種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字</td> <td>漢字を固有名とする名称</td> </tr> <tr> <td>ひら仮名</td> <td>ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名</td> </tr> <tr> <td>かた仮名</td> <td>かた仮名を固有名とする名称</td> </tr> <tr> <td>アラビア数字</td> <td>基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等</td> </tr> <tr> <td>ローマ字</td> <td>ローマ字を固有名とする名称及び略称</td> </tr> </tbody> </table>	文字の種類	適用範囲	漢字	漢字を固有名とする名称	ひら仮名	ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名	かた仮名	かた仮名を固有名とする名称	アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等	ローマ字	ローマ字を固有名とする名称及び略称	
文字の種類	適用範囲																									
漢字	漢字を固有名とする名称																									
ひら仮名	ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名																									
かた仮名	かた仮名を固有名とする名称																									
アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等																									
ローマ字	ローマ字を固有名とする名称及び略称																									
文字の種類	適用範囲																									
漢字	漢字を固有名とする名称																									
ひら仮名	ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名																									
かた仮名	かた仮名を固有名とする名称																									
アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等																									
ローマ字	ローマ字を固有名とする名称及び略称																									
<p>（書体及び字形） 第56条 書体は、原則としてゴシック体（等線書体）とし、字形は、<u>全て</u>直立体とする。</p>	<p>（書体及び字形） 第56条 書体は、原則としてゴシック体（等線書体）とし、字形は、<u>すべて</u>直立体とする。</p>	<p>表現の変更</p>																								
<p>（字 大） 第57条 字大とは、文字を囲んだ四角形の高さをいい、一個の注記の字大は全て同一とする。</p> <p>2 助字がある場合の数値地形図上での表示は、第60条（助字）の規定による。</p>	<p>（字 大） 第57条 字大とは、文字を囲んだ四角形の高さをいい、一個の注記の字大は全て同一とする。</p> <p>2 助字がある場合の数値地形図上での表示は、第60条（助字）の規定による。</p>																									
<p>（字 隔） 第58条 字隔とは、一個の注記において、隣接する文字と文字との間隔をいい、一個の注記の字隔は<u>全て</u>等間隔とする。</p> <p>2 助字がある場合の数値地形図上での表示は、第60条（助字）の規定による。</p>	<p>（字 隔） 第58条 字隔とは、一個の注記において、隣接する文字と文字との間隔をいい、一個の注記の字隔は<u>すべて</u>等間隔とする。</p> <p>2 助字がある場合の数値地形図上での表示は、第60条（助字）の規定による。</p>	<p>表現の変更</p>																								
<p>（字 列） 第59条 字列とは、一個の注記の配列をいい、水平字列、垂直字列及び斜向字列に区分する。</p> <p>一 水平字列は、文字を横書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対して平行にし、左から右に向かって読むようにする。</p> <p>二 垂直字列は、文字を縦書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対し垂直にする。</p> <p>三 斜向字列は、線状等の対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、直線字列、曲線字列及び折線字列に区分し、数値地形図上での表示に使用する。この場合、対象物の傾きが図郭下辺に対して45°未満の場合は横読みに、45°以上の場合は縦読みになるようにする。</p> <p>イ 直線字列とは、線状の対象物に直線で沿わせた配列をいう。</p> <p>ロ 曲線字列とは、線状の対象物に曲線で沿わせた配列をいう。</p>	<p>（字 列） 第59条 字列とは、一個の注記の配列をいい、水平字列、垂直字列及び斜向字列に区分する。</p> <p>一 水平字列は、文字を横書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対して平行にし、左から右に向かって読むようにする。</p> <p>二 垂直字列は、文字を縦書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対し垂直にする。</p> <p>三 斜向字列は、線状等の対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、直線字列、曲線字列及び折線字列に区分し、数値地形図上での表示に使用する。この場合、対象物の傾きが図郭下辺に対して45°未満の場合は横読みに、45°以上の場合は縦読みになるようにする。</p> <p>イ 直線字列とは、線状の対象物に直線で沿わせた配列をいう。</p> <p>ロ 曲線字列とは、線状の対象物に曲線で沿わせた配列をいう。</p>																									

<p>ハ 折線字列とは、前各号及びイ、ロにより表示することが不適当な場合、対象物の形状に沿わせて、その内部に表示する配列をいい、各文字の下辺は図郭下辺に対して平行になるようにする。</p>	<p>ハ 折線字列とは、前各号及びイ、ロにより表示することが不適当な場合、対象物の形状に沿わせて、その内部に表示する配列をいい、各文字の下辺は図郭下辺に対して平行になるようにする。</p>
<p>(助字) 第60条 助字とは、親字の間にはさまれた小文字で親字と一体となって、その正しい名称を表す文字をいい、拗音、促音を含む。 一 助字の表現は、数値地形図上のみで行う。 二 助字の字大は、親字の字大の60%を標準とする。 三 横書きの場合の助字は、文字の下辺を字列の下辺と一致させ、縦書きの場合の助字は、文字の右边を字列の右边と一致させて表示する。</p> <p>[字隔が1/2の例]</p>  <p>2 助字が続く場合の字隔は、次のようにする。</p> 	<p>(助字) 第60条 助字とは、親字の間にはさまれた小文字で親字と一体となって、その正しい名称を表す文字をいい、拗音、促音を含む。 一 助字の表現は、数値地形図上のみで行う。 二 助字の字大は、親字の字大の60%を標準とする。 三 横書きの場合の助字は、文字の下辺を字列の下辺と一致させ、縦書きの場合の助字は、文字の右边を字列の右边と一致させて表示する。</p> <p>[字隔が1/2の例]</p>  <p>2 助字が続く場合の字隔は、次のようにする。</p> 
<p>(ふり仮名) 第61条 ふり仮名は、難読な漢字に対して、横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に表示し、字大は1.5mm、漢字との間隔は0.5mmとする。 2 ふり仮名は、個別の注記要素として入力する。</p>	<p>(ふり仮名) 第61条 ふり仮名は、難読な漢字に対して、横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に表示し、字大は1.5mm、漢字との間隔は0.5mmとする。 2 ふり仮名は、個別の注記要素として入力する。</p>
<p>(アラビア数字) 第62条 アラビア数字による注記の向きは、次の図例による。</p> 	<p>(アラビア数字) 第62条 アラビア数字による注記の向きは、次の図例による。</p> 
<p>(外字) 第63条 外字は、データファイル内には使用しないものとする。</p>	<p>(外字) 第63条 外字は、データファイル内には使用しないものとする。</p>
<p>(注記の配置) 第64条 注記の配置は、次の図例により表示する。</p>	<p>(注記の配置) 第64条 注記の配置は、次の図例により表示する。</p>

注記の区分	字列	注記の位置及び優先順位	備考
小対象物	水平字列・垂直字列・水平字列・垂直字列	 <p>①②・・・は、表示の優先順位</p> <p>※ 地物が錯綜し上記の方法による注記が困難な場合は、注記位置を適宜移動することができる。この場合、注記の指示が不明確になる場合は、当該地物中央に指示点を表示する。</p> 	
	水平字列	<p>地域Ⅰ 対象物の内側に表示するもの</p>  <p>①</p> <p>地域Ⅱ 対象物の外側に表示するもの</p>  <p>②</p>  <p>③</p>	<p>地域Ⅱで注記する場合の、対象物と注記との間隔は1字大を標準とする。</p>
地域	垂直字列	 <p>①</p>  <p>②</p>  <p>③</p>	

地域	斜向字列・折線字列		水平字列、垂直字列によることが適当でない海湾及び湖池等に適用する。
線状対象物	斜向字列直線字列		対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は字大の1/2を標準とする。
	斜向字列曲線字列		線状対象物の幅が広い場合は、対象物の内側に表示する。

- 2 字列を二列に分けて表示するときは、字列の間隔を 1.0mm とするほか、次による。
 一 小対象物は、対象物側の文字をそろえ 2 列の中心線を対象物の中央に一致させる。

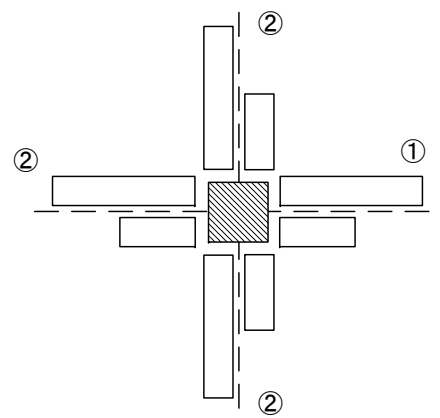


①②は表示の優先順位を示す。

- 二 地域の注記にあたっては、各列の中央を対象地域の中央に一致させる。

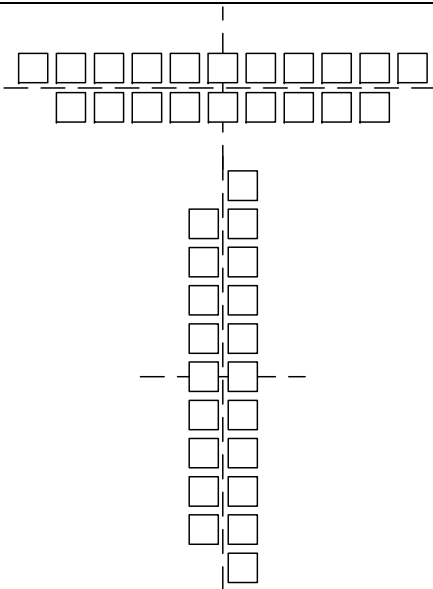
地域	斜向字列・折線字列		水平字列、垂直字列によることが適当でない海湾及び湖池等に適用する。
線状対象物	斜向字列直線字列		対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は字大の1/2を標準とする。
	斜向字列曲線字列		線状対象物の幅が広い場合は、対象物の内側に表示する。

- 2 字列を二列に分けて表示するときは、字列の間隔を 1.0mm とするほか、次による。
 一 小対象物は、対象物側の文字をそろえ 2 列の中心線を対象物の中央に一致させる。



①②は表示の優先順位を示す。

- 二 地域の注記にあたっては、各列の中央を対象地域の中央に一致させる。

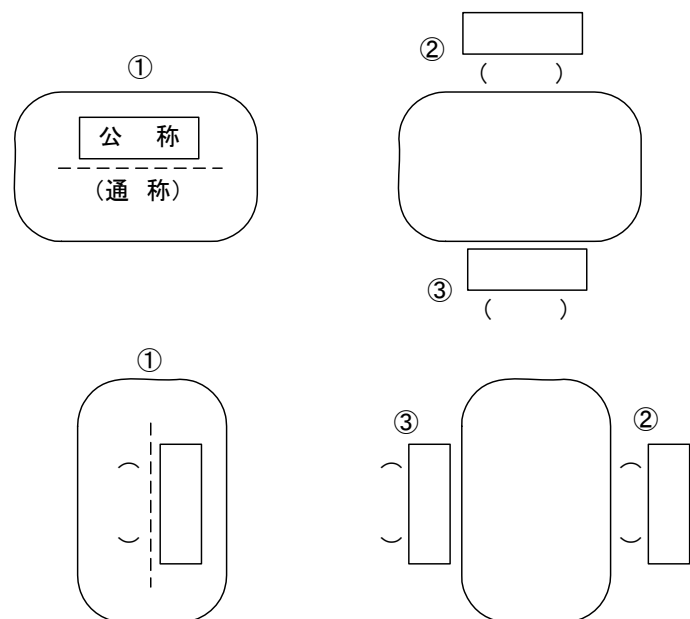


- 3 公称と通称を併記する場合は、次のとおりとする。
- 一 通称は、括弧を含めて公称とおおむね等しくなるよう字隔を調整する。
 - 二 併記する字列の間隔は、1.0mm とする。
 - 三 括弧は、1文字扱いとして表示する。

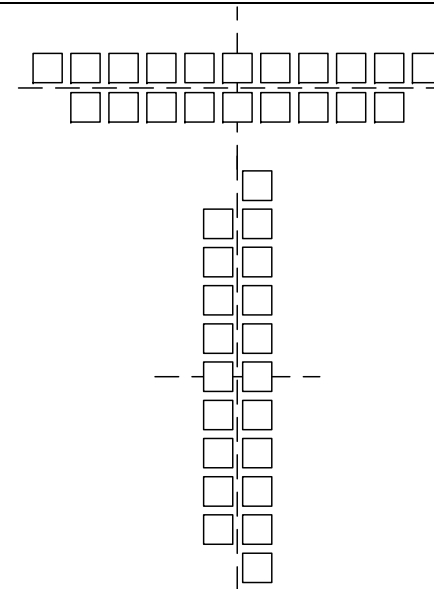
●小対象物



●地 域

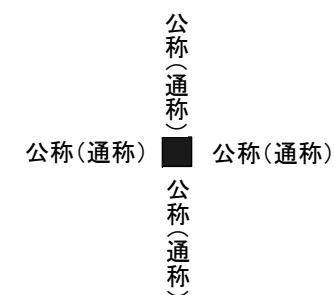


●線状対象物

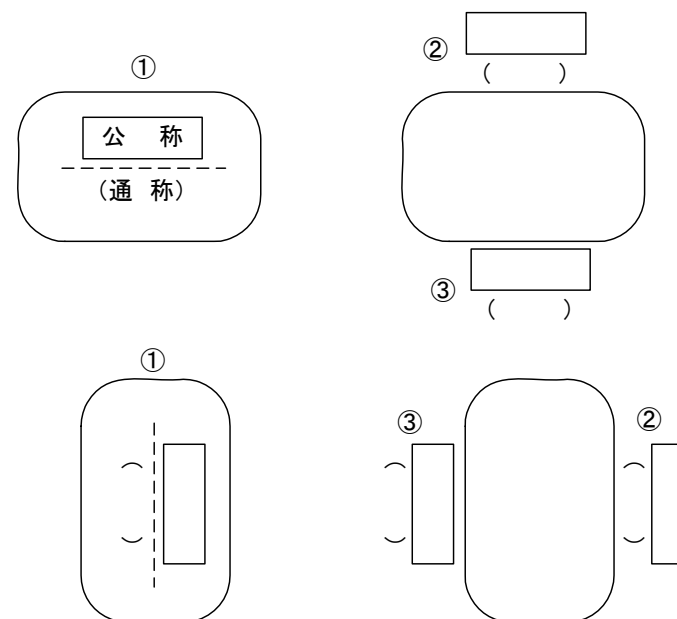


- 3 公称と通称を併記する場合は、次のとおりとする。
- 一 通称は、括弧を含めて公称とおおむね等しくなるよう字隔を調整する。
 - 二 併記する字列の間隔は、1.0mm とする。
 - 三 括弧は、1文字扱いとして表示する。

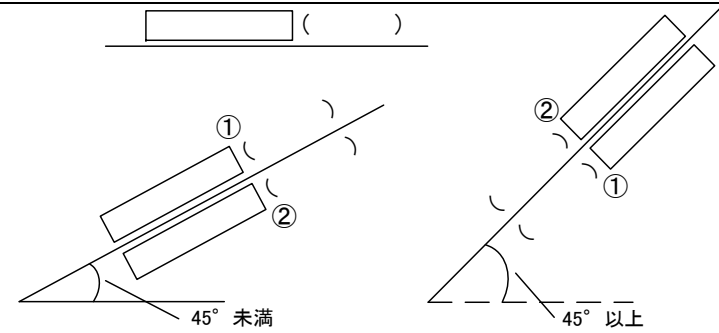
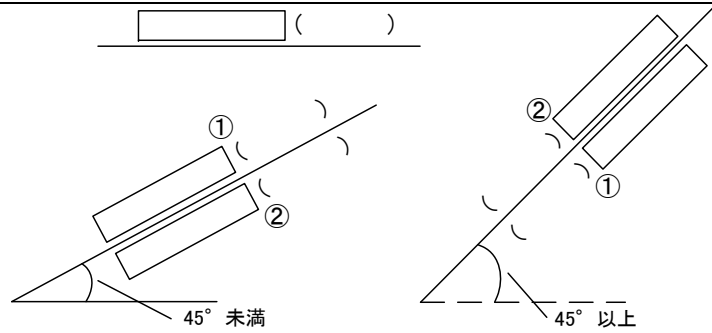
●小対象物



●地 域

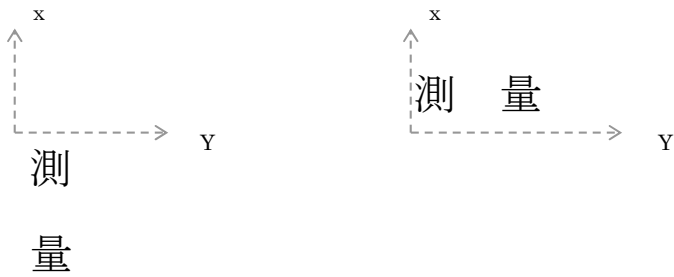


●線状対象物



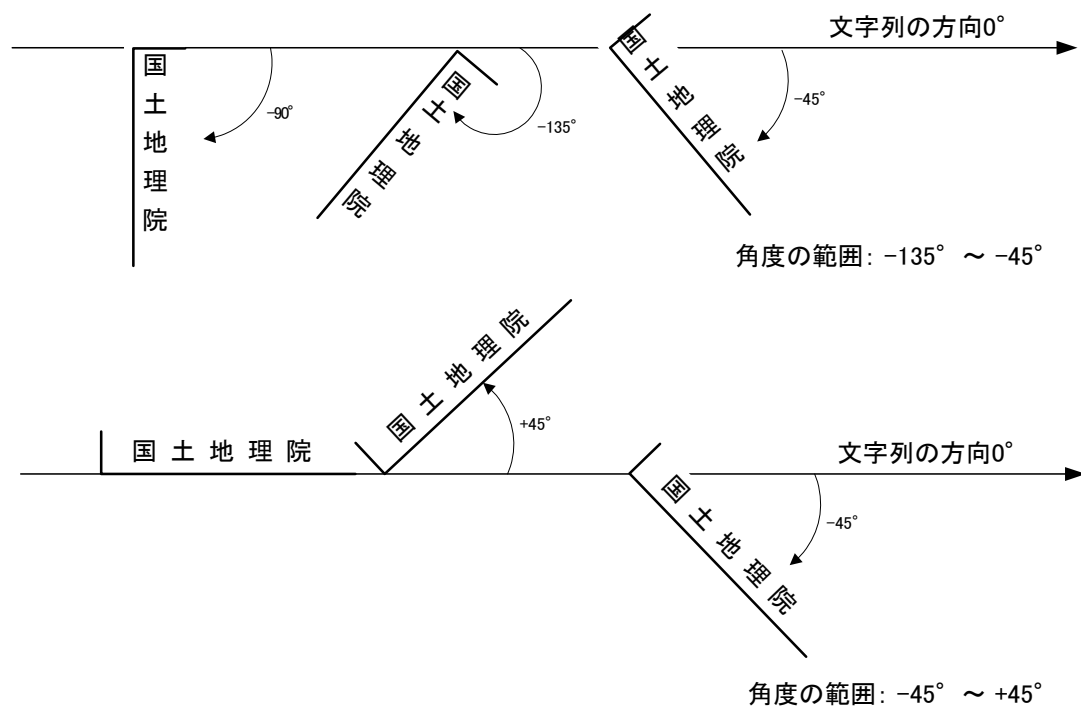
(注記の原点と文字列の方向)

第65条 注記の原点は、縦書きでは1文字目の左上、横書きでは1文字目の左下とする。

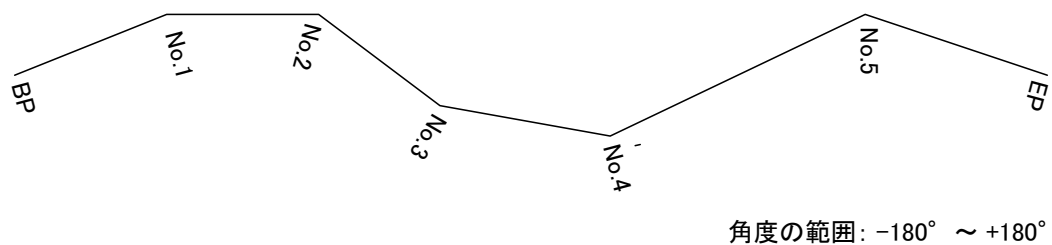


2 注記の文字列の方向は、次による。

一 文字列の方向は、原則として次の図例による。

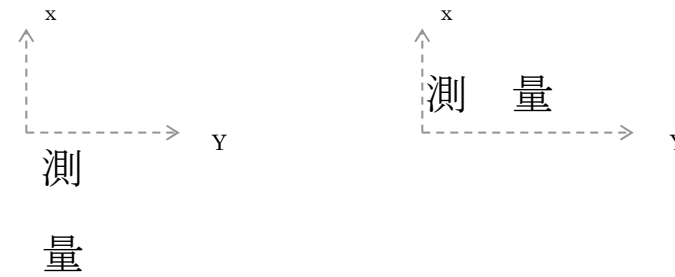


二 路線中心等への注記は、路線の向きに添うものとする。



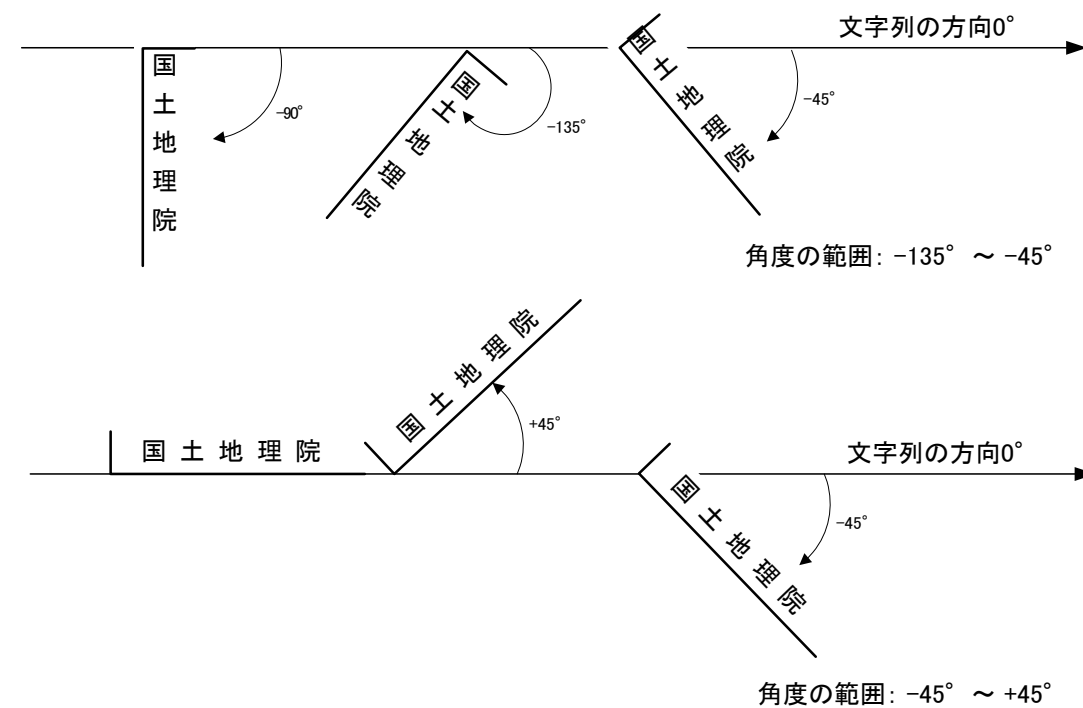
(注記の原点と文字列の方向)

第65条 注記の原点は、縦書きでは1文字目の左上、横書きでは1文字目の左下とする。

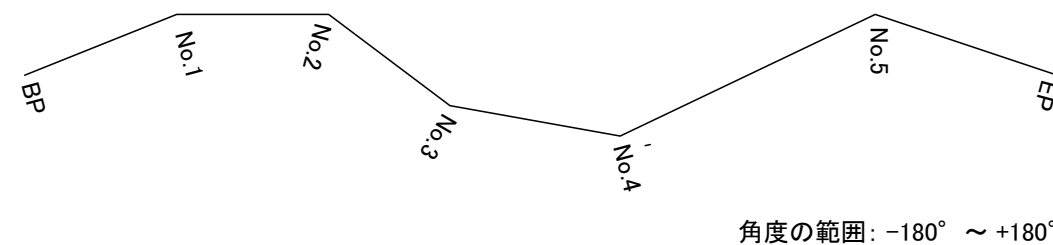


2 注記の文字列の方向は、次による。

一 文字列の方向は、原則として次の図例による。



二 路線中心等への注記は、路線の向きに添うものとする。



<p>(注記の適用) 第66条 地図情報レベル 500、1000、2500、5000 の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。 2 応用測量の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。 3 測量記録の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。</p>	<p>(注記の適用) 第66条 地図情報レベル 500、1000、2500、5000 の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。 2 応用測量の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。 3 測量記録の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。</p>	
<p>第2節 細則</p>	<p>第2節 細則</p>	
<p>(行政区画) 第67条 行政名の表示は、次による。 一 行政名は、都道府県（北海道の支庁を含む。）名及び郡の名称を除き全て表示する。 二 図上の面積が狭小で、規定の字大を用いることが困難な場合は、適宜字大を小さくして注記することができる。 三 市町村の飛地の名称は、市町村の名称に続けて「飛地」を付して表示する。</p>	<p>(行政区画) 第67条 行政名の表示は、次による。 一 行政名は、都道府県（北海道の支庁を含む。）名及び郡の名称を除きすべて表示する。 二 図上の面積が狭小で、規定の字大を用いることが困難な場合は、適宜字大を小さくして注記することができる。 三 市町村の飛地の名称は、市町村の名称に続けて「飛地」を付して表示する。</p>	<p>表現の変更</p>
<p>(居住地名) 第68条 居住地名の表示は、次による。 一 居住地名は、大区域、大字・町（住居表示による〇〇丁目を含む。）、小字・丁目、通りに区分して表示する。 二 地方自治法又は住居表示に関する法律に基づき、大字、町等の名称が定められた場合は、その名称を省略することなく表示する。なお、市街地等において、狭小な区域に字数の多い名称がある場合は、字大を 3.0mm として表示することができる。 三 大区域は、旧行政名等が大字の上に公称として呼称されているものに適用する。 四 居住地名が同じ呼称の一大字、一小字で構成される場合は、大字名のみを表示する。なお、異呼称の場合には、地域Ⅱの注記法により、小字名をその集落に近い方に表示する。 五 大字に2個以上の小字がある場合には、小字名をそれぞれの区域に表示し、さらに大字名をその中央に表示する。 六 市街地等の狭長な地域又は街区が、丁目、条又は通りにより縦横に区画された場合は線状対象物の注記法で表示することができる。</p>	<p>(居住地名) 第68条 居住地名の表示は、次による。 一 居住地名は、大区域、大字・町（住居表示による〇〇丁目を含む。）、小字・丁目、通りに区分して表示する。 二 地方自治法又は住居表示に関する法律に基づき、大字、町等の名称が定められた場合は、その名称を省略することなく表示する。なお、市街地等において、狭小な区域に字数の多い名称がある場合は、字大を 3.0mm として表示することができる。 三 大区域は、旧行政名等が大字の上に公称として呼称されているものに適用する。 四 居住地名が同じ呼称の一大字、一小字で構成される場合は、大字名のみを表示する。なお、異呼称の場合には、地域Ⅱの注記法により、小字名をその集落に近い方に表示する。 五 大字に2個以上の小字がある場合には、小字名をそれぞれの区域に表示し、さらに大字名をその中央に表示する。 六 市街地等の狭長な地域又は街区が、丁目、条又は通りにより縦横に区画された場合は線状対象物の注記法で表示することができる。</p>	
<p>(道 路) 第69条 道路の名称の表示は、次による。 一 道路の名称は、高速道路、一般国道、有料道路及び都道府県道については、原則として全て表示し、街道、通り、専用道路等については、一般によく用いられている名称がある場合に表示する。 二 一般国道は、「国道 15 号」等と表示し、著名な街道名を併記する場合は、線状対象物の併記の注記法により表示する。ただし、国道の注記における文字の配列は道路に直立するようにし、路線番号を示す数字の字隔は 1/4 とする。 三 都道府県道等は、「主要地方道〇〇・〇〇線」「〇〇道〇〇線」等と表示する、この場合の「〇〇・〇〇」のような固有名間の間隔は、1 字大とする。 四 坂、峠、橋等の名称は、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。 五 トンネルの名称は、小対象物の注記法によりトンネルの出入口に表示する。ただし、一見して同じトンネルの出入口と判断できる場合には、いずれか一方に注記するものとする。 六 高速道路のインターチェンジ等は、次の例に準じて略称を注記する。 例) 〇〇インターチェンジ→〇〇IC △△ジャンクション →△△JCT □□サービスエリア →□□SA ▽▽パーキングエリア→▽▽PA</p>	<p>(道 路) 第69条 道路の名称の表示は、次による。 一 道路の名称は、高速道路、一般国道、有料道路及び都道府県道については、原則としてすべて表示し、街道、通り、専用道路等については、一般によく用いられている名称がある場合に表示する。 二 一般国道は、「国道 15 号」等と表示し、著名な街道名を併記する場合は、線状対象物の併記の注記法により表示する。ただし、国道の注記における文字の配列は道路に直立するようにし、路線番号を示す数字の字隔は 1/4 とする。 三 都道府県道等は、「主要地方道〇〇・〇〇線」「〇〇道〇〇線」等と表示する、この場合の「〇〇・〇〇」のような固有名間の間隔は、1 字大とする。 四 坂、峠、橋等の名称は、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。 五 トンネルの名称は、小対象物の注記法によりトンネルの出入口に表示する。ただし、一見して同じトンネルの出入口と判断できる場合には、いずれか一方に注記するものとする。 六 高速道路のインターチェンジ等は、次の例に準じて略称を注記する。 例) 〇〇インターチェンジ→〇〇IC △△ジャンクション →△△JCT □□サービスエリア →□□SA ▽▽パーキングエリア→▽▽PA</p>	<p>表現の変更</p>
<p>(鉄 道) 第70条 鉄道の名称の表示は、次による。 一 鉄道は、固有の名称に従って「〇〇鉄道」「〇〇鉄道〇〇線」等と注記する。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不適当と認められるものについては、略称を表示することができる。 二 駅の名称は、全て表示する。旅客駅は小対象物の注記法により「〇〇駅」と表示する。貨物駅、操車場及び信号所の名称は、その景況に従い、小対象物又は地域の注記法により表示する。</p>	<p>(鉄 道) 第70条 鉄道の名称の表示は、次による。 一 鉄道は、固有の名称に従って「〇〇鉄道」「〇〇鉄道〇〇線」等と注記する。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不適当と認められるものについては、略称を表示することができる。 二 駅の名称は、すべて表示する。旅客駅は小対象物の注記法により「〇〇駅」と表示する。貨物駅、操車場及び信号所の名称は、その景況に従い、小対象物又は地域の注記法により表示する。</p>	<p>表現の変更</p>

<p>(建 物)</p> <p>第 7 1 条 建物の名称の表示は、次による。</p> <p>一 建物の名称は、表示の対象により小対象物又は地域の注記法により表示する。</p> <p>二 建物は、固有名を表示するのを原則とする。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不適当と認められるものについては、略称を表示することができる。</p>	<p>(建 物)</p> <p>第 7 1 条 建物の名称の表示は、次による。</p> <p>一 建物の名称は、表示の対象により小対象物又は地域の注記法により表示する。</p> <p>二 建物は、固有名を表示するのを原則とする。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不適当と認められるものについては、略称を表示することができる。</p>	
<p>(小物体)</p> <p>第 7 2 条 小物体の名称は、著名なもの及び用図上重要なものについて、固有名又は種類を小対象物の注記法により表示する。</p>	<p>(小物体)</p> <p>第 7 2 条 小物体の名称は、著名なもの及び用図上重要なものについて、固有名又は種類を小対象物の注記法により表示する。</p>	
<p>(水 部)</p> <p>第 7 3 条 水部の名称の表示は、次による。</p> <p>一 河川の名称は、線状対象物の注記法により表示する。</p> <p>二 図郭隅等で線状対象物として表示できない河川については、小対象物又は地域の注記法で表示することができる。</p> <p>三 湖、池及び沼の名称は、その形状及び広さにより小対象物又は地域の注記法で表示する。</p> <p>四 海湾の名称は、その呼称される範囲が比較的狭い内湾等に限り、その形状及び広さにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。</p> <p>五 島の名称は、その形状又は大きさにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。島の名称と島における唯一の居住地名が同名であり、かつ、島の形状又は大きさにより双方の表示位置が近接する場合には、居住地名をもって島の名称を兼ねることができる。</p>	<p>(水 部)</p> <p>第 7 3 条 水部の名称の表示は、次による。</p> <p>一 河川の名称は、線状対象物の注記法により表示する。</p> <p>二 図郭隅等で線状対象物として表示できない河川については、小対象物又は地域の注記法で表示することができる。</p> <p>三 湖、池及び沼の名称は、その形状及び広さにより小対象物又は地域の注記法で表示する。</p> <p>四 海湾の名称は、その呼称される範囲が比較的狭い内湾等に限り、その形状及び広さにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。</p> <p>五 島の名称は、その形状又は大きさにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。島の名称と島における唯一の居住地名が同名であり、かつ、島の形状又は大きさにより双方の表示位置が近接する場合には、居住地名をもって島の名称を兼ねることができる。</p>	
<p>(水部に関する構造物)</p> <p>第 7 4 条 せき、水門、ダム、渡船発着所等の名称は、その規模に応じて、小対象物又は線状対象物の注記法で表示する。</p>	<p>(水部に関する構造物)</p> <p>第 7 4 条 せき、水門、ダム、渡船発着所等の名称は、その規模に応じて、小対象物又は線状対象物の注記法で表示する。</p>	
<p>(諸地・場地)</p> <p>第 7 5 条 諸地・場地の名称は、地域の注記法により表示する。ただし、図上の面積が狭小等のためこれによることが適当でない場合は、小対象物又は線状対象物の注記法により表示することができる。</p>	<p>(諸地・場地)</p> <p>第 7 5 条 諸地・場地の名称は、地域の注記法により表示する。ただし、図上の面積が狭小等のためこれによることが適当でない場合は、小対象物又は線状対象物の注記法により表示することができる。</p>	
<p>(山 地)</p> <p>第 7 6 条 山地の名称の表示は、次による。</p> <p>一 山、丘、尖峰等は、著名なもの又は用図上重要なものについて、その頂上部に対して小対象物及び地域の注記法により表示する。</p> <p>二 谷及び沢の名称は、線状対象物の注記法により、その字列の中心が谷線上にあるよう表示する。ただし、流水がある場合は、第 7 3 条（水部）一及び二の規定に準じて表示する。</p>	<p>(山 地)</p> <p>第 7 6 条 山地の名称の表示は、次による。</p> <p>一 山、丘、尖峰等は、著名なもの又は用図上重要なものについて、その頂上部に対して小対象物及び地域の注記法により表示する。</p> <p>二 谷及び沢の名称は、線状対象物の注記法により、その字列の中心が谷線上にあるよう表示する。ただし、流水がある場合は、第 7 3 条（水部）一及び二の規定に準じて表示する。</p>	
<p>(基準点の標高)</p> <p>第 7 7 条 電子基準点、三角点、水準点等の標高数値は、記号の右側に表示する。ただし、その注記位置が他の重要な地物と重複する場合は、適宜移動して表示することができる。</p>	<p>(基準点の標高)</p> <p>第 7 7 条 電子基準点、三角点、水準点等の標高数値は、記号の右側に表示する。ただし、その注記位置が他の重要な地物と重複する場合は、適宜移動して表示することができる。</p>	
<p>(等高線数値)</p> <p>第 7 8 条 等高線数値の表示は、次による。</p> <p>一 数値は、主として計曲線、補助曲線及び凹地を示す曲線に表示する。ただし、平坦地で読図上必要な場合は、主曲線に表示することができる。</p> <p>二 数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示し、曲率の大きい尾根及び谷線上には表示しない。</p> <p>三 数値は、等高線を間断し、等高線と字列の中心を一致させて表示する。</p> <p>四 表示密度は、基準点を含めて、図上 10 cm×10 cm に 10 個を標準とする。</p>	<p>(等高線数値)</p> <p>第 7 8 条 等高線数値の表示は、次による。</p> <p>一 数値は、主として計曲線、補助曲線及び凹地を示す曲線に表示する。ただし、平坦地で読図上必要な場合は、主曲線に表示することができる。</p> <p>二 数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示し、曲率の大きい尾根及び谷線上には表示しない。</p> <p>三 数値は、等高線を間断し、等高線と字列の中心を一致させて表示する。</p> <p>四 表示密度は、基準点を含めて、図上 10 cm×10 cm に 10 個を標準とする。</p>	
<p>(説明注記)</p> <p>第 7 9 条 説明注記は、地図記号のみでは状況及び種類が明瞭でない場合に、その種類に応じて小対象物、地域又は線状対象物の注記法により表示する。</p>	<p>(説明注記)</p> <p>第 7 9 条 説明注記は、地図記号のみでは状況及び種類が明瞭でない場合に、その種類に応じて小対象物、地域又は線状対象物の注記法により表示する。</p>	

<p>(例) 道路、鉄道等の建設中 → (建設中)、(宅地造成中)、(耕地整理中) (〇〇工事中)、(工場用地)</p> <p>建物 → (建築中)</p> <p>規模の大きい輸送管の種類 → (水)、(油)、(ガス)</p>	<p>(例) 道路、鉄道等の建設中 → (建設中)、(宅地造成中)、(耕地整理中) (〇〇工事中)、(工場用地)</p> <p>建物 → (建築中)</p> <p>規模の大きい輸送管の種類 → (水)、(油)、(ガス)</p>	
第5章 整飾	第5章 整飾	
第1節 通則	第1節 通則	
<p>(整飾)</p> <p>第80条 整飾とは、図郭を表示し、数値地形図の読解に必要な事項等を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。</p>	<p>(整飾)</p> <p>第80条 整飾とは、図郭を表示し、数値地形図の読解に必要な事項等を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。</p>	
<p>(整飾の表示事項)</p> <p>第81条 整飾の表示事項は、設計書または特記仕様書によるものとする。ただし、数値地形図の凡例には、「平面直角座標値は、世界測地系による。」ことを表示する。</p>	<p>(整飾の表示事項)</p> <p>第81条 整飾の表示事項は、設計書または特記仕様書によるものとする。ただし、数値地形図の凡例には、「平面直角座標値は、世界測地系による。」ことを表示する。</p>	

付録7 公共測量標準図式 数値地形図データファイル仕様

改正案	現行（平成28年3月31日改正）	コメント
<p>第1章 総則 第1節 総則</p>	<p>第1章 総則 第1節 総則</p>	
<p>(ファイル仕様のバージョン) 第82条 本規約に基づく数値地形図データファイルのバージョンは、1とする。 2 ファイル内のいずれかの空き領域を利用した場合には、空き領域区分に空き領域の使用を示す任意の数値を記述するものとする。</p>	<p>(ファイル仕様のバージョン) 第82条 本規約に基づく数値地形図データファイルのバージョンは、1とする。 2 ファイル内のいずれかの空き領域を利用した場合には、空き領域区分に空き領域の使用を示す任意の数値を記述するものとする。</p>	
<p>(座標軸と原点) 第83条 数値地形図データファイルの座標軸は測量座標系とし、原点は図郭左下とする。</p>  <p>2 写真地図データファイルの座標軸は画像座標系とし、原点座標は図郭左上画素中央とする。 3 写真地図データファイルの位置情報ファイルの座標軸は数学座標系とし、原点座標は平面直角座標系の原点と同一とする。</p>	<p>(座標軸と原点) 第83条 数値地形図データファイルの座標軸は測量座標系とし、原点は図郭左下とする。</p>  <p>2 写真地図データファイルの座標軸は画像座標系とし、原点座標は図郭左上画素中央とする。 3 写真地図データファイルの位置情報ファイルの座標軸は数学座標系とし、原点座標は平面直角座標系の原点と同一とする。</p>	
<p>(図郭割り) 第84条 図郭割りは、原則として座標軸に平行な矩形に分割する。 2 図郭割りとデータを格納するファイル単位は、一致させるものとする。 3 図郭座標は、その四隅座標を全て記録するものとする。 4 図郭割りの分割法は、次の各号に従うものとする。 一 区画名は、各座標系のY軸及びX軸を基準とし、南北300km、東西160kmを含む区域を30km×40kmの長方形に分割して区画を定め、下図によりアルファベット大文字の組合せで表示する。</p>	<p>(図郭割り) 第84条 図郭割りは、原則として座標軸に平行な矩形に分割する。 2 図郭割りとデータを格納するファイル単位は、一致させるものとする。 3 図郭座標は、その四隅座標を全て記録するものとする。 4 図郭割りの分割法は、次の各号に従うものとする。 一 区画名は、各座標系のY軸及びX軸を基準とし、南北300km、東西160kmを含む区域を30km×40kmの長方形に分割して区画を定め、下図によりアルファベット大文字の組合せで表示する。</p>	

(+300km)

	A	B	C	D	E	F	G	H
A	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH
B	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH
C	CA	CB	CC	CD	CE	CF	CG	CH
D	DA	DB	DC	DD	DE	DF	DG	DH
E	EA	EB	EC	ED	EE	EF	EG	EH
F	FA	FB	FC	FD	FE	FF	FG	FH
G	GA	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH
H	HA	HB	HC	HD	HE	HF	HG	HH
I	IA	IB	IC	ID	IE	IF	IG	IH
J	JA	JB	JC	JD	JE	JF	JG	JH
K	KA	KB	KC	KD	KE	KF	KG	KH
L	LA	LB	LC	LD	LE	LF	LG	LH
M	MA	MB	MC	MD	ME	MF	MG	MH
N	NA	NB	NC	ND	NE	NF	NG	NH
O	OA	OB	OC	OD	OE	OF	OG	OH
P	PA	PB	PC	PD	PE	PF	PG	PH
Q	QA	QB	QC	QD	QE	QF	QG	QH
R	RA	RB	RC	RD	RE	RF	RG	RH
S	SA	SB	SC	SD	SE	SF	SG	SH
T	TA	TB	TC	TD	TE	TF	TG	TH

30km

←-----→
160km

40km

(-300km)

二 地図情報レベル 5000 にあつては座標系内の 1 区画を 100 等分し、下図によりアラビア数字で表示する。

(+300km)

	A	B	C	D	E	F	G	H
A	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH
B	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH
C	CA	CB	CC	CD	CE	CF	CG	CH
D	DA	DB	DC	DD	DE	DF	DG	DH
E	EA	EB	EC	ED	EE	EF	EG	EH
F	FA	FB	FC	FD	FE	FF	FG	FH
G	GA	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH
H	HA	HB	HC	HD	HE	HF	HG	HH
I	IA	IB	IC	ID	IE	IF	IG	IH
J	JA	JB	JC	JD	JE	JF	JG	JH
K	KA	KB	KC	KD	KE	KF	KG	KH
L	LA	LB	LC	LD	LE	LF	LG	LH
M	MA	MB	MC	MD	ME	MF	MG	MH
N	NA	NB	NC	ND	NE	NF	NG	NH
O	OA	OB	OC	OD	OE	OF	OG	OH
P	PA	PB	PC	PD	PE	PF	PG	PH
Q	QA	QB	QC	QD	QE	QF	QG	QH
R	RA	RB	RC	RD	RE	RF	RG	RH
S	SA	SB	SC	SD	SE	SF	SG	SH
T	TA	TB	TC	TD	TE	TF	TG	TH

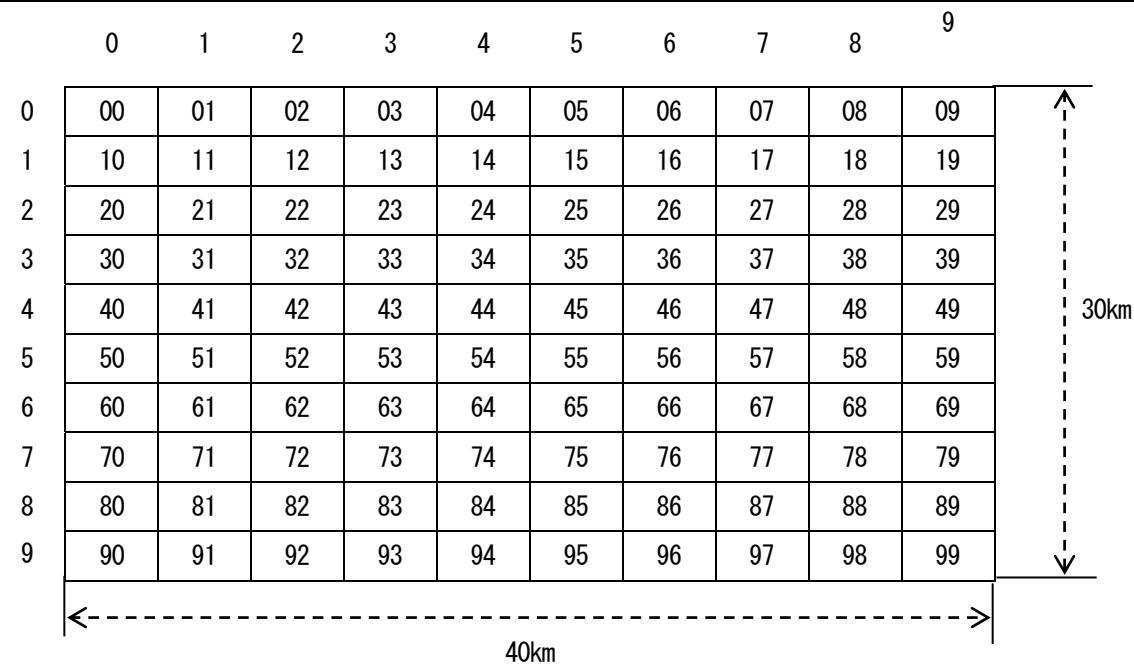
30km

←-----→
160km

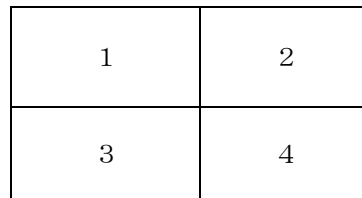
40km

(-300km)

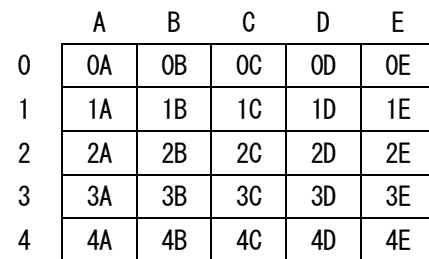
二 地図情報レベル 5000 にあつては座標系内の 1 区画を 100 等分し、下図によりアラビア数字で表示する。



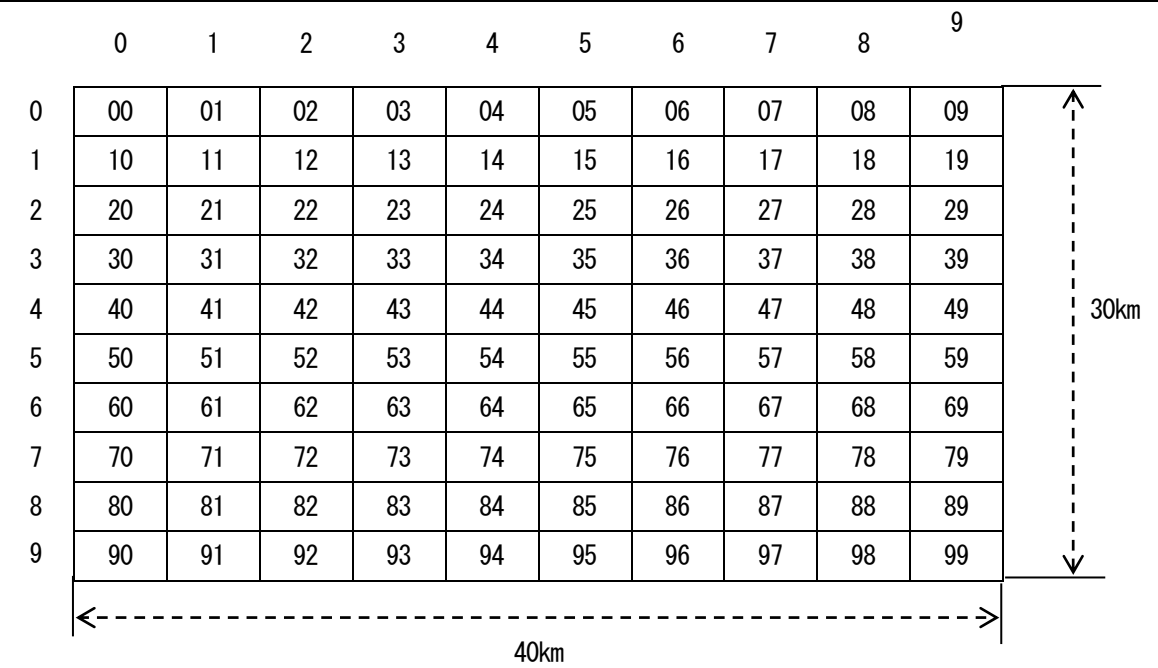
三 地図情報レベル 2500 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 2 等分して得られる 4 個の区画に北西側、北東側、南西側、南東側の順に 1～4 のアラビア数字で区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。



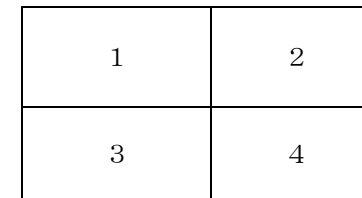
四 地図情報レベル 1000 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 5 等分して得られる 25 個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。



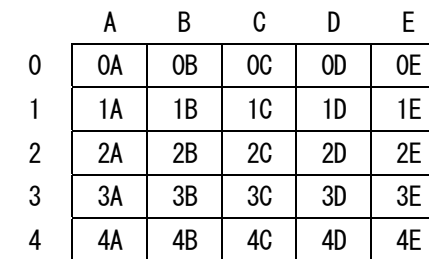
五 地図情報レベル 500 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 10 等分して得られる 100 個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。



三 地図情報レベル 2500 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 2 等分して得られる 4 個の区画に北西側、北東側、南西側、南東側の順に 1～4 のアラビア数字で区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。



四 地図情報レベル 1000 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 5 等分して得られる 25 個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。



五 地図情報レベル 500 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 10 等分して得られる 100 個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99

六 地図情報レベル 250 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 20 等分して得られる 400 個の区画を次の図例に従つて区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

	<u>A</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	<u>E</u>	<u>F</u>	<u>G</u>	<u>H</u>	<u>I</u>	<u>J</u>	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>	<u>P</u>	<u>Q</u>	<u>R</u>	<u>S</u>	<u>T</u>
<u>A</u>	<u>AA</u>	<u>AB</u>	<u>AC</u>	<u>AD</u>	<u>AE</u>	<u>AF</u>	<u>AG</u>	<u>AH</u>	<u>AI</u>	<u>AJ</u>	<u>AK</u>	<u>AL</u>	<u>AM</u>	<u>AN</u>	<u>AO</u>	<u>AP</u>	<u>AQ</u>	<u>AR</u>	<u>AS</u>	<u>AT</u>
<u>B</u>	<u>BA</u>	<u>BB</u>	<u>BC</u>	<u>BD</u>	<u>BE</u>	<u>BF</u>	<u>BG</u>	<u>BH</u>	<u>BI</u>	<u>BJ</u>	<u>BK</u>	<u>BL</u>	<u>BM</u>	<u>BN</u>	<u>BO</u>	<u>BP</u>	<u>BQ</u>	<u>BR</u>	<u>BS</u>	<u>BT</u>
<u>C</u>	<u>CA</u>	<u>CB</u>	<u>CC</u>	<u>CD</u>	<u>CE</u>	<u>CF</u>	<u>CG</u>	<u>CH</u>	<u>CI</u>	<u>CJ</u>	<u>CK</u>	<u>CL</u>	<u>CM</u>	<u>CN</u>	<u>CO</u>	<u>CP</u>	<u>CQ</u>	<u>CR</u>	<u>CS</u>	<u>CT</u>
<u>D</u>	<u>DA</u>	<u>DB</u>	<u>DC</u>	<u>DD</u>	<u>DE</u>	<u>DF</u>	<u>DG</u>	<u>DH</u>	<u>DI</u>	<u>DJ</u>	<u>DK</u>	<u>DL</u>	<u>DM</u>	<u>DN</u>	<u>DO</u>	<u>DP</u>	<u>DQ</u>	<u>DR</u>	<u>DS</u>	<u>DT</u>
<u>E</u>	<u>EA</u>	<u>EB</u>	<u>EC</u>	<u>ED</u>	<u>EE</u>	<u>EF</u>	<u>EG</u>	<u>EH</u>	<u>EI</u>	<u>EJ</u>	<u>EK</u>	<u>EL</u>	<u>EM</u>	<u>EN</u>	<u>EO</u>	<u>EP</u>	<u>EQ</u>	<u>ER</u>	<u>ES</u>	<u>ET</u>
<u>F</u>	<u>FA</u>	<u>FB</u>	<u>FC</u>	<u>FD</u>	<u>FE</u>	<u>FF</u>	<u>FG</u>	<u>FH</u>	<u>FI</u>	<u>FJ</u>	<u>FK</u>	<u>FL</u>	<u>FM</u>	<u>FN</u>	<u>FO</u>	<u>FP</u>	<u>FQ</u>	<u>FR</u>	<u>FS</u>	<u>FT</u>
<u>G</u>	<u>GA</u>	<u>GB</u>	<u>GC</u>	<u>GD</u>	<u>GE</u>	<u>GF</u>	<u>GG</u>	<u>GH</u>	<u>GI</u>	<u>GJ</u>	<u>GK</u>	<u>GL</u>	<u>GM</u>	<u>GN</u>	<u>GO</u>	<u>GP</u>	<u>GQ</u>	<u>GR</u>	<u>GS</u>	<u>GT</u>
<u>H</u>	<u>HA</u>	<u>HB</u>	<u>HC</u>	<u>HD</u>	<u>HE</u>	<u>HF</u>	<u>HG</u>	<u>HH</u>	<u>HI</u>	<u>HJ</u>	<u>HK</u>	<u>HL</u>	<u>HM</u>	<u>HN</u>	<u>HO</u>	<u>HP</u>	<u>HQ</u>	<u>HR</u>	<u>HS</u>	<u>HT</u>
<u>I</u>	<u>IA</u>	<u>IB</u>	<u>IC</u>	<u>ID</u>	<u>IE</u>	<u>IF</u>	<u>IG</u>	<u>IH</u>	<u>II</u>	<u>IJ</u>	<u>IK</u>	<u>IL</u>	<u>IM</u>	<u>IN</u>	<u>IO</u>	<u>IP</u>	<u>IQ</u>	<u>IR</u>	<u>IS</u>	<u>IT</u>
<u>J</u>	<u>JA</u>	<u>JB</u>	<u>JC</u>	<u>JD</u>	<u>JE</u>	<u>JF</u>	<u>JG</u>	<u>JH</u>	<u>JI</u>	<u>JJ</u>	<u>JK</u>	<u>JL</u>	<u>JM</u>	<u>JN</u>	<u>JO</u>	<u>JP</u>	<u>JQ</u>	<u>JR</u>	<u>JS</u>	<u>JT</u>
<u>K</u>	<u>KA</u>	<u>KB</u>	<u>KC</u>	<u>KD</u>	<u>KE</u>	<u>KF</u>	<u>KG</u>	<u>KH</u>	<u>KI</u>	<u>KJ</u>	<u>KK</u>	<u>KL</u>	<u>KM</u>	<u>KN</u>	<u>KO</u>	<u>KP</u>	<u>KQ</u>	<u>KR</u>	<u>KS</u>	<u>KT</u>
<u>L</u>	<u>LA</u>	<u>LB</u>	<u>LC</u>	<u>LD</u>	<u>LE</u>	<u>LF</u>	<u>LG</u>	<u>LH</u>	<u>LI</u>	<u>LJ</u>	<u>LK</u>	<u>LL</u>	<u>LM</u>	<u>LN</u>	<u>LO</u>	<u>LP</u>	<u>LQ</u>	<u>LR</u>	<u>LS</u>	<u>LT</u>
<u>M</u>	<u>MA</u>	<u>MB</u>	<u>MC</u>	<u>MD</u>	<u>ME</u>	<u>MF</u>	<u>MG</u>	<u>MH</u>	<u>MI</u>	<u>MJ</u>	<u>MK</u>	<u>ML</u>	<u>MM</u>	<u>MN</u>	<u>MO</u>	<u>MP</u>	<u>MQ</u>	<u>MR</u>	<u>MS</u>	<u>MT</u>
<u>N</u>	<u>NA</u>	<u>NB</u>	<u>NC</u>	<u>ND</u>	<u>NE</u>	<u>NF</u>	<u>NG</u>	<u>NH</u>	<u>NI</u>	<u>NJ</u>	<u>NK</u>	<u>NL</u>	<u>NM</u>	<u>NN</u>	<u>NO</u>	<u>NP</u>	<u>NQ</u>	<u>NR</u>	<u>NS</u>	<u>NT</u>
<u>O</u>	<u>OA</u>	<u>OB</u>	<u>OC</u>	<u>OD</u>	<u>OE</u>	<u>OF</u>	<u>OG</u>	<u>OH</u>	<u>OI</u>	<u>OJ</u>	<u>OK</u>	<u>OL</u>	<u>OM</u>	<u>ON</u>	<u>OO</u>	<u>OP</u>	<u>OQ</u>	<u>OR</u>	<u>OS</u>	<u>OT</u>
<u>P</u>	<u>PA</u>	<u>PB</u>	<u>PC</u>	<u>PD</u>	<u>PE</u>	<u>PF</u>	<u>PG</u>	<u>PH</u>	<u>PI</u>	<u>PJ</u>	<u>PK</u>	<u>PL</u>	<u>PM</u>	<u>PN</u>	<u>PO</u>	<u>PP</u>	<u>PQ</u>	<u>PR</u>	<u>PS</u>	<u>PT</u>
<u>Q</u>	<u>QA</u>	<u>QB</u>	<u>QC</u>	<u>QD</u>	<u>QE</u>	<u>QF</u>	<u>QG</u>	<u>QH</u>	<u>QI</u>	<u>QJ</u>	<u>QK</u>	<u>QL</u>	<u>QM</u>	<u>QN</u>	<u>QO</u>	<u>QP</u>	<u>QQ</u>	<u>QR</u>	<u>QS</u>	<u>QT</u>
<u>R</u>	<u>RA</u>	<u>RB</u>	<u>RC</u>	<u>RD</u>	<u>RE</u>	<u>RF</u>	<u>RG</u>	<u>RH</u>	<u>RI</u>	<u>RJ</u>	<u>RK</u>	<u>RL</u>	<u>RM</u>	<u>RN</u>	<u>RO</u>	<u>RP</u>	<u>RQ</u>	<u>RR</u>	<u>RS</u>	<u>RT</u>
<u>S</u>	<u>SA</u>	<u>SB</u>	<u>SC</u>	<u>SD</u>	<u>SE</u>	<u>SF</u>	<u>SG</u>	<u>SH</u>	<u>SI</u>	<u>SJ</u>	<u>SK</u>	<u>SL</u>	<u>SM</u>	<u>SN</u>	<u>SO</u>	<u>SP</u>	<u>SQ</u>	<u>SR</u>	<u>SS</u>	<u>ST</u>
<u>T</u>	<u>TA</u>	<u>TB</u>	<u>TC</u>	<u>TD</u>	<u>TE</u>	<u>TF</u>	<u>TG</u>	<u>TH</u>	<u>TI</u>	<u>TJ</u>	<u>TK</u>	<u>TL</u>	<u>TM</u>	<u>TN</u>	<u>TO</u>	<u>TP</u>	<u>TQ</u>	<u>TR</u>	<u>TS</u>	<u>TT</u>

5 路線等に沿つたデータ整備の場合は、次の各号による。

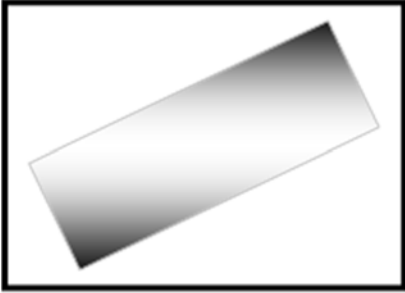
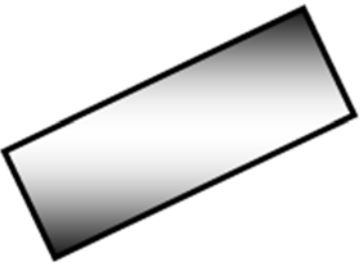
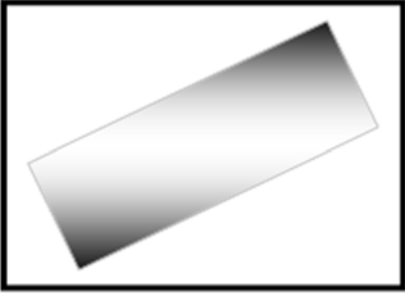
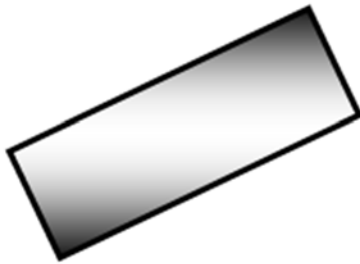
- 一 データ領域を座標軸に平行な矩形で覆うことを原則とするが、座標値が格納できる範囲でデータ領域を満たす斜めの矩形でもよいものとする。
- 二 図郭識別番号は、任意の番号でもよいものとする。
- 三 斜めの矩形で図郭割りを行う場合には、メートル位未満の図郭座標を設定してもよいものとする。
- 四 斜めの矩形で図郭割りを行う場合の図郭座標は、数値地形図原図の左下を左下図郭座標、右上を右上図郭座標とするものとする。

5 路線等に沿つたデータ整備の場合は、次の各号による。

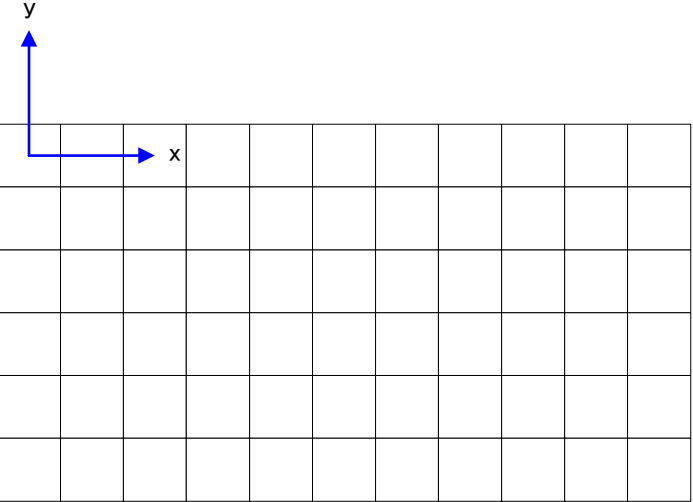
- 一 データ領域を座標軸に平行な矩形で覆うことを原則とするが、座標値が格納できる範囲でデータ領域を満たす斜めの矩形でもよいものとする。
- 二 図郭識別番号は、任意の番号でもよいものとする。
- 三 斜めの矩形で図郭割りを行う場合には、m単位未満の図郭座標を設定してもよいものとする。
- 四 斜めの矩形で図郭割りを行う場合の図郭座標は、数値地形図原図の左下を左下図郭座標、右上を右上図郭座標とするものとする。

地図情報
レベル
250 を追
加

表現の変
更

 <p>座標軸に平行な矩形で覆う場合</p>  <p>斜めの矩形で覆う場合</p>	 <p>座標軸に平行な矩形で覆う場合</p>  <p>斜めの矩形で覆う場合</p>	
<p>(ファイルの命名則)</p> <p>第85条 ファイル名は、図郭割り番号を準用する。</p> <p>例. <u>地図情報レベル 250</u>.....09LD00AA~TT 地図情報レベル 500.....09LD0000~99 地図情報レベル 1000.....09LD000A~4E 地図情報レベル 2500.....09LD001~4 地図情報レベル 5000.....09LD00~99</p> <p>2 ファイルの拡張子は、次の各号による。</p> <p>一 インデックスファイルは、数値地形図データインデックスとする。</p> <p>二 データファイルは、数値地形図データとする。</p>	<p>(ファイルの命名則)</p> <p>第85条 ファイル名は、図郭割り番号を準用する。</p> <p>例. 地図情報レベル 500.....09LD0000~99 地図情報レベル 1000.....09LD000A~4E 地図情報レベル 2500.....09LD001~4 地図情報レベル 5000.....09LD00~99</p> <p>2 ファイルの拡張子は、次の各号による。</p> <p>一 インデックスファイルは、数値地形図データインデックスとする。</p> <p>二 データファイルは、数値地形図データとする。</p>	<p>地図情報 レベル 250 を追 加</p>
<p>(データファイルの更新)</p> <p>第86条 データファイルを更新する場合、消去されたデータはデータファイルから取り除くものとする。ただし、消去されたデータの履歴が必要な場合は、消去年月を記録して残すものとする。</p> <p>2 更新されたデータファイル内の要素識別番号は、1 から付番するものとする。</p>	<p>(データファイルの更新)</p> <p>第86条 データファイルを更新する場合、消去されたデータはデータファイルから取り除くものとする。ただし、消去されたデータの履歴が必要な場合は、消去年月を記録して残すものとする。</p> <p>2 更新されたデータファイル内の要素識別番号は、1 から付番するものとする。</p>	
<p>(世界測地系への座標変換)</p> <p>第87条 日本測地系から世界測地系への座標変換する場合は、図郭割りも世界測地系に従うものとする。</p> <p>2 ただし、1 回を限度として日本測地系の図郭割りを採用することができる。この場合は、変換後の図郭四隅座標を <u>ミリメートル位</u> で図郭座標として記録するものとする。</p>	<p>(世界測地系への座標変換)</p> <p>第87条 日本測地系から世界測地系への座標変換する場合は、図郭割りも世界測地系に従うものとする。</p> <p>2 ただし、1 回を限度として日本測地系の図郭割りを採用することができる。この場合は、変換後の図郭四隅座標を <u>mm 単位</u> で図郭座標として記録するものとする。</p>	<p>表現の変 更</p>
<p>(必須項目と選択項目)</p> <p>第88条 ファイル仕様の各項目は、必須項目と選択項目に分類する。</p> <p>2 選択項目の使用は、受発注者間の協議による。</p>	<p>(必須項目と選択項目)</p> <p>第88条 ファイル仕様の各項目は、必須項目と選択項目に分類する。</p> <p>2 選択項目の使用は、受発注者間の協議による。</p>	
<p>第2章 数値地形図データファイル仕様</p>	<p>第2章 数値地形図データファイル仕様</p>	
<p>第1節 通則</p> <p>(座標値の単位)</p> <p>第89条 水平座標値(X, Y)の単位は、次の各号に従うものとする。ただし、図郭座標は地図情報レベルに関係なく <u>メートル位</u> とする。</p> <p>一 地図情報レベル 500 及び 1000 では、<u>ミリメートル位</u> とする。</p> <p>二 地図情報レベル 2500 及び 5000 では、<u>センチメートル位</u> とする。</p> <p>三 地図情報レベル 10000 では、<u>メートル位</u> とする。</p> <p>2 標高値(Z)は、次の各号に従うものとする。</p> <p>一 属性数値に標高値(Z)を与える場合は、<u>ミリメートル位</u> とする。</p> <p>二 属性数値以外の標高値(Z)は、水平座標値(X, Y)に準ずる。</p>	<p>(座標値の単位)</p> <p>第89条 水平座標値(X, Y)の単位は、次の各号に従うものとする。ただし、図郭座標は地図情報レベルに関係なく <u>m 単位</u> とする。</p> <p>一 地図情報レベル 500 及び 1000 では、<u>mm 単位</u> とする。</p> <p>二 地図情報レベル 2500 及び 5000 では、<u>cm 単位</u> とする。</p> <p>三 地図情報レベル 10000 では、<u>m 単位</u> とする。</p> <p>2 標高値(Z)の単位は、次の各号に従うものとする。</p> <p>一 属性数値に標高値(Z)を与える場合は、<u>mm 単位</u> とする。</p> <p>二 属性数値以外の標高値(Z)の単位は、水平座標値(X, Y)に準ずる。</p>	<p>表現の変 更</p>
<p>(図郭座標の端数)</p> <p>第90条 図郭座標端数の符号は、図郭座標の符号と同一とする。</p> <p>例えば、"-1234.56" は、図郭座標カラムには"-1234" を、図郭座標端数カラムには"-56" を記述する。</p>	<p>(図郭座標の端数)</p> <p>第90条 図郭座標端数の符号は、図郭座標の符号と同一とする。</p> <p>例えば、"-1234.56" は、図郭座標カラムには"-1234" を、図郭座標端数カラムには"-56" を記述する。</p>	
<p>(角 度)</p> <p>第91条 角度の単位は、度単位とする。</p>	<p>(角 度)</p> <p>第91条 角度の単位は、度単位とする。</p>	

<p>(点データの記述)</p> <p>第92条 点データは、要素レコードのみを使用して格納するものとし、レコード数、データ数には0を与える。</p> <p>2 点データが標高値を保持している場合は、属性数値に<u>ミリメートル位</u>で格納するものとする。</p> <p>3 点データは、特別な理由がないかぎり、方向データに変更してはならない。</p>	<p>(点データの記述)</p> <p>第92条 点データは、要素レコードのみを使用して格納するものとし、レコード数、データ数には0を与える。</p> <p>2 点データが標高値を保持している場合は、属性数値に<u>mm 単位</u>で格納するものとする。</p> <p>3 点データは、特別な理由がないかぎり、方向データに変更してはならない。</p>	表現の変更
<p>(等高線データの記述)</p> <p>第93条 等高線データは、要素レコードと2次元座標レコードを使用して格納するものとする。</p> <p>2 等高線標高は、要素レコードの属性数値に<u>ミリメートル位</u>で格納するものとする。</p>	<p>(等高線データの記述)</p> <p>第93条 等高線データは、要素レコードと2次元座標レコードを使用して格納するものとする。</p> <p>2 等高線標高は、要素レコードの属性数値に<u>mm 単位</u>で格納するものとする。</p>	表現の変更
<p>(属性数値)</p> <p>第94条 属性数値は、<u>ミリメートル位</u>で格納するものとする。</p> <p>2 有効桁数以下の数値は、0を与えるものとする。</p> <p>3 データが属性数値を持たない場合は、空白とする。</p>	<p>(属性数値)</p> <p>第94条 属性数値は、<u>mm 単位</u>で格納するものとする。</p> <p>2 有効桁数以下の数値は、0を与えるものとする。</p> <p>3 データが属性数値を持たない場合は、空白とする。</p>	表現の変更
<p>(ファイルの座標次元)</p> <p>第95条 ファイルの座標次元は、3次元を標準とする。</p> <p>2 3次元で取得されたデータであっても、標高が同一な場合には、Z値を要素レコードの属性数値に格納し、2次元座標とする。</p> <p>3 2次元で取得あるいは数値編集時に標高値を破棄したデータも、同一のファイルに2次元要素として格納する。</p>	<p>(ファイルの座標次元)</p> <p>第95条 ファイルの座標次元は、3次元を標準とする。</p> <p>2 3次元で取得されたデータであっても、標高が同一な場合には、Z値を要素レコードの属性数値に格納し、2次元座標とする。</p> <p>3 2次元で取得あるいは数値編集時に標高値を破棄したデータも、同一のファイルに2次元要素として格納する。</p>	
<p>(レコード)</p> <p>第96条 レコード長は、84バイト固定長とする。</p> <p>2 各レコードの区切りには、CR(0Dh)LF(0Ah)を与えるものとする。</p>	<p>(レコード)</p> <p>第96条 レコード長は、84バイト固定長とする。</p> <p>2 各レコードの区切りには、CR(0Dh)LF(0Ah)を与えるものとする。</p>	
<p>(代表点の座標)</p> <p>第97条 点データ及び注記データにおいては、データの原点座標を代表点の座標に格納するものとする。</p>	<p>(代表点の座標)</p> <p>第97条 点データ及び注記データにおいては、データの原点座標を代表点の座標に格納するものとする。</p>	
<p>(年月の記述)</p> <p>第98条 年月の記述は、期間が複数月にまたがる場合には最終の年月を与えるものとする。</p> <p>2 取得年月は、原則として納品年月とする。</p>	<p>(年月の記述)</p> <p>第98条 年月の記述は、期間が複数月にまたがる場合には最終の年月を与えるものとする。</p> <p>2 取得年月は、原則として納品年月とする。</p>	
<p>(文字コード)</p> <p>第99条 文字コードは、Shift-JISとする。</p> <p>2 使用する文字の範囲は、JIS第一水準と第二水準とする。</p>	<p>(文字コード)</p> <p>第99条 文字コードは、Shift-JISとする。</p> <p>2 使用する文字の範囲は、JIS第一水準と第二水準とする。</p>	
<p>第3章 写真地図データファイル仕様</p>	<p>第3章 写真地図データファイル仕様</p>	
<p>第1節 通則</p>	<p>第1節 通則</p>	
<p>(図郭割り)</p> <p>第100条 写真地図データファイルの格納は、<u>国土基本図の図郭</u>を基本とした図郭単位とし、適宜分割することができる。</p> <p>2 写真地図データファイルの位置情報を付加するためのインデックスファイルとして、位置情報ファイルを図郭ごとに作成する。</p>	<p>(図郭割り)</p> <p>第100条 写真地図データファイルの格納は、<u>国土基本図図郭</u>を基本とした図郭単位とし、適宜分割することができる。</p> <p>2 写真地図データファイルの位置情報を付加するためのインデックスファイルとして、位置情報ファイルを図郭ごとに作成する。</p>	表現の変更
<p>第2節 写真地図データファイル</p>	<p>第2節 写真地図データファイル</p>	
<p>(ファイル仕様)</p> <p>第101条 写真地図データファイルは、原則として非圧縮TIFF仕様で格納するものとする。</p>	<p>(ファイル仕様)</p> <p>第101条 写真地図データファイルは、原則として非圧縮TIFF仕様で格納するものとする。</p>	
<p>(ファイル命名則)</p> <p>第102条 写真地図データファイルの名称は、数値地形図データファイル名称に準じる。</p> <p>2 写真地図データファイルの拡張子は、TIFとする。</p>	<p>(ファイル命名則)</p> <p>第102条 写真地図データファイルの名称は、数値地形図データファイル名称に準じる。</p> <p>2 写真地図データファイルの拡張子は、TIFとする。</p>	

<p>第3節 位置情報ファイル (ファイル仕様) 第103条 位置情報ファイルは、原則としてワールドファイル仕様で格納するものとする。 2 ワールドファイル仕様は、次の各号による。 一 画像座標系から<u>平面直角座標系</u>へ変換を行う際の、アフィン変換の6パラメータ(a から f)を順番に各1行で記述する。 アフィン変換は、次式で表される。 $\begin{cases} x' = ax + cy + e \\ y' = bx + dy + f \end{cases}$ ここで、 x' : <u>平面直角座標系</u>のx座標 (数学系-東西、単位:m) y' : <u>平面直角座標系</u>のy座標 (数学系-南北、単位:m) x : 画像座標系のx座標 (コラム又は列、単位:画素) y : 画像座標系のy座標 (ロウ又は行、単位:画素) $a \sim f$: アフィン変数 二 <u>画像座標</u>の原点は、下図に示す左上画素の中心を原点とする。</p> 	<p>第3節 位置情報ファイル (ファイル仕様) 第103条 位置情報ファイルは、原則としてワールドファイル仕様で格納するものとする。 2 ワールドファイル仕様は、次の各号による。 一 画像座標系から<u>地上座標系</u>へ変換を行う際の、アフィン変換の6パラメータ(a から f)を順番に各1行で記述する。 アフィン変換は、次式で表される。 $\begin{cases} x' = ax + cy + e \\ y' = bx + dy + f \end{cases}$ ここで、 x' : <u>地上座標系</u>のx座標 (数学系-東西、単位:m) y' : <u>地上座標系</u>のy座標 (数学系-南北、単位:m) x : 画像座標系のx座標 (コラム又は列、単位:画素) y : 画像座標系のy座標 (ロウ又は行、単位:画素) $a \sim f$: アフィン変数 二 <u>座標</u>の原点は、下図に示す左上画素の中心を原点とする。</p> 	<p>表現の変更 表現の変更 表現の変更</p>
<p>(ファイル命名則) 第104条 ワールドファイルの名称は、写真地図データファイル名称に準じる。 2 ワールドファイルの拡張子は、TFW とする。</p>	<p>(ファイル命名則) 第104条 ワールドファイルの名称は、写真地図データファイル名称に準じる。 2 ワールドファイルの拡張子は、TFW とする。</p>	
第4章 数値地形図データファイル説明書		
<p>(作業地域表) 第105条 作業地域表は、一作業につき一表を作成する。 2 図郭割り標定図は、別途作成する。 3 特記事項に関しては、仕様等の特記すべき事項を記述する。</p>	<p>(作業地域表) 第105条 作業地域表は、一作業につき一表を作成する。 2 図郭割り標定図は、別途作成する。 3 特記事項に関しては、仕様等の特記すべき事項を記述する。</p>	
<p>(データ管理表) 第106条 データ管理表は、一作業につき一表を作成する。</p>	<p>(データ管理表) 第106条 データ管理表は、一作業につき一表を作成する。</p>	
<p>(データ更新記録表) 第107条 数値地形図データファイルの更新(修正測量)を行った場合に、その履歴を記録する。</p>	<p>(データ更新記録表) 第107条 数値地形図データファイルの更新(修正測量)を行った場合に、その履歴を記録する。</p>	
<p>(記録媒体記録票) 第108条 数値地形図データファイルを記録媒体に記録した場合に、その記録媒体に貼付する。</p>	<p>(記録媒体記録票) 第108条 数値地形図データファイルを記録媒体に記録した場合に、その記録媒体に貼付する。</p>	
<p>(ユーザー領域説明書) 第109条 各レコードの空き領域を使用した場合には、その使用したコラム、書式とともに、その内容を記述</p>	<p>(ユーザー領域説明書) 第109条 各レコードの空き領域を使用した場合には、その使用したコラム、書式とともに、その内容を記述</p>	

する。	する。	
<p>(データ項目別オプションリスト)</p> <p>第110条 数値地形図データ取得分類基準表以外の分類を使用した場合、作業規程の準則で規定されていない、又はオプションとして規定されている方法で作成したデータ項目について、そのオプションの内容を記述する。</p> <p>2 注記表示情報とは、字大・字隔・線号を示す。</p> <p>3 オプションリストに関する付属書類は、必要に応じて作成する。</p>	<p>(データ項目別オプションリスト)</p> <p>第110条 数値地形図データ取得分類基準表以外の分類を使用した場合、作業規程の準則で規定されていない、又はオプションとして規定されている方法で作成したデータ項目について、そのオプションの内容を記述する。</p> <p>2 注記表示情報とは、字大・字隔・線号を示す。</p> <p>3 オプションリストに関する付属書類は、必要に応じて作成する。</p>	
<p>(属性区分表)</p> <p>第111条 属性データを用いた場合には、属性区分を設定し、その内容を属性区分表に整理するものとする。</p>	<p>(属性区分表)</p> <p>第111条 属性データを用いた場合には、属性区分を設定し、その内容を属性区分表に整理するものとする。</p>	
<p>(外字記録表)</p> <p>第112条 数値地形図データファイル作成時に外字を使用することが望ましい文字がある場合には、外字記録票に記録するものとする。</p>	<p>(外字記録表)</p> <p>第112条 数値地形図データファイル作成時に外字を使用することが望ましい文字がある場合には、外字記録票に記録するものとする。</p>	
<p>第5章 三次元点群データ説明書</p>		新章追加
<p>(要旨)</p> <p>第113条 <u>三次元点群データを数値地形図データファイル以外のファイル仕様に格納する場合には、三次元点群データ説明書を作成するものとする。</u></p> <p>2 <u>三次元点群データ説明書に記載する情報は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>基本情報</u></p> <p>二 <u>観測情報</u></p>		
<p>(基本情報)</p> <p>第114条 <u>基本情報は、次の各号を標準とする。</u></p> <p>一 <u>地図情報レベル又は精度基準(要求精度)</u></p> <p>二 <u>公共測量承認番号</u></p> <p>三 <u>測地成果識別</u></p> <p>四 <u>測量手法</u></p> <p>五 <u>使用機器</u></p> <p>六 <u>観測年月</u></p> <p>七 <u>観測密度</u></p> <p>八 <u>データ構造</u></p> <p>九 <u>点間隔</u></p> <p>十 <u>座標値の単位</u></p> <p>十一 <u>ファイル仕様</u></p>		
<p>(観測情報)</p> <p>第115条 <u>観測情報は、作業範囲、測線・設置位置、植生や障害物の位置など、観測状況が判断できるものを記載する。</u></p>		

作業地域表

地域名		作成年月日	年月日
座標系		計画機関名	
新規・修正	新規・修正 回	管理部 署	
地図情報レベル		管理者 名	
データ分類	真位置・作図	作業機関名	
地域最小コーナー座標		同 作業部署	
地域最大コーナー座標		責任者 名	
レコードフォーマット		ボリューム数	
オプション項目		記録媒体名	
特記事項			

作業地域表

地域名		作成年月日	年月日
座標系		計画機関名	
新規・修正	新規・修正 回	管理部 署	
地図情報レベル		管理者 名	
データ分類	真位置・作図	作業機関名	
地域最小コーナー座標		同 作業部署	
地域最大コーナー座標		責任者 名	
レコードフォーマット		ボリューム数	
オプション項目		記録媒体名	
特記事項			

データ管理表

ボリューム番号	ファイル番号	図郭識別番号	ブロック数	

データ管理表

ボリューム番号	ファイル番号	図郭識別番号	ブロック数	

ユーザ領域説明書

レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式

ユーザ領域説明書

レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式

データ項目別オプションリスト

オプション項目 表現分類 (名称)	使用している 分類コード	本規程の 分類コード	転位区分	間断区分	*グループピング	*方向性	*属性データ	*注記表示情報	地図記号	摘要

注. *の欄 (オプション) は、オプションを採用した場合に○印を付す。

データ項目別オプションリスト

オプション項目 表現分類 (名称)	使用している 分類コード	本規程の 分類コード	転位区分	間断区分	*グループピング	*方向性	*属性データ	*注記表示情報	地図記号	摘要

(備考) 当該オプションを採用した場合は、○印を付す。

表現の変更

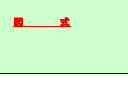
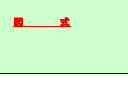
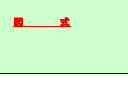

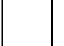
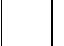

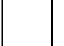
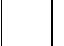
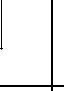
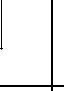

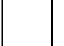
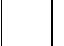
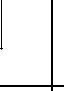


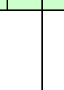
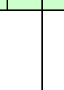

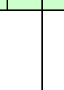




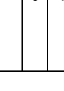

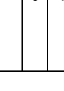



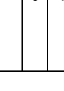

三次元点群データ説明書

作業名		地区		計画機関名	
作業機関名		主任技術者		納品年月	

基本 情報	地図情報レベル又は精度	
	公共測量承認番号	
	測地成果識別	
	測量手法	
	使用機器	
	観測年月	
	観測密度	
	データ構造	
	点間隔	
	座標値の単位	

観測情報	
------	--

追加

改正案												現行 (平成28年3月31日改正)												コメント																																																																																																																																
小物体													小物体																																																																																																																																											
その他の小物体													その他の小物体																																																																																																																																											
4208 自然災害伝承碑																										追加																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大分類</th> <th rowspan="2">小分類</th> <th rowspan="2">分層コード</th> <th rowspan="2">レイヤ</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">地図情報レベル</th> <th rowspan="2">図式</th> <th colspan="5">データタイプ</th> <th rowspan="2">用途</th> </tr> <tr> <th>500</th> <th>1000</th> <th>2500</th> <th>5000</th> <th>取得方法</th> <th>図形区分</th> <th>データ</th> <th>レコード</th> <th>方向</th> <th>属性数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>42</td> <td>08</td> <td></td> <td>自然災害伝承碑</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>  </td> <td> 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) </td> <td>面</td> <td>E1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td> 過去に起きた自然災害に関する情報を伝える恒久的な石碑、モニュメント等をいう。 1. 短辺が図上2.0mm以上の白石を有するものは、白石の正射影を人工斜面 (図式分層コードF1-01) 又は斜面 (図式分層コードF1-10) 等の記号を適用して表示し、該当する位置に記号を表示する。 2. 数値が多まって存在する場合は、主要なものを表示するか又はその中央に表示する。 3. 自然災害伝承碑が建物内にあり、その建物の大きさが図上0.5mm以上の場合は、建物として表示し、当該記号は表示しない。ただし、建物に隣接がなく、主体が自然災害伝承碑の場合は、当該記号で表示する。 4. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を含いた中央とする。 </td> </tr> </tbody> </table>													大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	500	1000	2500	5000	取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値			42	08		自然災害伝承碑						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	過去に起きた自然災害に関する情報を伝える恒久的な石碑、モニュメント等をいう。 1. 短辺が図上2.0mm以上の白石を有するものは、白石の正射影を人工斜面 (図式分層コードF1-01) 又は斜面 (図式分層コードF1-10) 等の記号を適用して表示し、該当する位置に記号を表示する。 2. 数値が多まって存在する場合は、主要なものを表示するか又はその中央に表示する。 3. 自然災害伝承碑が建物内にあり、その建物の大きさが図上0.5mm以上の場合は、建物として表示し、当該記号は表示しない。ただし、建物に隣接がなく、主体が自然災害伝承碑の場合は、当該記号で表示する。 4. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を含いた中央とする。														追加																																																																																	
大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ								用途																																																																																																																																					
						500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値																																																																																																																																								
		42	08		自然災害伝承碑						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	過去に起きた自然災害に関する情報を伝える恒久的な石碑、モニュメント等をいう。 1. 短辺が図上2.0mm以上の白石を有するものは、白石の正射影を人工斜面 (図式分層コードF1-01) 又は斜面 (図式分層コードF1-10) 等の記号を適用して表示し、該当する位置に記号を表示する。 2. 数値が多まって存在する場合は、主要なものを表示するか又はその中央に表示する。 3. 自然災害伝承碑が建物内にあり、その建物の大きさが図上0.5mm以上の場合は、建物として表示し、当該記号は表示しない。ただし、建物に隣接がなく、主体が自然災害伝承碑の場合は、当該記号で表示する。 4. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を含いた中央とする。																																																																																																																																							
4223 噴水													4223 噴水																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大分類</th> <th rowspan="2">小分類</th> <th rowspan="2">分層コード</th> <th rowspan="2">レイヤ</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">地図情報レベル</th> <th rowspan="2">図式</th> <th colspan="5">データタイプ</th> <th rowspan="2">用途</th> </tr> <tr> <th>500</th> <th>1000</th> <th>2500</th> <th>5000</th> <th>取得方法</th> <th>図形区分</th> <th>データ</th> <th>レコード</th> <th>方向</th> <th>属性数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>その他の小物体</td> <td>42</td> <td>23</td> <td></td> <td>噴水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>  </td> <td> 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) </td> <td>面</td> <td>E1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td> 観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)  </td> <td>面</td> <td>E1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td> 観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)  </td> <td>面</td> <td>E1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td> 観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。 </td> </tr> </tbody> </table>													大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	500	1000	2500	5000	取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値		その他の小物体	42	23		噴水						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大分類</th> <th rowspan="2">小分類</th> <th rowspan="2">分層コード</th> <th rowspan="2">レイヤ</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">地図情報レベル</th> <th rowspan="2">図式</th> <th colspan="5">データタイプ</th> <th rowspan="2">用途</th> </tr> <tr> <th>500</th> <th>1000</th> <th>2500</th> <th>5000</th> <th>取得方法</th> <th>図形区分</th> <th>データ</th> <th>レコード</th> <th>方向</th> <th>属性数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>その他の小物体</td> <td>42</td> <td>23</td> <td></td> <td>噴水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>  </td> <td> 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) </td> <td>面</td> <td>E1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td> 観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。 </td> </tr> </tbody> </table>													大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	500	1000	2500	5000	取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値		その他の小物体	42	23		噴水						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。	表現の変更																								
大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ								用途																																																																																																																																					
						500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値																																																																																																																																								
	その他の小物体	42	23		噴水						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。																																																																																																																											
大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途																																																																																																																																								
						500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向		属性数値																																																																																																																																							
	その他の小物体	42	23		噴水						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。																																																																																																																																							
4224 井戸													4224 井戸																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大分類</th> <th rowspan="2">小分類</th> <th rowspan="2">分層コード</th> <th rowspan="2">レイヤ</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">地図情報レベル</th> <th rowspan="2">図式</th> <th colspan="5">データタイプ</th> <th rowspan="2">用途</th> </tr> <tr> <th>500</th> <th>1000</th> <th>2500</th> <th>5000</th> <th>取得方法</th> <th>図形区分</th> <th>データ</th> <th>レコード</th> <th>方向</th> <th>属性数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>その他の小物体</td> <td>42</td> <td>24</td> <td></td> <td>井戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>  </td> <td> 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) </td> <td>面</td> <td>E1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td> 地下水を汲み上げて利用するための施設をいう。 </td> </tr> </tbody> </table>													大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	500	1000	2500	5000	取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値		その他の小物体	42	24		井戸						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	地下水を汲み上げて利用するための施設をいう。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大分類</th> <th rowspan="2">小分類</th> <th rowspan="2">分層コード</th> <th rowspan="2">レイヤ</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">地図情報レベル</th> <th rowspan="2">図式</th> <th colspan="5">データタイプ</th> <th rowspan="2">用途</th> </tr> <tr> <th>500</th> <th>1000</th> <th>2500</th> <th>5000</th> <th>取得方法</th> <th>図形区分</th> <th>データ</th> <th>レコード</th> <th>方向</th> <th>属性数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>その他の小物体</td> <td>42</td> <td>24</td> <td></td> <td>井戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>  </td> <td> 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) </td> <td>面</td> <td>E1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td> 地下水を汲み上げて利用するための施設をいう。 </td> </tr> </tbody> </table>													大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	500	1000	2500	5000	取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値		その他の小物体	42	24		井戸						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	地下水を汲み上げて利用するための施設をいう。	表現の変更																																				
大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ								用途																																																																																																																																					
						500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値																																																																																																																																								
	その他の小物体	42	24		井戸						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	地下水を汲み上げて利用するための施設をいう。																																																																																																																																							
大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途																																																																																																																																								
						500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向		属性数値																																																																																																																																							
	その他の小物体	42	24		井戸						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	地下水を汲み上げて利用するための施設をいう。																																																																																																																																							
4225 油井・ガス井													4225 油井・ガス井																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大分類</th> <th rowspan="2">小分類</th> <th rowspan="2">分層コード</th> <th rowspan="2">レイヤ</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">地図情報レベル</th> <th rowspan="2">図式</th> <th colspan="5">データタイプ</th> <th rowspan="2">用途</th> </tr> <tr> <th>500</th> <th>1000</th> <th>2500</th> <th>5000</th> <th>取得方法</th> <th>図形区分</th> <th>データ</th> <th>レコード</th> <th>方向</th> <th>属性数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>その他の小物体</td> <td>42</td> <td>25</td> <td></td> <td>油井・ガス井</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>  </td> <td> 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) </td> <td>面</td> <td>E1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td> 現在採取中のもので、目標となる施設を有するものをいう。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の小物体</td> <td>42</td> <td>25</td> <td></td> <td>油井・ガス井</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一般</td> <td>  </td> <td> 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) </td> <td>点</td> <td>E5</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td> 油井・ガス井は、現に採取中のものを表示する。 </td> </tr> </tbody> </table>													大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	500	1000	2500	5000	取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値		その他の小物体	42	25		油井・ガス井						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	現在採取中のもので、目標となる施設を有するものをいう。		その他の小物体	42	25		油井・ガス井				一般		真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	点	E5			3	油井・ガス井は、現に採取中のものを表示する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大分類</th> <th rowspan="2">小分類</th> <th rowspan="2">分層コード</th> <th rowspan="2">レイヤ</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">地図情報レベル</th> <th rowspan="2">図式</th> <th colspan="5">データタイプ</th> <th rowspan="2">用途</th> </tr> <tr> <th>500</th> <th>1000</th> <th>2500</th> <th>5000</th> <th>取得方法</th> <th>図形区分</th> <th>データ</th> <th>レコード</th> <th>方向</th> <th>属性数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>その他の小物体</td> <td>42</td> <td>25</td> <td></td> <td>油井・ガス井</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>  </td> <td> 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) </td> <td>面</td> <td>E1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td> 現在採取中のもので、目標となる施設を有するものをいう。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の小物体</td> <td>42</td> <td>25</td> <td></td> <td>油井・ガス井</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一般</td> <td>  </td> <td> 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) </td> <td>点</td> <td>E5</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td> 油井・ガス井は、現に採取中のものを表示する。 </td> </tr> </tbody> </table>													大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	500	1000	2500	5000	取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値		その他の小物体	42	25		油井・ガス井						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	現在採取中のもので、目標となる施設を有するものをいう。		その他の小物体	42	25		油井・ガス井				一般		真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	点	E5			3	油井・ガス井は、現に採取中のものを表示する。	表現の変更
大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ								用途																																																																																																																																					
						500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値																																																																																																																																								
	その他の小物体	42	25		油井・ガス井						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	現在採取中のもので、目標となる施設を有するものをいう。																																																																																																																																							
	その他の小物体	42	25		油井・ガス井				一般		真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	点	E5			3	油井・ガス井は、現に採取中のものを表示する。																																																																																																																																							
大分類	小分類	分層コード	レイヤ	項目	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途																																																																																																																																								
						500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向		属性数値																																																																																																																																							
	その他の小物体	42	25		油井・ガス井						真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	現在採取中のもので、目標となる施設を有するものをいう。																																																																																																																																							
	その他の小物体	42	25		油井・ガス井				一般		真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	点	E5			3	油井・ガス井は、現に採取中のものを表示する。																																																																																																																																							

4226 貯水槽

大分類	小分類	分層コード レイヤ	項目 目次	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値		番号
その他の小物体	42	26	貯水槽	一般道路 河川	貯水槽	貯水槽	貯水槽	貯水槽	貯水槽	真形 構造物の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	水を利用するために蓄えた貯水槽をいう。
										種小 記号の表示位置の点情報を取得						

4226 貯水槽

大分類	小分類	分層コード レイヤ	項目 目次	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値		番号
その他の小物体	42	26	貯水槽	一般道路 河川	貯水槽	貯水槽	貯水槽	貯水槽	貯水槽	真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	水を利用するために蓄えた貯水槽をいう。
										種小 記号の表示位置の点情報を取得						

表現の変更

4227 肥料槽

大分類	小分類	分層コード レイヤ	項目 目次	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値		番号
その他の小物体	42	27	肥料槽	一般道路 河川	肥料槽	肥料槽	肥料槽	肥料槽	肥料槽	真形 構造物の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	肥料を蓄えるために建造されたものをいう。
										種小 記号の表示位置の点情報を取得						

4227 肥料槽

大分類	小分類	分層コード レイヤ	項目 目次	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値		番号
その他の小物体	42	27	肥料槽	一般道路 河川	肥料槽	肥料槽	肥料槽	肥料槽	肥料槽	真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	肥料を蓄えるために建造されたものをいう。
										種小 記号の表示位置の点情報を取得						

表現の変更

4228 起重機

大分類	小分類	分層コード レイヤ	項目 目次	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値		番号
その他の小物体	42	28	起重機	一般道路 河川	起重機	起重機	起重機	起重機	起重機	真形 構造物の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	常設されたものをいう。
										種小 記号の表示位置の点情報を取得						
				一般	起重機	起重機	起重機	起重機	起重機	真形 構造物の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	1. 起重機は、常設され規模の大きいものを表示する。ただし、多数集合しているものについては、景況を表現するよう適宜省略する。 2. 軌道等で移動する起重機は、その移動範囲の中央に記号を表示し、その範囲が図上おおむね2.0cm以上のものは、移動範囲に区域界(図式分類コード62-01)の記号を適用する。
				一般	起重機	起重機	起重機	起重機	種小 記号の表示位置の点情報を取得	点						

4228 起重機

大分類	小分類	分層コード レイヤ	項目 目次	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値		番号
その他の小物体	42	28	起重機	一般道路 河川	起重機	起重機	起重機	起重機	起重機	真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	常設されたものをいう。
										種小 記号の表示位置の点情報を取得						
				一般	起重機	起重機	起重機	起重機	起重機	真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	1. 起重機は、常設され規模の大きいものを表示する。ただし、多数集合しているものについては、景況を表現するよう適宜省略する。 2. 軌道等で移動する起重機は、その移動範囲の中央に記号を表示し、その範囲が図上おおむね2.0cm以上のものは、移動範囲に区域界(図式分類コード62-01)の記号を適用する。
				一般	起重機	起重機	起重機	起重機	種小 記号の表示位置の点情報を取得	点						

表現の変更

4231 タンク

大分類	小分類	分層コード レイヤ	項目 目次	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値		番号
その他の小物体	42	31	タンク	一般道路 河川	タンク	タンク	タンク	タンク	タンク	真形 構造物の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1 E3			3	水、油、ガス、飼料等を貯蔵するために地上に設置されたタンクをいう。
										種小 記号の表示位置の点情報を取得						
				一般	タンク	タンク	タンク	タンク	タンク	真形 構造物の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1 E3			3	石油、ガス等のタンクは、直径が図上2.0mm以上のものについてその正射影を表示する。ただし、直径が2.0mm未満であっても、多数が集合している場合には、景況を表現するよう種小の記号で表示する。
				一般	タンク	タンク	タンク	タンク	種小 記号の表示位置の点情報を取得	点						

4231 タンク

大分類	小分類	分層コード レイヤ	項目 目次	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					用途	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値		番号
その他の小物体	42	31	タンク	一般道路 河川	タンク	タンク	タンク	タンク	タンク	真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)	面	E1 E3			3	水、油、ガス、飼料等を貯蔵するために地上に設置されたタンクをいう。
										種小 記号の表示位置の点情報を取得						
				一般	タンク	タンク	タンク	タンク	タンク	真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)	面	E1 E3			3	石油、ガス等のタンクは、直径が図上2.0mm以上のものについてその正射影を表示する。ただし、直径が2.0mm未満であっても、多数が集合している場合には、景況を表現するよう種小の記号で表示する。
				一般	タンク	タンク	タンク	タンク	種小 記号の表示位置の点情報を取得	点						

表現の変更

表現の変更

地形等												地形等																																																		
基準点												基準点																																																		
7305 公共基準点（水準点）												7305 公共基準点（水準点）																																																		
大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値	大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値	大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値
					500	1000	2500	5000		500	1000	2500	5000	500												1000	2500	5000	500		1000	2500	5000	500	1000												2500	5000														

記号の修正

付属資料 公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量

改正案												現行（平成28年3月31日改正）												コメント																										
地形等												地形等																																						
整飾												整飾																																						
7912 方眼点												7912 方眼点																																						
大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	図式	データタイプ					取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値	大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	図式	データタイプ					取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値	大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	図式	データタイプ					取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値
						500	1000	2500	5000	500													1000	2500	5000	500	1000													2500	5000	500	1000	2500						

表現の修正

付属資料 公共測量標準図式 数値地形図データファイル取得分類コード表

改正案				現行 (平成28年3月31日改正)				コメント
コード	項目	コード	項目	コード	項目	コード	項目	
未分類 00	未分類	11 XX	境界・所属界	24 XX	鉄道施設	35 50	変電所	
		11 00	未分類	24 00	未分類	35 52	浄水場	
		11 01	都府県界	24 01	鉄道橋(高架部)	35 53	揚水機場	
行政界 10	未分類	11 02	北海道の支庁界			35 56	揚・排水機場	
		11 03	都市・東京都の区界	24 11	跨線橋	35 57	排水機場	
11	境界・所属界	11 04	町村・指定都市の区界	24 12	地下通路	35 59	公衆便所	
		11 06	大字・町・丁目界	24 19	鉄道のトンネル			
		11 07	小字界			35 60	ガソリンスタンド	
交通施設 20	未分類			24 21	停留所			
				24 24	プラットホーム	41 XX	公共施設	
21	道路	11 10	所属界	24 25	プラットホーム上屋	41 00	未分類	
22	道路施設	11 11	行政区の代表点	24 26	マンホール(未分類)	41 01	マンホール(未分類)	
23	鉄道			24 28	鉄道の雪覆い等			
24	鉄道施設	21 XX	道路			21 XX	道路	
25	線形図・杭打ち図	21 00	未分類	24 28	鉄道の雪覆い等	21 00	未分類	
		21 01	道路線(街区線)			21 01	道路線(街区線)	
建物 30	建物	21 02	軽車道	25 XX	線形図・杭打ち図	25 01	IP(IP杭)	
		21 03	徒歩道	25 01	IP(IP杭)	25 02	IP方向線	
34	建物の付属物	21 06	庭園路等	25 03	主要点(役杭)	25 03	主要点(役杭)	
35	建物記号	21 07	トンネル内の道路	25 04	中心点(中心杭)	25 04	中心点(中心杭)	
		21 09	建設中の道路	25 05	中心線	25 05	中心線	
小物体 40	未分類	22 XX	道路施設	25 06	その他の路線結線	25 06	その他の路線結線	
		22 00	未分類	25 07	役杭引出線	25 07	役杭引出線	
41	公共施設	22 03	道路橋(高架部)	41 41	マンホール(電気)	41 41	マンホール(電気)	
42	その他の小物体	22 04	木橋	41 42	電力柱	41 42	電力柱	
		22 05	徒橋	41 51	マンホール(下水)	25 11	多角点(記号)	
水部等 50	未分類	22 06	棧道橋	41 61	マンホール(水道)	25 12	引照(線)	
						30 XX	建物	
51	水涯線	30 00	分類しない建物			30 00	分類しない建物	
52	水部に関する構造物	30 01	普通建物	42 XX	その他の小物体	30 01	普通建物	
		30 02	堅ろう建物	42 00	未分類	30 02	堅ろう建物	
土地利用等 60	未分類	30 03	普通無壁舎	42 01	墓碑	30 03	普通無壁舎	
		30 04	堅ろう無壁舎	42 02	記念碑	30 04	堅ろう無壁舎	
61	法面・構田	42 03	立像	42 03	立像	42 03	立像	
62	諸地・場地	42 04	路傍祠	42 04	路傍祠	42 04	路傍祠	
63	植生	42 05	灯ろう	42 05	灯ろう	42 05	灯ろう	
65	用地	42 06	狛犬	42 06	狛犬	42 06	狛犬	
		42 07	鳥居	42 07	鳥居	42 07	鳥居	
地形 70	未分類	34 XX	建物の付属物	42 08	自然災害伝承碑	34 XX	建物の付属物	
		34 00	未分類			34 00	未分類	
		34 01	門			34 01	門	
		34 02	安全地帯			34 02	安全地帯	
		34 03	分離帯			34 03	分離帯	
		34 04	胸止			34 04	胸止	
		34 04	道路の雪覆い等			34 04	道路の雪覆い等	
								追加

71	等高線			35 XX	建物記号	42 11	官民境界杭	
72	変形地	22 31	側溝 U字溝無蓋	35 00	未分類			
73	基準点	22 32	側溝 U字溝有蓋	35 03	官公署	42 15	消火栓	
		22 33	側溝 L字溝	35 04	裁判所	42 16	消火栓 立型	
75	数値地形モデル	22 34	側溝地下部	35 05	検察庁	42 17	地下換気孔	
76	基準点網図	22 35	雨水樹	35 07	税務署	42 19	坑口	
77	水準点網図	22 36	並木樹	35 08	税関			
78	空中写真資料	22 38	並木	35 09	郵便局	42 21	独立樹(広葉樹)	
79	応用測量整飾	22 39	植樹			42 22	独立樹(針葉樹)	
				35 10	森林管理署	42 23	噴水	
注記 80	未分類	22 41	道路情報板	35 11	測候所	42 24	井戸	
		22 42	道路標識 案内	35 12	工事事務所	42 25	油井・ガス井	
81	注記	22 43	道路標識 警戒	35 13	出張所	42 26	貯水槽	
82	測量記録等	22 44	道路標識 規制	35 14	警察署	42 27	肥料槽	
		22 46	信号灯	35 15	交番	42 28	起重機	
		22 47	信号灯 専用ポールのないもの	35 16	消防署			
				35 17	職業安定所(ハローワーク)	42 31	タンク	
		22 51	交通量観測所	35 18	土木事務所	42 32	給水塔	
		22 52	スノーポール	35 19	役場支所及び出張所	42 33	火の見	
						42 34	煙突	
		22 53	カーブミラー	35 21	神社	42 35	高塔	
		22 55	距離標(km)	35 22	寺院	42 36	電波塔	
		22 56	距離標(m)	35 23	キリスト教会	42 37	照明灯	
				35 24	学校	42 38	防犯灯	
		22 61	電話ボックス	35 25	幼稚園・保育園	42 39	風車	
		22 62	郵便ポスト	35 26	公会堂・公民館	42 41	灯台	
		22 63	火災報知器	35 27	博物館	42 42	航空灯台	
				35 28	図書館	42 43	灯標	
		23 XX	鉄道	35 29	美術館	42 45	ヘリポート	
		23 00	未分類	35 30	老人ホーム			
		23 01	普通鉄道	35 31	保健所	42 51	水位観測所	
				35 32	病院	42 52	流量観測所	
		23 02	地下鉄地上部	35 34	銀行	42 53	雨量観測所	
		23 03	路面電車	35 36	協同組合	42 54	水質観測所	
		23 04	モノレール	35 39	デパート	42 55	波浪観測所	
		23 05	特殊鉄道			42 56	風向・風速観測所	
		23 06	索道	35 45	倉庫			
		23 09	建設中の鉄道	35 46	火薬庫	42 61	輸送管(地上)	
				35 48	工場	42 62	輸送管(空間)	
		23 11	トンネル内の鉄道・普通鉄道	35 49	発電所	42 65	送電線	
		23 12	地下鉄地下部					
		23 13	トンネル内の鉄道・路面電車					
		23 14	トンネル内の鉄道・モノレール					
		23 15	トンネル内の鉄道・特殊鉄道					

コード	項目	コード	項目	コード	項目	コード	項目
51 XX	水部	62 21	噴火口・噴気口	71 08	凹地(特殊補助曲線)	79 05	凡例(外枠)
51 00	未分類	62 22	温泉・鉱泉			79 06	凡例(書線)
51 01	河川・水がい線	62 23	陵墓	71 99	凹地(矢印)	79 07	作表(外枠)
51 02	細流・一袋河川	62 24	古墳			79 08	作表(書線)
51 03	かれ川	62 25	城・城跡	72 XX	変形地		
51 04	用水路	62 26	史跡・名勝・天然記念物	72 00	未分類	79 11	方眼線
51 05	湖池			72 01	土がけ(崩土)	79 12	方眼点
51 06	海岸線	62 31	採石場	72 02	雨裂	79 13	方位
51 07	水路 地下部	62 32	土取場	72 03	急斜面	79 14	方眼紙(5cm)
		62 33	採鉱地	72 06	洞口	79 15	方眼紙(1cm)
51 11	低位水がい線(干潟線)					79 16	方眼紙(1mm)
52 XX	水部に関する構造物等	63 XX	植生	72 10	未分類 岩		
52 00	未分類	63 00	未分類	72 11	岩がけ		
52 02	棧橋(鉄・コンクリート)	63 01	植生界	72 12	露岩		
52 03	棧橋(木製・浮棧橋)	63 02	耕地界	72 13	散岩		
52 04	棧橋(浮き)	63 03	仮耕地界	72 14	さんご礁		
		63 11	田	73 XX	基準点		
52 11	防波堤	63 12	はず田	73 00	未分類		
52 12	護岸 被覆	63 13	畑	73 01	三角点		
52 13	護岸 杭(消波ブロック)	63 14	さとうきび畑	73 02	水準点		
52 14	護岸 捨石	63 15	バイナッフル畑	73 03	多角点等		
52 19	坑口 トンネル	63 16	わさび畑	73 04	公共基準点(三角点)		
		63 17	桑畑	73 05	公共基準点(水準点)		
52 21	渡船発着所	63 18	茶畑	73 06	公共基準点(多角点等)		
52 22	船揚場	63 19	果樹園	73 07	その他の基準点		
52 26	滝			73 08	電子基準点		
52 27	せき	63 21	その他の樹木畑	73 09	公共電子基準点		
52 28	水門	63 22	牧草地				
		63 23	芝地	73 11	標石を有しない標高点		
52 31	不透過水制			73 12	図化機測定による標高点		
52 32	透過水制	63 31	広葉樹林				
52 33	水制水面下	63 32	針葉樹林	75 XX	数値地形モデル		
52 35	根固	63 33	竹林	75 00	未分類		
52 36	床固 陸部	63 34	荒地	75 01	グリッドデータ		
52 37	床固 水面下	63 35	はい松地	75 11	ランダムポイント		
52 38	蛇籠	63 36	しの地(笹地)	75 21	ブレークライン		
52 39	敷石斜坡	63 37	やし科樹林	75 31	不整三角網(TIN)		
		63 38	湿地				
52 41	流水方向			76 XX	基準点網図		

コード	項目	コード	項目	コード	項目	コード	項目
51 XX	水部	62 21	噴火口・噴気口	71 08	凹地(特殊補助曲線)	79 05	凡例(外枠)
51 00	未分類	62 22	温泉・鉱泉			79 06	凡例(書線)
51 01	河川・水がい線	62 23	陵墓	71 99	凹地(矢印)	79 07	作表(外枠)
51 02	細流・一袋河川	62 24	古墳			79 08	作表(書線)
51 03	かれ川	62 25	城・城跡	72 XX	変形地		
51 04	用水路	62 26	史跡・名勝・天然記念物	72 00	未分類	79 11	方眼線
51 05	湖池			72 01	土がけ(崩土)	79 12	方眼点
51 06	海岸線	62 31	採石場	72 02	雨裂	79 13	方位
51 07	水路 地下部	62 32	土取場	72 03	急斜面	79 14	方眼紙(5cm)
		62 33	採鉱地	72 06	洞口	79 15	方眼紙(1cm)
51 11	低位水がい線(干潟線)					79 16	方眼紙(1mm)
52 XX	水部に関する構造物等	63 XX	植生	72 10	未分類 岩		
52 00	未分類	63 00	未分類	72 11	岩がけ		
52 02	棧橋(鉄・コンクリート)	63 01	植生界	72 12	露岩		
52 03	棧橋(木製・浮棧橋)	63 02	耕地界	72 13	散岩		
52 04	棧橋(浮き)	63 03	仮耕地界	72 14	さんご礁		
		63 11	田	73 XX	基準点		
52 11	防波堤	63 12	はず田	73 00	未分類		
52 12	護岸 被覆	63 13	畑	73 01	三角点		
52 13	護岸 杭(消波ブロック)	63 14	さとうきび畑	73 02	水準点		
52 14	護岸 捨石	63 15	バイナッフル畑	73 03	多角点等		
52 19	坑口 トンネル	63 16	わさび畑	73 04	公共基準点(三角点)		
		63 17	桑畑	73 05	公共基準点(水準点)		
52 21	渡船発着所	63 18	茶畑	73 06	公共基準点(多角点等)		
52 22	船揚場	63 19	果樹園	73 07	その他の基準点		
52 26	滝			73 08	電子基準点		
52 27	せき	63 21	その他の樹木畑	73 09	公共電子基準点		
52 28	水門	63 22	牧草地				
		63 23	芝地	73 11	標石を有しない標高点		
52 31	不透過水制			73 12	図化機測定による標高点		
52 32	透過水制	63 31	広葉樹林				
52 33	水制水面下	63 32	針葉樹林	75 XX	数値地形モデル		
52 35	根固	63 33	竹林	75 00	未分類		
52 36	床固 陸部	63 34	荒地	75 01	グリッドデータ		
52 37	床固 水面下	63 35	はい松地	75 11	ランダムポイント		
52 38	蛇籠	63 36	しの地(笹地)	75 21	ブレークライン		
52 39	敷石斜坡	63 37	やし科樹林	75 31	不整三角網(TIN)		
		63 38	湿地				
52 41	流水方向			76 XX	基準点網図		

52 55	距離標	63 40	砂れき地(未分類)	76 01	与点記号
52 56	量水標	63 41	砂地	76 02	新点記号
61 XX	法面・構田	63 42	れき地	76 03	節点記号
61 00	未分類	63 45	干潟	76 04	偏心点・方位点
61 01	人工斜面	65 XX	用地	76 05	点間結線
61 02	土堤	65 01	中心杭	76 06	与点後視方向線
61 03	表法肩の法線	65 02	用地杭	76 07	観測方向(矢印)
		65 11	起業地の境界	76 08	観測方向(線)
		65 12	用地取得予定線	76 09	セクション
		65 13	大字の境界	76 11	与点記号(電子基準点)
		65 14	字の境界		
		65 15	土地の境界	76 15	点間結線(偏心与点間)
		65 16	一筆地内の異なる地目の境界		
		65 17	一筆地内の異なる権利の境界	77 XX	水準路線図
		65 18	一筆地内の異なる占有者の境界	77 01	与点記号
		65 19	同一所有者記号	77 02	新点記号
				77 03	固定点記号
		65 21	境界標	77 04	水準路線
		65 22	公共施設の境界線(道路区域界)	77 05	観測路線方向線
		65 23	公共施設の境界線(河川区域界)		
				78 XX	空中写真資料
				78 01	標定点
				78 02	対空標識
				78 03	刺針点
		65 41	拡大参照枠	78 04	主点
		65 42	引き出し線	78 05	タイポイント
				78 06	連結
		65 51	配電線路		
		65 52	送電線路	78 11	撮影コース
		65 53	通信線路	78 12	撮影主点
		65 54	鉄道・軌道	78 13	写真枠
				78 14	撮影区域
		65 55	その他の路線	78 21	作成範囲
		71 XX	等高線		
		71 00	未分類	79 XX	応用測量整飾
		71 01	等高線(計曲線)	79 01	図枠(外枠)
		71 02	等高線(主曲線)	79 02	図枠(内枠)
		71 03	等高線(補助曲線)	79 03	タイトル(外枠)
		71 04	等高線(特殊補助曲線)	79 04	タイトル(書線)
		71 05	凹地(計曲線)		
		71 06	凹地(主曲線)		
		71 07	凹地(補助曲線)		

52 55	距離標	63 40	砂れき地(未分類)	76 01	与点記号
52 56	量水標	63 41	砂地	76 02	新点記号
61 XX	法面・構田	63 42	れき地	76 03	節点記号
61 00	未分類	63 45	干潟	76 04	偏心点・方位点
61 01	人工斜面	65 XX	用地	76 05	点間結線
61 02	土堤	65 01	中心杭	76 06	与点後視方向線
61 03	表法肩の法線	65 02	用地杭	76 07	観測方向(矢印)
		65 11	起業地の境界	76 08	観測方向(線)
		65 12	用地取得予定線	76 09	セクション
		65 13	大字の境界	76 11	与点記号(電子基準点)
		65 14	字の境界		
		65 15	土地の境界	76 15	点間結線(偏心与点間)
		65 16	一筆地内の異なる地目の境界		
		65 17	一筆地内の異なる権利の境界	77 XX	水準路線図
		65 18	一筆地内の異なる占有者の境界	77 01	与点記号
		65 19	同一所有者記号	77 02	新点記号
				77 03	固定点記号
		65 21	境界標	77 04	水準路線
		65 22	公共施設の境界線(道路区域界)	77 05	観測路線方向線
		65 23	公共施設の境界線(河川区域界)		
				78 XX	空中写真資料
				78 01	標定点
				78 02	対空標識
				78 03	刺針点
		65 41	拡大参照枠	78 04	主点
		65 42	引き出し線	78 05	タイポイント
				78 06	連結
		65 51	配電線路		
		65 52	送電線路	78 11	撮影コース
		65 53	通信線路	78 12	撮影主点
		65 54	鉄道・軌道	78 13	写真枠
				78 14	撮影区域
		65 55	その他の路線	78 21	作成範囲
		71 XX	等高線		
		71 00	未分類	79 XX	応用測量整飾
		71 01	等高線(計曲線)	79 01	図枠(外枠)
		71 02	等高線(主曲線)	79 02	図枠(内枠)
		71 03	等高線(補助曲線)	79 03	タイトル(外枠)
		71 04	等高線(特殊補助曲線)	79 04	タイトル(書線)
		71 05	凹地(計曲線)		
		71 06	凹地(主曲線)		
		71 07	凹地(補助曲線)		

コード	項目	コード	項目
81 XX	注記	25 11	多角点名称
81 00	未分類	25 12	引照
81 10	市・東京都の区	34 XX	建物の付属物
81 11	町・村・指定都市の区	34 04	プール
81 12	市町村の飛地		
81 13	大区域	52 XX	水部に関する構造物等
81 14	大字・町・丁目	52 13	護岸杭(消波ブロック)
81 15	小字・丁目	52 14	護岸 捨石
81 16	通り		
81 17	その他の地名(大)	52 22	船揚場
81 18	その他の地名(中)		
81 19	その他の地名(小)	52 35	根固
81 21	道路の路線名	52 36	床固 陸部
81 22	道路施設、坂、峠、インターチェンジ等	52 37	床固 水面下
81 23	鉄道の路線名	52 38	ジャカゴ
81 24	鉄道施設、駅、操車場、信号所		
81 25	橋	65 XX	用地測量
81 26	トンネル	65 01	中心杭番号
81 31	建物の名称	65 02	用地杭名称
81 34	建物の付属物	65 21	境界点名称
81 40	マンホール		
81 41	電柱	71 XX	等高線
81 42	その他の小物体	71 01	等高線(計曲線)
81 51	水部	71 02	等高線(主曲線)
81 52	水部施設	71 03	等高線(補助曲線)
81 53	地下水部	71 04	等高線(特殊補助曲線)
81 61	法面、構面	71 05	凹地(計曲線)
81 62	踏地、場地	71 06	凹地(主曲線)
81 63	植生	71 07	凹地(補助曲線)
81 71	山地	71 08	凹地(特殊補助曲線)
81 73	標高注記		
81 81	説明注記	73 XX	基準点
81 99	指 示 点	73 01	三角点
		73 02	水準点
		73 03	多角点
82 XX	測量記録等	73 04	公共基準点(三角点)
82 0X	応用測量整飾	73 05	公共基準点(水準点)
82 01	図面タイトル	73 06	公共基準点(多角点)
82 02	図面縮尺	73 07	その他基準点
82 03	地区名		

コード	項目	コード	項目
81 XX	注記	25 11	多角点名称
81 00	未分類	25 12	引照
81 10	市・東京都の区	34 XX	建物の付属物
81 11	町・村・指定都市の区	34 04	プール
81 12	市町村の飛地		
81 13	大区域	52 XX	水部に関する構造物等
81 14	大字・町・丁目	52 13	護岸杭(消波ブロック)
81 15	小字・丁目	52 14	護岸 捨石
81 16	通り		
81 17	その他の地名(大)	52 22	船揚場
81 18	その他の地名(中)		
81 19	その他の地名(小)	52 35	根固
81 21	道路の路線名	52 36	床固 陸部
81 22	道路施設、坂、峠、インターチェンジ等	52 37	床固 水面下
81 23	鉄道の路線名	52 38	ジャカゴ
81 24	鉄道施設、駅、操車場、信号所		
81 25	橋	65 XX	用地測量
81 26	トンネル	65 01	中心杭番号
81 31	建物の名称	65 02	用地杭名称
81 34	建物の付属物	65 21	境界点名称
81 40	マンホール		
81 41	電柱	71 XX	等高線
81 42	その他の小物体	71 01	等高線(計曲線)
81 51	水部	71 02	等高線(主曲線)
81 52	水部施設	71 03	等高線(補助曲線)
81 53	地下水部	71 04	等高線(特殊補助曲線)
81 61	法面、構面	71 05	凹地(計曲線)
81 62	踏地、場地	71 06	凹地(主曲線)
81 63	植生	71 07	凹地(補助曲線)
81 71	山地	71 08	凹地(特殊補助曲線)
81 73	標高注記		
81 81	説明注記	73 XX	基準点
81 99	指 示 点	73 01	三角点
		73 02	水準点
		73 03	多角点
82 XX	測量記録等	73 04	公共基準点(三角点)
82 0X	応用測量整飾	73 05	公共基準点(水準点)
82 01	図面タイトル	73 06	公共基準点(多角点)
82 02	図面縮尺	73 07	その他基準点
82 03	地区名		

82 04	計画機関名	73 08	電子基準点
82 05	作業機関名	73 09	公共電子基準点
82 06	作成年月日		
82 07	タイトル(文字)	73 11	標石を有しない標高点
82 08	凡例(文字)	73 12	図化標高点
82 09	作表(文字)		
		78 XX	空中写真資料
82 11	方眼座標値	78 01	標定点名称
82 12	方位	78 02	対空標識名称
82 2X	基準点網図	78 04	主点名称
82 21	測点名称	78 05	タイポイント名称
82 22	電算番号	78 11	コース番号
82 23	セッション名		
82 3X	簡易水準測量		助字
82 31	測点名称		ふり仮名
82 32	観測路線番号		
82 4X	空中写真資料		
82 41	写真番号		
82 42	使用カメラ		
82 43	画面距離		
82 44	撮影高度		
82 6X	用地測量		
82 61	点間の距離		
82 62	地番		
82 63	地目		
82 64	所有者等の氏名		
82 65	不動産番号		
82 66	座標系		
22 XX	道路施設		
22 55	距離標(Km)		
22 56	距離標(m)		
25 XX	線形		
25 01	IP(IP杭)		
25 03	主要点(役杭)		
25 04	中心点(中心杭)		
25 07	役杭引出要素		

82 04	計画機関名	73 08	電子基準点
82 05	作業機関名	73 09	公共電子基準点
82 06	作成年月日		
82 07	タイトル(文字)	73 11	標石を有しない標高点
82 08	凡例(文字)	73 12	図化標高点
82 09	作表(文字)		
		78 XX	空中写真資料
82 11	方眼座標値	78 01	標定点名称
82 12	方位	78 02	対空標識名称
82 2X	基準点網図	78 04	主点名称
82 21	測点名称	78 05	タイポイント名称
82 22	電算番号	78 11	コース番号
82 23	セッション名		
82 3X	簡易水準測量		助字
82 31	測点名称		ふり仮名
82 32	観測路線番号		
82 4X	空中写真資料		
82 41	写真番号		
82 42	使用カメラ		
82 43	画面距離		
82 44	撮影高度		
82 6X	用地測量		
82 61	点間の距離		
82 62	地番		
82 63	地目		
82 64	所有者等の氏名		
82 65	不動産番号		
82 66	座標系		
22 XX	道路施設		
22 55	距離標(Km)		
22 56	距離標(m)		
25 XX	線形		
25 01	IP(IP杭)		
25 03	主要点(役杭)		
25 04	中心点(中心杭)		
25 07	役杭引出要素		

令和元年度
—公共測量— 作業規程の準則の改正

付録8 多言語表記による図式

新旧対照表

付録8 多言語表記による図式

改正案	現行（平成28年3月31日改正）	コメント
付録8 多言語表記による図式	付録8 多言語表記による図式	
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 総則	第1節 総則	
<p>（目的）</p> <p>第1条 この図式は、作業規程の準則第82条に基づき、数値地形図に記載する地名及び施設名の標準的な英語表記方法の統一、その他、多言語表記の地図における地図記号の適用等の基準を定め、規格の統一を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この図式は、作業規程の準則第82条に基づき、数値地形図に記載する地名及び施設名の標準的な英語表記方法の統一、その他、多言語表記の地図における地図記号の適用等の基準を定め、規格の統一を図ることを目的とする。</p>	
<p>（他の図式との関係）</p> <p>第2条 この図式にない事項について、地図情報レベル5000から50000までの場合は付録7公共測量標準図式を、地図情報レベル10000の場合は基本測量における1万分1地形図図式を準用することができる。</p>	<p>（他の図式との関係）</p> <p>第2条 この図式にない事項について、地図情報レベル5000から50000までの場合は付録7公共測量標準図式を、地図情報レベル10000の場合は基本測量における1万分1地形図図式を準用することができる。</p>	
第2章 多言語表記の地図記号	第2章 多言語表記の地図記号	
第1節 通則	第1節 通則	
<p>（多言語表記の地図記号）</p> <p>第3条 多言語により表記する場合の地図記号は、「多言語表記の地図における地図記号」を標準とする。</p>	<p>（多言語表記の地図記号）</p> <p>第3条 多言語により表記する場合の地図記号は、「多言語表記の地図における地図記号」を標準とする。</p>	
第3章 地名等の多言語表記	第3章 地名等の多言語表記	
第1節 通則	第1節 通則	
<p>（地名等の多言語表記）</p> <p>第4条 地名等を英語により表記する場合の注記の表示は、「地名等の英語表記基準」を標準とする。</p>	<p>（地名等の多言語表記）</p> <p>第4条 地名等を英語により表記する場合の注記の表示は、「地名等の英語表記基準」を標準とする。</p>	
第2節 地名等の英語表記基準	第2節 地名等の英語表記基準	
<p>（ローマ字表記）</p> <p>第5条 ローマ字表記の方法は別添1のヘボン式によるものとする。</p>	<p>（ローマ字表記）</p> <p>第5条 ローマ字表記の方法は別添1のヘボン式によるものとする。</p>	
<p>（英語表記の方式）</p> <p>第6条 地名等の英語表記は、追加方式又は置換方式のいずれかによることを標準とする。地名等の英語表記例は別添2のとおりとする。</p> <p>2 追加方式は、表音のローマ字表記に地形や種別を表す英語を追加する。</p> <p>3 置換方式は、表音のローマ字表記のうち、地形や種別を表す部分に対応する英語に置き換える。</p>	<p>（英語表記の方式）</p> <p>第6条 地名等の英語表記は、追加方式又は置換方式のいずれかによることを標準とする。地名等の英語表記例は別添2のとおりとする。</p> <p>2 追加方式は、表音のローマ字表記に地形や種別を表す英語を追加する。</p> <p>3 置換方式は、表音のローマ字表記のうち、地形や種別を表す部分に対応する英語に置き換える。</p>	
<p>（英語表記基準の対象）</p> <p>第7条 地名等の英語表記基準の対象は次の各号のとおりとする。</p> <p>一 単体の自然地名</p> <p>二 広域の自然地名</p> <p>三 行政名・居住地名</p> <p>四 施設名</p>	<p>（英語表記基準の対象）</p> <p>第7条 地名等の英語表記基準の対象は次の各号のとおりとする。</p> <p>一 単体の自然地名</p> <p>二 広域の自然地名</p> <p>三 行政名・居住地名</p> <p>四 施設名</p>	
<p>（単体の自然地名の対象）</p> <p>第8条 単体の自然地名の英語表記基準は、島と山、川、湖、岬、峠及び海岸等（以下、「島以外」という。）を対象とする。</p>	<p>（単体の自然地名の対象）</p> <p>第8条 単体の自然地名の英語表記基準は、島と山、川、湖、岬、峠及び海岸等（以下、「島以外」という。）を対象とする。</p>	
<p>（島の英語表記）</p> <p>第9条 島の英語表記は、追加方式によることを原則とする。島は、Islandと表記するものとする。ただし、条約等で既に使用されている英語表記がある場合はその表記に合わせる。</p>	<p>（島の英語表記）</p> <p>第9条 島の英語表記は、追加方式によることを原則とする。島は、Islandと表記するものとする。ただし、条約等で既に使用されている英語表記がある場合はその表記に合わせる。</p>	
<p>（島以外の単体の自然地名の地形を表す標準的な漢字、読み、英語）</p> <p>第10条 島以外の単体の自然地名の英語表記について、地形を表す標準的な漢字、読み、英語及び英語の配置位置は、<u>次表を標準とする。</u></p>	<p>（島以外の単体の自然地名の地形を表す標準的な漢字、読み、英語）</p> <p>第10条 島以外の単体の自然地名の英語表記について、地形を表す標準的な漢字、読み、英語及び英語の配置位置は<u>次表のとおりとする。</u></p>	表現の変更

地形の種別	標準的な漢字	標準的な読み	地形を表す英語	地形を表す英語の配置位置 (〇〇との間は半角スペース)	地形の種別	標準的な漢字	標準的な読み	地形を表す英語	地形を表す英語の配置位置 (〇〇との間は半角スペース)
山	山	やま、さん、ざん	Mt.	先頭 (Mt. 〇〇)	山	山	やま、さん、ざん	Mt.	先頭 (Mt. 〇〇)
	岳 (嶽)	たけ、だけ				岳 (嶽)	たけ、だけ		
川	川	かわ、がわ	River	末尾 (〇〇 River)	川	川	かわ、がわ	River	末尾 (〇〇 River)
湖	湖	こ	Lake	先頭 (Lake 〇〇)	湖	湖	こ	Lake	先頭 (Lake 〇〇)
岬	岬	みさき、さき、ざき	Cape	先頭 (Cape 〇〇)	岬	岬	みさき、さき、ざき	Cape	先頭 (Cape 〇〇)
峠	峠	とうげ	Pass	末尾 (〇〇 Pass)	峠	峠	とうげ	Pass	末尾 (〇〇 Pass)
海岸	海岸	かいがん	Beach	末尾 (〇〇 Beach)	海岸	海岸	かいがん	Beach	末尾 (〇〇 Beach)
	浜	はま、ばま				浜	はま、ばま		

(島以外の単体の自然地名の英語表記)

第11条 島以外の単体の自然地名の英語表記は、次の各号に定めるところにより行う。

- 一 地形を表す部分が標準的な漢字及び読み該当しない場合は、追加方式によるものとする。
- 二 地形を表す部分の直前に促音がある場合は追加方式によるものとする。
- 三 地形を表す部分の直前に助字(平仮名表記でのみ現れる場合も含む)がある場合は追加方式によるものとする。

2 前項に該当しない場合、次の各号に定めるところにより英語表記を行う。

本項では、固有名詞的部分(名称全体から地形を表す部分を除いた部分)の読みの音拍数により場合分けをする。音拍数とは、促音(「っ」、長音(「ー」、撥音(「ん」)及び拗音(「きゃ」「きゅ」「きょ」など)をそれぞれ1文字として数えた場合の読みの文字数と同じである。

- 一 固有名詞的部分の読みが1音拍の場合は追加方式によるものとする。
- 二 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字の場合は原則追加方式によるものとする。ただし、固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、行政名、居住地名、公共施設名等に使用されている場合は置換方式によることができる。
- 三 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字でない場合で、地形を表す英語が先頭に付く場合(山、湖、岬)は原則追加方式によるものとする。ただし、次の場合は置換方式によるものとする。
 - イ 固有名詞的部分のみで山又は山城を指す場合
 - ロ 固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、行政名、居住地名、公共施設名等に使用されている場合
 - ハ 琵琶湖。
- 四 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字でない場合で、地形を表す英語が末尾に付く場合(川、峠、海岸)は、原則置換方式によるものとする。ただし、地名全体が地域名、行政名、居住地名、公共施設名等に広く使用されている場合は追加方式によるものとする。また、地名全体とその固有名詞的部分の両者が使用されている場合は、より広く利用されている方を適用する。
- 五 固有名詞的部分の読みが3音拍以上の場合には原則置換方式によるものとする。ただし、複合地名の場合や東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元等の接頭語が付く場合は、要素に分解し、最後の要素の固有名詞的部分の読みの音拍数により、本項一号から五号までに定めるところにより英語表記を行うものとする。また、地名全体が一体のものとして通用しており、置換方式による英語表記を元の日本語の地名に変換することが困難と考えられる場合は、追加方式によるものとする。

(島以外の単体の自然地名の英語表記)

第11条 島以外の単体の自然地名の英語表記は、次の各号に定めるところにより行う。

- 一 地形を表す部分が標準的な漢字及び読み該当しない場合は、追加方式によるものとする。
- 二 地形を表す部分の直前に促音がある場合は追加方式によるものとする。
- 三 地形を表す部分の直前に助字(平仮名表記でのみ現れる場合も含む)がある場合は追加方式によるものとする。

2 前項に該当しない場合、次の各号に定めるところにより英語表記を行う。

本項では、固有名詞的部分(名称全体から地形を表す部分を除いた部分)の読みの音拍数により場合分けをする。音拍数とは、促音(「っ」、長音(「ー」、撥音(「ん」)及び拗音(「きゃ」「きゅ」「きょ」など)をそれぞれ1文字として数えた場合の読みの文字数と同じである。

- 一 固有名詞的部分の読みが1音拍の場合は追加方式によるものとする。
- 二 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字の場合は原則追加方式によるものとする。ただし、固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、行政名、居住地名、公共施設名等に使用されている場合は置換方式によることができる。
- 三 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字でない場合で、地形を表す英語が先頭に付く場合(山、湖、岬)は原則追加方式によるものとする。ただし、次の場合は置換方式によるものとする。
 - イ 固有名詞的部分のみで山又は山城を指す場合
 - ロ 固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、行政名、居住地名、公共施設名等に使用されている場合
 - ハ 琵琶湖。
- 四 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字でない場合で、地形を表す英語が末尾に付く場合(川、峠、海岸)は、原則置換方式によるものとする。ただし、地名全体が地域名、行政名、居住地名、公共施設名等に広く使用されている場合は追加方式によるものとする。また、地名全体とその固有名詞的部分の両者が使用されている場合は、より広く利用されている方を適用する。
- 五 固有名詞的部分の読みが3音拍以上の場合には原則置換方式によるものとする。ただし、複合地名の場合や東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元等の接頭語が付く場合は、要素に分解し、最後の要素の固有名詞的部分の読みの音拍数により、本項一号から五号までに定めるところにより英語表記を行うものとする。また、地名全体が一体のものとして通用しており、置換方式による英語表記を元の日本語の地名に変換することが困難と考えられる場合は、追加方式によるものとする。

(広域の自然地名の対象)

第12条 広域の自然地名の英語表記基準は、山脈、山地・高地・連山、高原、丘陵、台地、盆地、平野・原野、湿原、半島、湾、諸島・群島・列島、海峡、海(大洋は除く)、さんご礁等を対象とする。

(広域の自然地名の対象)

第12条 広域の自然地名の英語表記基準は、山脈、山地・高地・連山、高原、丘陵、台地、盆地、平野・原野、湿原、半島、湾、諸島・群島・列島、海峡、海(大洋は除く)、さんご礁等を対象とする。

(広域の自然地名の英語表記)

第13条 広域の自然地名の英語表記は、置換方式によることを原則とする。諸島・群島・列島について、条約等で既に使用されている英語表記がある場合はその表記に合わせる。

(広域の自然地名の英語表記)

第13条 広域の自然地名の英語表記は、置換方式によることを原則とする。諸島・群島・列島について、条約等で既に使用されている英語表記がある場合はその表記に合わせる。

(広域の自然地名の地形を表す標準的な漢字、英語)

(広域の自然地名の地形を表す標準的な漢字、英語)

第14条 広域の自然地名の英語表記について、地形の種別及び英語は、次表を標準とする。

地形の種別	地形を表す英語	表記例
山脈	Mountain Range	奥羽山脈（おううさんみやく）Ou Mountain Range
山地、高地、連山	Mountains	四国山地（しこくさんち）Shikoku Mountains
高原	Highland	石見高原（いわみこうげん）Iwami Highland
丘陵	Hills	白糠丘陵（しらぬかきゅうりょう）Shiranuka Hills
台地	Plateau	根釧台地（こんせんだいち）Konsen Plateau 秋吉台（あきよしだい）Akiyoshidai Plateau（例外） ※「台」はPlateauの標準的な訳「台地」と異なる。
盆地	Basin	甲府盆地（こうふぼんち）Kofu Basin
平野、原野	Plain	関東平野（かんとくへいや）Kanto Plain
湿原	Marsh	釧路湿原（くしろしつげん）Kushiro Marsh 尾瀬ヶ原（おぜがはら）Ozegahara Marsh（例外）
半島	Peninsula	紀伊半島（きいはんとう）Kii Peninsula
湾	Bay	東京湾（とうきょうわん）Tokyo Bay 若宮浦（わかみやうら）Wakamiyaura Bay（例外） ※「浦」はBayの標準的な訳「湾」と異なる。
海峡	Strait	対馬海峡（つしまかいきょう）Tsushima Strait 豊後水道（ぶんごすいどう）Bungosuido Strait（例外） 備讃瀬戸（びさんせと）Bisanseto Strait（例外） ※「水道」「瀬戸」はStraitの標準的な訳「海峡」と異なる。
諸島、群島、列島	Islands	伊豆諸島（いずしょとう）Izu Islands 男女群島（だんじょぐんとう）Danjo Islands 八重山列島（やえやまれつとう）Yaeyama Islands
海	Sea	有明海（ありあけかい）Ariake Sea 玄界灘（げんかいなだ）Genkainada Sea（例外） 瀬戸内海（せとないかい）Setonaikai Sea（例外） ※「灘」「内海」はSeaの標準的な訳「海」と異なる。
さんご礁	Coral Reef	ルカン礁（るかんしょう）Rukan Coral Reef 八重干瀬（やびじ）Yabiji Coral Reef（例外）

（行政名・居住地名の対象）
第15条 行政名・居住地名の英語表記基準は、都道府県名、郡名、市町村名、大字、字、丁目、番、号、番地を対象とする。

（都道府県名の英語表記）
第16条 都道府県名の英語表記は、置換方式によるものとする。都道府県とその英語は次の各号に定めるとおりに行う。
一 東京都はTokyo Metropolisと表記するものとする。
二 北海道はHokkaido Prefectureと表記するものとする。
三 府県は、表音のローマ字表記のFu、KenをPrefectureにして表記するものとする。
四 都道府県名であることが容易に読み取れる場合には、これらの行政区分を表す英語を省略することができる。

（郡名の英語表記）
第17条 郡名の英語表記は、置換方式によるものとする。表音のローマ字表記のGunをCountyにして表記するものとする。

第14条 広域の自然地名の英語表記について、地形の種別及び英語は次表のとおりとする。

地形の種別	地形を表す英語	表記例
山脈	Mountain Range	奥羽山脈（おううさんみやく）Ou Mountain Range
山地、高地、連山	Mountains	四国山地（しこくさんち）Shikoku Mountains
高原	Highland	石見高原（いわみこうげん）Iwami Highland
丘陵	Hills	白糠丘陵（しらぬかきゅうりょう）Shiranuka Hills
台地	Plateau	根釧台地（こんせんだいち）Konsen Plateau 秋吉台（あきよしだい）Akiyoshidai Plateau（例外） ※「台」はPlateauの標準的な訳「台地」と異なる。
盆地	Basin	甲府盆地（こうふぼんち）Kofu Basin
平野、原野	Plain	関東平野（かんとくへいや）Kanto Plain
湿原	Marsh	釧路湿原（くしろしつげん）Kushiro Marsh 尾瀬ヶ原（おぜがはら）Ozegahara Marsh（例外）
半島	Peninsula	紀伊半島（きいはんとう）Kii Peninsula
湾	Bay	東京湾（とうきょうわん）Tokyo Bay 若宮浦（わかみやうら）Wakamiyaura Bay（例外） ※「浦」はBayの標準的な訳「湾」と異なる。
海峡	Strait	対馬海峡（つしまかいきょう）Tsushima Strait 豊後水道（ぶんごすいどう）Bungosuido Strait（例外） 備讃瀬戸（びさんせと）Bisanseto Strait（例外） ※「水道」「瀬戸」はStraitの標準的な訳「海峡」と異なる。
諸島、群島、列島	Islands	伊豆諸島（いずしょとう）Izu Islands 男女群島（だんじょぐんとう）Danjo Islands 八重山列島（やえやまれつとう）Yaeyama Islands
海	Sea	有明海（ありあけかい）Ariake Sea 玄界灘（げんかいなだ）Genkainada Sea（例外） 瀬戸内海（せとないかい）Setonaikai Sea（例外） ※「灘」「内海」はSeaの標準的な訳「海」と異なる。
さんご礁	Coral Reef	ルカン礁（るかんしょう）Rukan Coral Reef 八重干瀬（やびじ）Yabiji Coral Reef（例外）

（行政名・居住地名の対象）
第15条 行政名・居住地名の英語表記基準は、都道府県名、郡名、市町村名、大字、字、丁目、番、号、番地を対象とする。

（都道府県名の英語表記）
第16条 都道府県名の英語表記は、置換方式によるものとする。都道府県とその英語は次の各号に定めるとおりに行う。
一 東京都はTokyo Metropolisと表記するものとする。
二 北海道はHokkaido Prefectureと表記するものとする。
三 府県は、表音のローマ字表記のFu、KenをPrefectureにして表記するものとする。
四 都道府県名であることが容易に読み取れる場合には、これらの行政区分を表す英語を省略することができる。

（郡名の英語表記）
第17条 郡名の英語表記は、置換方式によるものとする。表音のローマ字表記のGunをCountyにして表記するものとする。

表現の変更

<p>(市区町村名の英語表記)</p> <p>第18条 市区町村名の英語表記は、置換方式によるものとする。市区町村とその英語は次の各号に定めるとおりに行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 市は表音のローマ字表記の Shi を City にして表記するものとする。 二 区は表音のローマ字表記の Ku を Ward にして表記するものとする。ただし、東京 23 区は表音のローマ字表記の Ku を City にして表記する。 三 町は表音のローマ字表記の Cho 又は Machi を Town にして表記するものとする。 四 村は表音のローマ字表記の Mura 又は Son を Village にして表記するものとする。 五 市区町村名であることが容易に読み取れる場合には、これらの行政区分を表す英語を省略することができる。 	<p>(市区町村名の英語表記)</p> <p>第18条 市区町村名の英語表記は、置換方式によるものとする。市区町村とその英語は次の各号に定めるとおりに行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 市は表音のローマ字表記の Shi を City にして表記するものとする。 二 区は表音のローマ字表記の Ku を Ward にして表記するものとする。ただし、東京 23 区は表音のローマ字表記の Ku を City にして表記する。 三 町は表音のローマ字表記の Cho 又は Machi を Town にして表記するものとする。 四 村は表音のローマ字表記の Mura 又は Son を Village にして表記するものとする。 五 市区町村名であることが容易に読み取れる場合には、これらの行政区分を表す英語を省略することができる。 	
<p>(大字、字、丁目の英語表記)</p> <p>第19条 大字、字、丁目の英語表記は、次の各号に定めるところにより行う。ローマ字表記と数字の間は半角スペースを付与するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大字、字は表音のローマ字のみを表記するものとする。表音のローマ字表記の Oaza、Aza は省略するものとする。 二 一丁目、二丁目の「一」、「二」の部分は算用数字を表記するものとする。ローマ字表記の Chome は省略することができる。Chome が必要な場合には、算用数字に続けて付与するものとする。 	<p>(大字、字、丁目の英語表記)</p> <p>第19条 大字、字、丁目の英語表記は、次の各号に定めるところにより行う。ローマ字表記と数字の間は半角スペースを付与するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大字、字は表音のローマ字のみを表記するものとする。表音のローマ字表記の Oaza、Aza は省略するものとする。 二 一丁目、二丁目の「一」、「二」の部分は算用数字を表記するものとする。ローマ字表記の Chome は省略することができる。Chome が必要な場合には、算用数字に続けて付与するものとする。 	
<p>(番、号、番地の英語表記)</p> <p>第20条 番、号、番地の英語表記は、数字のみを表記するものとする。ローマ字表記と数字の間は半角スペースを、数字同士はハイフンを付与するものとする。</p>	<p>(番、号、番地の英語表記)</p> <p>第20条 番、号、番地の英語表記は、数字のみを表記するものとする。ローマ字表記と数字の間は半角スペースを、数字同士はハイフンを付与するものとする。</p>	
<p>(施設名の対象)</p> <p>第21条 施設名の英語表記基準は、道路、橋、トンネル、鉄道駅、空港、港、公園、神社仏閣、城、学校、建物等を対象とする。</p>	<p>(施設名の対象)</p> <p>第21条 施設名の英語表記基準は、道路、橋、トンネル、鉄道駅、空港、港、公園、神社仏閣、城、学校、建物等を対象とする。</p>	
<p>(施設名の英語表記)</p> <p>第22条 施設名については、施設管理者が使用している英語名称がある場合は、それを表記するものとする。</p> <p>2 前項に該当しない場合は、次の各号を標準とし、第23条から32条の定めるところにより英語表記を行う。なお、道路（道路管理者の管理する橋及びトンネルも含む）の英語表記については、「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 種別を表す語が常に一定であるような種類の施設名の英語表記は、置換方式によることを標準とする。 二 種別を表す語が多種多様であるような種類の施設名は、追加方式によるものとする。ただし、広く使用されているものについては置換方式によることができる。 	<p>(施設名の英語表記)</p> <p>第22条 施設名については、施設管理者が使用している英語名称がある場合は、それを表記するものとする。</p> <p>2 前項に該当しない場合は、次の各号を標準とし、第23条から32条の定めるところにより英語表記を行う。なお、道路（道路管理者の管理する橋及びトンネルも含む）の英語表記については、「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 種別を表す語が常に一定であるような種類の施設名の英語表記は、置換方式によることを標準とする。 二 種別を表す語が多種多様であるような種類の施設名は、追加方式によるものとする。ただし、広く使用されているものについては置換方式によることができる。 	
<p>(道路名の英語表記)</p> <p>第23条 道路名の英語表記は、追加方式によるものとする。</p>	<p>(道路名の英語表記)</p> <p>第23条 道路名の英語表記は、追加方式によるものとする。</p>	
<p>(橋名の英語表記)</p> <p>第24条 橋名の英語表記は、置換方式によるものとする。「橋」又は「ブリッジ」は Bridge と表記するものとする。「大橋」は追加方式により〇〇-ohashi Bridge と表記するものとする。</p> <p>2 日本橋、二重橋のように居住地名や駅名、観光名所として名称全体が一体化しているものについては追加方式によるものとする。</p>	<p>(橋名の英語表記)</p> <p>第24条 橋名の英語表記は、置換方式によるものとする。「橋」又は「ブリッジ」は Bridge と表記するものとする。「大橋」は追加方式により〇〇-ohashi Bridge と表記するものとする。</p> <p>2 日本橋、二重橋のように居住地名や駅名、観光名所として名称全体が一体化しているものについては追加方式によるものとする。</p>	
<p>(トンネル名の英語表記)</p> <p>第25条 トンネル名の英語表記は、置換方式によるものとする。「トンネル」又は「隧道」は Tunnel と表記するものとする。</p>	<p>(トンネル名の英語表記)</p> <p>第25条 トンネル名の英語表記は、置換方式によるものとする。「トンネル」又は「隧道」は Tunnel と表記するものとする。</p>	
<p>(鉄道駅名の英語表記)</p> <p>第26条 鉄道駅名の英語表記は、置換方式によるものとする。「駅」は Station と表記するものとする。ただし、「新駅」の場合は、追加方式によるものとし、shin-eki Station と表記するものとする。</p>	<p>(鉄道駅名の英語表記)</p> <p>第26条 鉄道駅名の英語表記は、置換方式によるものとする。「駅」は Station と表記するものとする。ただし、「新駅」の場合は、追加方式によるものとし、shin-eki Station と表記するものとする。</p>	

<p>(空港名の英語表記) 第27条 空港名の英語表記は、置換方式によるものとする。「空港」又は「飛行場」は Airport と表記するものとする。</p>	<p>(空港名の英語表記) 第27条 空港名の英語表記は、置換方式によるものとする。「空港」又は「飛行場」は Airport と表記するものとする。</p>																																																																															
<p>(港名の英語表記) 第28条 港名の英語表記は、置換方式によるものとする。「港」は Port と表記するものとする。ただし、「港」の直前に「東」「西」「南」「北」が付く場合は追加方式によるものとする。</p>	<p>(港名の英語表記) 第28条 港名の英語表記は、置換方式によるものとする。「港」は Port と表記するものとする。ただし、「港」の直前に「東」「西」「南」「北」が付く場合は追加方式によるものとする。</p>																																																																															
<p>(公園名の英語表記) 第29条 公園名の英語表記は、置換方式によるものとする。「公園」は Park と表記するものとする。ただし、種別を表す語が「公園」でない場合には追加方式によるものとする。</p>	<p>(公園名の英語表記) 第29条 公園名の英語表記は、置換方式によるものとする。「公園」は Park と表記するものとする。ただし、種別を表す語が「公園」でない場合には追加方式によるものとする。</p>																																																																															
<p>(神社仏閣名の英語表記) 第30条 神社仏閣名の英語表記は、追加方式によるものとする。神社は Shrine と、仏閣は Temple と表記するものとする。</p>	<p>(神社仏閣名の英語表記) 第30条 神社仏閣名の英語表記は、追加方式によるものとする。神社は Shrine と、仏閣は Temple と表記するものとする。</p>																																																																															
<p>(城名の英語表記) 第31条 城名の英語表記は、置換方式によるものとする。「城」は Castle と表記するものとする。ただし、種別を表す語が「城」でない場合は追加方式によるものとする。</p>	<p>(城名の英語表記) 第31条 城名の英語表記は、置換方式によるものとする。「城」は Castle と表記するものとする。ただし、種別を表す語が「城」でない場合は追加方式によるものとする。</p>																																																																															
<p>(学校名、建物名の英語表記) 第32条 学校名、建物名の英語表記は、置換方式によることを原則とする。ただし、名称に種別を表す用語が含まれていない場合や英語に対する標準的な日本語訳でない場合は追加方式とするものとする。</p>	<p>(学校名、建物名の英語表記) 第32条 学校名、建物名の英語表記は、置換方式によることを原則とする。ただし、名称に種別を表す用語が含まれていない場合や英語に対する標準的な日本語訳でない場合は追加方式とするものとする。</p>																																																																															
<p>(分かち書き) 第33条 地名等の解釈又は発音の便宜上必要なときは、分かち書きを行うことができる。 2 地名の解釈で区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。ただし、分かち書きしなくても誤解のない場合や、短い地名等の場合は除く。区切る箇所は、次の各号のとおりとする。一号及び二号の場合は、ハイフンの後ろの最初の文字を大文字にするものとする。 一 複合地名における地域名称等の後 二 東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元など他の地名と相対的な関係を表す接頭語の後 三 地形を表す部分の前 3 発音の便宜上区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。ただし、広く使用されているなど、分かち書きしなくても誤解のない場合は除く。</p>	<p>(分かち書き) 第33条 地名等の解釈又は発音の便宜上必要なときは、分かち書きを行うことができる。 2 地名の解釈で区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。ただし、分かち書きしなくても誤解のない場合や、短い地名等の場合は除く。区切る箇所は、次の各号のとおりとする。一号及び二号の場合は、ハイフンの後ろの最初の文字を大文字にするものとする。 一 複合地名における地域名称等の後 二 東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元など他の地名と相対的な関係を表す接頭語の後 三 地形を表す部分の前 3 発音の便宜上区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。ただし、広く使用されているなど、分かち書きしなくても誤解のない場合は除く。</p>																																																																															
<p>(地形・種別用語の省略) 第34条 地図の注記として使用する際は、注記の重なりを回避し地図を見やすくするため、必要に応じ、地形や行政単位、施設の種別を表す部分の英語表記の略称を次表のとおり使用することができる。</p> <table border="1" data-bbox="368 1423 1163 1881"> <thead> <tr> <th>地形の種別</th> <th>地形を表す英語</th> <th>略称の表記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>海岸</td><td>Beach</td><td>B.</td></tr> <tr><td>岬</td><td>Cape</td><td>C.</td></tr> <tr><td>高原</td><td>Highland</td><td>Hld.</td></tr> <tr><td>丘陵</td><td>Hills</td><td>Hls</td></tr> <tr><td>島</td><td>Island</td><td>Is.</td></tr> <tr><td>諸島・群島・列島</td><td>Islands</td><td>Iss</td></tr> <tr><td>湖</td><td>Lake</td><td>L.</td></tr> <tr><td>山</td><td>Mount</td><td>Mt.</td></tr> <tr><td>山脈</td><td>Mountain Range</td><td>MtR.</td></tr> <tr><td><u>山地</u>・高地</td><td>Mountains</td><td>Mts</td></tr> <tr><td>峠</td><td>Pass</td><td>P.</td></tr> <tr><td>半島</td><td>Peninsula</td><td>Pen.</td></tr> </tbody> </table>	地形の種別	地形を表す英語	略称の表記	海岸	Beach	B.	岬	Cape	C.	高原	Highland	Hld.	丘陵	Hills	Hls	島	Island	Is.	諸島・群島・列島	Islands	Iss	湖	Lake	L.	山	Mount	Mt.	山脈	Mountain Range	MtR.	<u>山地</u> ・高地	Mountains	Mts	峠	Pass	P.	半島	Peninsula	Pen.	<p>(地形・種別用語の省略) 第34条 地図の注記として使用する際は、注記の重なりを回避し地図を見やすくするため、必要に応じ、地形や行政単位、施設の種別を表す部分の英語表記の略称を次表のとおり使用することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1694 1423 2490 1881"> <thead> <tr> <th>地形の種別</th> <th>地形を表す英語</th> <th>略称の表記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>海岸</td><td>Beach</td><td>B.</td></tr> <tr><td>岬</td><td>Cape</td><td>C.</td></tr> <tr><td>高原</td><td>Highland</td><td>Hld.</td></tr> <tr><td>丘陵</td><td>Hills</td><td>Hls</td></tr> <tr><td>島</td><td>Island</td><td>Is.</td></tr> <tr><td>諸島・群島・列島</td><td>Islands</td><td>Iss</td></tr> <tr><td>湖</td><td>Lake</td><td>L.</td></tr> <tr><td>山</td><td>Mount</td><td>Mt.</td></tr> <tr><td>山脈</td><td>Mountain Range</td><td>MtR.</td></tr> <tr><td><u>山脈</u>・高地</td><td>Mountains</td><td>Mts</td></tr> <tr><td>峠</td><td>Pass</td><td>P.</td></tr> <tr><td>半島</td><td>Peninsula</td><td>Pen.</td></tr> </tbody> </table>	地形の種別	地形を表す英語	略称の表記	海岸	Beach	B.	岬	Cape	C.	高原	Highland	Hld.	丘陵	Hills	Hls	島	Island	Is.	諸島・群島・列島	Islands	Iss	湖	Lake	L.	山	Mount	Mt.	山脈	Mountain Range	MtR.	<u>山脈</u> ・高地	Mountains	Mts	峠	Pass	P.	半島	Peninsula	Pen.	<p>表現の変更</p>
地形の種別	地形を表す英語	略称の表記																																																																														
海岸	Beach	B.																																																																														
岬	Cape	C.																																																																														
高原	Highland	Hld.																																																																														
丘陵	Hills	Hls																																																																														
島	Island	Is.																																																																														
諸島・群島・列島	Islands	Iss																																																																														
湖	Lake	L.																																																																														
山	Mount	Mt.																																																																														
山脈	Mountain Range	MtR.																																																																														
<u>山地</u> ・高地	Mountains	Mts																																																																														
峠	Pass	P.																																																																														
半島	Peninsula	Pen.																																																																														
地形の種別	地形を表す英語	略称の表記																																																																														
海岸	Beach	B.																																																																														
岬	Cape	C.																																																																														
高原	Highland	Hld.																																																																														
丘陵	Hills	Hls																																																																														
島	Island	Is.																																																																														
諸島・群島・列島	Islands	Iss																																																																														
湖	Lake	L.																																																																														
山	Mount	Mt.																																																																														
山脈	Mountain Range	MtR.																																																																														
<u>山脈</u> ・高地	Mountains	Mts																																																																														
峠	Pass	P.																																																																														
半島	Peninsula	Pen.																																																																														

平野・原野	Plain	Pl.
台地	Plateau	Plat.
川	River	R. または Riv.

平野・原野	Plain	Pl.
台地	Plateau	Plat.
川	River	R. または Riv.

別添1 表音のローマ字による表記方法

別添1 表音のローマ字による表記方法

下表（地名集日本に記載）に従ってローマ字に変換する。

あ	い	う	え	お				
a	i	u	e	o				
か	き	く	け	こ	きや	きゅ	きよ	
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo	
さ	し	す	せ	そ	しゃ	しゅ	しよ	
sa	shi	su	se	so	sha	shu	sho	
た	ち	つ	て	と	ちゃ	ちゅ	ちよ	
ta	chi	tsu	te	to	cha	chu	cho	
な	に	ぬ	ね	の	にや	にゅ	によ	
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo	
は	ひ	ふ	へ	ほ	ひや	ひゅ	ひよ	
ha	hi	fu	he	ho	hya	hyu	hyo	
ま	み	む	め	も	みや	みゅ	みよ	
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo	
や		ゆ		よ				
ya		yu		yo				
ら	り	る	れ	ろ	りや	りゅ	りよ	
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo	
わ				を				
wa				o				
ん	っ							
n	(注-2)(3)参照							
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ぎや	ぎゅ	ぎよ	
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo	
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	じゃ	じゅ	じよ	
za	ji	zu	ze	zo	ja	ju	jo	
だ	ぢ	づ	で	ど	ぢや	ぢゅ	ぢよ	
da	(ji)	(zu)	de	do	(ja)	(ju)	(jo)	
ば	び	ぶ	べ	ぼ	びや	びゅ	びよ	
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo	
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	ぴや	ぴゅ	ぴよ	
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo	

- (注-1)
 1行目・・・平仮名
 2行目・・・内閣告示の中の第二表のうち、へボン式に相当するローマ字
 () は重出を表す。

- (注-2)
 上記表のほかは、おおむね次の各項による。(一部内閣告示と異なる)
 (1) はねる音「ん」は、全て n と書く。
 (2) はねる音をあらわす n と、次に来る母音字または y を切り離す必要がある場合には、n の次にハイフンを入れる。
 (3) つまる音は、次の音節の最初の子音字を重ねて表す。ただし、次に ch 音がくる場合には c を重ねず t を用いる。
 (4) 長音を表す記号は省略する。

備考1 注-2(2)、(3)の例
 観音寺(かんおんじ)市 Kan-onji City
 倶知安(くっちゃん)町 Kutchan Town
 乙知志(おっちし)岬 Cape Otchishi

下表（地名集日本に記載）に従ってローマ字に変換する。

あ	い	う	え	お				
a	i	u	e	o				
か	き	く	け	こ	きや	きゅ	きよ	
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo	
さ	し	す	せ	そ	しゃ	しゅ	しよ	
sa	shi	su	se	so	sha	shu	sho	
た	ち	つ	て	と	ちゃ	ちゅ	ちよ	
ta	chi	tsu	te	to	cha	chu	cho	
な	に	ぬ	ね	の	にや	にゅ	によ	
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo	
は	ひ	ふ	へ	ほ	ひや	ひゅ	ひよ	
ha	hi	fu	he	ho	hya	hyu	hyo	
ま	み	む	め	も	みや	みゅ	みよ	
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo	
や		ゆ		よ				
ya		yu		yo				
ら	り	る	れ	ろ	りや	りゅ	りよ	
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo	
わ				を				
wa				o				
ん	っ							
n	(注-2)(3)参照							
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ぎや	ぎゅ	ぎよ	
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo	
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	じゃ	じゅ	じよ	
za	ji	zu	ze	zo	ja	ju	jo	
だ	ぢ	づ	で	ど	ぢや	ぢゅ	ぢよ	
da	(ji)	(zu)	de	do	(ja)	(ju)	(jo)	
ば	び	ぶ	べ	ぼ	びや	びゅ	びよ	
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo	
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	ぴや	ぴゅ	ぴよ	
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo	

- (注-1)
 1行目・・・平仮名
 2行目・・・内閣告示の中の第二表のうち、へボン式に相当するローマ字
 () は重出を表す。

- (注-2)
 上記表のほかは、おおむね次の各項による。(一部内閣告示と異なる)
 (1) はねる音「ん」は、全て n と書く。
 (2) はねる音をあらわす n と、次に来る母音字または y を切り離す必要がある場合には、n の次にハイフンを入れる。
 (3) つまる音は、次の音節の最初の子音字を重ねて表す。ただし、次に ch 音がくる場合には c を重ねず t を用いる。
 (4) 長音を表す記号は省略する。

備考1 注-2(2)、(3)の例
 観音寺(かんおんじ)市 Kan-onji City
 倶知安(くっちゃん)町 Kutchan Town
 乙知志(おっちし)岬 Cape Otchishi

<p>備考2 注-2 (4) 長音を表す記号の省略について 長音を表す記号は、省略することを原則とする。 ただし、50音の「い」段の長音は、「i」を重ねて表し、「えい」は「ei」と書く。</p> <p>また、表音のローマ字表記が「ou」「oo」「uu」となるときに、対応する元の漢字が一文字の場合にはそれぞれ「o」「o」「u」に短縮するが、二文字に分かれる場合には短縮しない。ただし、短縮する表記が通用している場合には、短縮してもよい。</p> <p>例：王滝（おうたき）川 Otaki River 瀬戸内（せとうち）市 Setouchi City 大野（おおの）町 Ono Town 桑折（こおり）町 Koori Town 善通寺（ぜんつうじ）市 Zentsuji City 勝浦（かつうら）町 Katsuura Town 例外の例：青梅（おうめ）市 Ome City</p> <p>「ー」（長音符）は省略する。 例）ガロー川→Garō、クレーベツ川→Kubetsu、メンナー山→Menna</p> <p>備考3 特殊音の表し方について 地名集日本の表には定めがない。以下を標準とする。 キエ→kye、シェ→she、チェ→che、ニエ→nye、ヒエ→hye、ミエ→mye、リエ→rye、イエ→ye、ギエ→gye、ジェ→je、ビエ→bye、ピエ→pye、ティ→ti、トゥ→tu、ディ→di、ドウ→du、デュ→dyu、ツァ→tsa、ツイ→tsi、ツェ→tse、ツォ→tso、ファ→fa、フィ→fi、フェ→fe、フォ→fo、フヤ→fya、フユ→fyu、フヨ→fyo、ヴァ→va、ヴィ→vi、ヴ→vu、ヴェ→ve、ヴォ→vo、ウィ→wi、ウェ→we、ウォ→wo</p>	<p>備考2 注-2 (4) 長音を表す記号の省略について 長音を表す記号は、省略することを原則とする。 ただし、50音の「い」段の長音は、「i」を重ねて表し、「えい」は「ei」と書く。</p> <p>また、表音のローマ字表記が「ou」「oo」「uu」となるときに、対応する元の漢字が一文字の場合にはそれぞれ「o」「o」「u」に短縮するが、二文字に分かれる場合には短縮しない。ただし、短縮する表記が通用している場合には、短縮してもよい。</p> <p>例：王滝（おうたき）川 Otaki River 瀬戸内（せとうち）市 Setouchi City 大野（おおの）町 Ono Town 桑折（こおり）町 Koori Town 善通寺（ぜんつうじ）市 Zentsuji City 勝浦（かつうら）町 Katsuura Town 例外の例：青梅（おうめ）市 Ome City</p> <p>「ー」（長音符）は省略する。 例）ガロー川→Garō、クレーベツ川→Kubetsu、メンナー山→Menna</p> <p>備考3 特殊音の表し方について 地名集日本の表には定めがない。以下を標準とする。 キエ→kye、シェ→she、チェ→che、ニエ→nye、ヒエ→hye、ミエ→mye、リエ→rye、イエ→ye、ギエ→gye、ジェ→je、ビエ→bye、ピエ→pye、ティ→ti、トゥ→tu、ディ→di、ドウ→du、デュ→dyu、ツァ→tsa、ツイ→tsi、ツェ→tse、ツォ→tso、ファ→fa、フィ→fi、フェ→fe、フォ→fo、フヤ→fya、フユ→fyu、フヨ→fyo、ヴァ→va、ヴィ→vi、ヴ→vu、ヴェ→ve、ヴォ→vo、ウィ→wi、ウェ→we、ウォ→wo</p>
<p>別添2 地名等の英語表記例</p>	<p>別添2 地名等の英語表記例</p>
<p>（島以外の英語表記）第11条関係</p> <p>一 地形を表す部分が標準的な漢字及び読み該当しない場合（追加方式） 例：安家森（あつかもり）Mt. Akkamori、大山（だいせん）Mt. Daisen、霞ヶ浦（かすみがうら）Lake Kasumigaura、手賀沼（てがぬま）Lake Teganuma、犬吠埼（いぬぼうさき）Cape Inubosaki</p> <p>二 地形を表す部分の直前に促音がある場合（追加方式） 例：月山（がっさん）Mt. Gassan、茂庭つ湖（もにわっこ）Lake Moniwakko</p> <p>三 地形を表す部分の直前に助字（平仮名表記でのみ現れる場合も含む）がある場合（追加方式） 例：八ヶ岳 Mt. Yatsugatake、江の川 Gonokawa River、芦ノ湖 Lake Ashinoko、湯川（ゆのかわ）Yunokawa River、潮岬（しおのみさき）Cape Shionomisaki</p> <p>2 前項に該当しない場合</p> <p>一 固有名詞的部分の読みが1音拍の場合（追加方式） 例：恵山（えさん）Mt. Esan、眉山（びざん）Mt. Bizan、日川（ひかわ）Hikawa River、鶴川（むかわ）Mukawa River</p> <p>二 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字の場合（追加方式） 例：立山（たてやま）Mt. Tateyama、白山（はくさん）Mt. Hakusan、中川（なかがわ）Nakagawa River、荒川（あらかわ）Arakawa River、西湖（さいこ）Lake Saiko、渋峠（しぶとうげ）Shibutoge Pass 例外：鴨川（かもがわ）Kamo River 鴨川は、高野川との合流点より上流部が賀茂川（かもがわ）と呼ばれることがある。「賀茂」は読みが2音拍で漢字2文字であり、第四号に該当し置換方式となる。また、「賀茂」の地名、施設名は上賀茂神社、上賀茂〇〇町、上賀茂小、京都上賀茂郵便局など多数存在しており、Kamo River から賀茂川あるいは鴨川に変換できる。</p> <p>三 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字でない場合（漢字2文字、平仮名2文字、片仮名2文字）で、山、湖、岬（地形を表す英語が先頭に付くもの）の場合（追加方式） 例：加波山（かばさん）Mt. Kabasan、万年山（はねやま）Mt. Haneyama 祖母山（そぼさん）Mt. Sobosan、爺爺岳（ちゃちゃだけ）Mt. Chachadake</p> <p>イ 固有名詞的部分のみで山又は山城を指す場合（置換方式）</p>	<p>（島以外の英語表記）第11条関係</p> <p>一 地形を表す部分が標準的な漢字及び読み該当しない場合（追加方式） 例：安家森（あつかもり）Mt. Akkamori、大山（だいせん）Mt. Daisen、霞ヶ浦（かすみがうら）Lake Kasumigaura、手賀沼（てがぬま）Lake Teganuma、犬吠埼（いぬぼうさき）Cape Inubosaki</p> <p>二 地形を表す部分の直前に促音がある場合（追加方式） 例：月山（がっさん）Mt. Gassan、茂庭つ湖（もにわっこ）Lake Moniwakko</p> <p>三 地形を表す部分の直前に助字（平仮名表記でのみ現れる場合も含む）がある場合（追加方式） 例：八ヶ岳 Mt. Yatsugatake、江の川 Gonokawa River、芦ノ湖 Lake Ashinoko、湯川（ゆのかわ）Yunokawa River、潮岬（しおのみさき）Cape Shionomisaki</p> <p>2 前項に該当しない場合</p> <p>一 固有名詞的部分の読みが1音拍の場合（追加方式） 例：恵山（えさん）Mt. Esan、眉山（びざん）Mt. Bizan、日川（ひかわ）Hikawa River、鶴川（むかわ）Mukawa River</p> <p>二 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字の場合（追加方式） 例：立山（たてやま）Mt. Tateyama、白山（はくさん）Mt. Hakusan、中川（なかがわ）Nakagawa River、荒川（あらかわ）Arakawa River、西湖（さいこ）Lake Saiko、渋峠（しぶとうげ）Shibutoge Pass 例外：鴨川（かもがわ）Kamo River 鴨川は、高野川との合流点より上流部が賀茂川（かもがわ）と呼ばれることがある。「賀茂」は読みが2音拍で漢字2文字であり、下記（カー2）に該当し置換方式となる。また、「賀茂」の地名、施設名は上賀茂神社、上賀茂〇〇町、上賀茂小、京都上賀茂郵便局など多数存在しており、Kamo River から賀茂川あるいは鴨川に変換できる。</p> <p>三 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字でない場合（漢字2文字、平仮名2文字、片仮名2文字）で、山、湖、岬（地形を表す英語が先頭に付くもの）の場合（追加方式） 例：加波山（かばさん）Mt. Kabasan、万年山（はねやま）Mt. Haneyama 祖母山（そぼさん）Mt. Sobosan、爺爺岳（ちゃちゃだけ）Mt. Chachadake</p> <p>イ 固有名詞的部分のみで山又は山城を指す場合（置換方式）</p>

表現の変更

<p>例：富士山 Mt. Fuji、阿蘇山 Mt. Aso、那須岳 Mt. Nasu（那須町）、 那智山 Mt. Nachi（那智勝浦町）、</p> <p>ロ 固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、居住地名、公共施設名等に使用されている場合（置換方式）</p> <p>例：諏訪湖 Lake Suwa（諏訪市）、珠洲岬 Cape Suzu（珠洲市）、 余呉湖 Lake Yogo（旧余呉町、長浜市余呉町〇〇の大字、余呉駅）、 都井岬 Cape Toi（串間市都井、都井小、都井郵便局）</p> <p>四 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字でない場合（漢字2文字、平仮名2文字、片仮名2文字） で、川、峠、海岸（地形を表す英語が末尾に付くもの）の場合（置換方式）</p> <p>例：利根川 Tone River、那珂川 Naka River、三峰川 Mibu River、 無加川 Muka River、和田峠 Wada Pass</p> <p>ただし、地名全体が居住地名、公共施設名などに使用されている場合（追加方式）</p> <p>例：江戸川 Edogawa River（江戸川区、江戸川学園） 武庫川 Mukogawa River（武庫川町〇丁目、武庫川大学、武庫川駅）</p> <p>また、地名全体とその固有名詞的部分の両者が使用されている場合は、より広く利用されている方を適用する。</p> <p>例：加古川 Kakogawa River（加古郡はあるが、加古川市、加古川駅、兵庫県立加古川医療センターなど加古川が含まれる名称が多い）</p> <p>注 多摩川は、多摩川駅はあるが、多摩市、多摩丘陵、〇〇大学多摩校舎、多摩動物公園など多摩だけで使用されることが多いため置換方式による Tama River とする。</p> <p>五 固有名詞的部分の読みが3音拍以上の場合（置換方式）</p> <p>例：雲取山（<u>くもとりやま</u>）Mt. Kumotori、開聞岳（<u>かいもんだけ</u>）Mt. Kaimon、 剣山（<u>つるぎさん</u>）、劔岳（<u>つるぎだけ</u>）はいずれも Mt. Tsurugi 酒匂川（<u>さかわがわ</u>）Sakawa River、洞爺湖（<u>とうやこ</u>）Lake Toya、 浜名湖（<u>はまなこ</u>）Lake Hamana、襟裳岬（<u>えりもみさき</u>）Cape Erimo、 天城峠（<u>あまぎとうげ</u>）Amagi Pass、三浦海岸（<u>みうらかいがん</u>）Miura Beach、 九十九里浜（<u>くじゅうくりはま</u>）Kujukuri Beach</p> <p>ただし、複合地名（地域名称等が先頭に付く地名）の場合や東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元等の接頭語が付く場合</p> <p>例：昭和新山 Mt. Showa-Shinzan 昭和新山（<u>しんざん</u>）に分解し、二号適用 能郷白山 Mt. Nogo-Hakusan 能郷+白山（<u>はくさん</u>）に分解し、二号適用 西吾妻山 Mt. Nishi-Azuma 西+吾妻山（<u>あずまやま</u>）に分解し、五号適用 旧江戸川 Kyu-Edogawa River 旧+江戸川（<u>えどがわ</u>）に分解し、四号適用 元荒川 Moto-Arakawa River 元+荒川（<u>あらかわ</u>）に分解し、二号を適用</p> <p>また、地名全体が一体のものとして通用しており、置換方式による英語表記を元の日本語の地名に変換することが困難と考えられる場合（追加方式）</p> <p>例：東西南北などの方位を表す語は地形を表す語と結びつきが強いので追加方式。 東山（<u>ひがしやま</u>）Mt. Higashiyama</p> <p>（都道府県名の英語表記）第16条関係 （置換方式）</p> <p>例：東京都 Tokyo Metropolis 京都府 Kyoto Prefecture 茨城県 Ibaraki Prefecture</p> <p>例外：北海道 Hokkaido Prefecture</p> <p>（郡名の英語表記）第17条関係 （置換方式）</p> <p>例：稲敷郡 Inashiki County</p> <p>（市区町村名の英語表記）第18条関係 （置換方式）</p> <p>例：つくば市 Tsukuba City 緑区 Midori Ward 阿見町 Ami Town</p>	<p>例：富士山 Mt. Fuji、阿蘇山 Mt. Aso、那須岳 Mt. Nasu（那須町）、 那智山 Mt. Nachi（那智勝浦町）、</p> <p>ロ 固有名詞的部分が近隣で他の自然地名、地域名、居住地名、公共施設名等に使用されている場合（置換方式）</p> <p>例：諏訪湖 Lake Suwa（諏訪市）、珠洲岬 Cape Suzu（珠洲市）、 余呉湖 Lake Yogo（旧余呉町、長浜市余呉町〇〇の大字、余呉駅）、 都井岬 Cape Toi（串間市都井、都井小、都井郵便局）</p> <p>四 固有名詞的部分の読みが2音拍で漢字1文字でない場合（漢字2文字、平仮名2文字、片仮名2文字） で、川、峠、海岸（地形を表す英語が末尾に付くもの）の場合（置換方式）</p> <p>例：利根川 Tone River、那珂川 Naka River、三峰川 Mibu River、 無加川 Muka River、和田峠 Wada Pass</p> <p>ただし、地名全体が居住地名、公共施設名などに使用されている場合（追加方式）</p> <p>例：江戸川 Edogawa River（江戸川区、江戸川学園） 武庫川 Mukogawa River（武庫川町〇丁目、武庫川大学、武庫川駅）</p> <p>また、地名全体とその固有名詞的部分の両者が使用されている場合は、より広く利用されている方を適用する。</p> <p>例：加古川 Kakogawa River（加古郡はあるが、加古川市、加古川駅、兵庫県立加古川医療センターなど加古川が含まれる名称が多い）</p> <p>注 多摩川は、多摩川駅はあるが、多摩市、多摩丘陵、〇〇大学多摩校舎、多摩動物公園など多摩だけで使用されることが多いため置換方式による Tama River とする。</p> <p>五 固有名詞的部分の読みが3音拍以上の場合（置換方式）</p> <p>例：雲取山（<u>くもとりやま</u>）Mt. Kumotori、開聞岳（<u>かいもんだけ</u>）Mt. Kaimon、 剣山（<u>つるぎさん</u>）、劔岳（<u>つるぎだけ</u>）はいずれも Mt. Tsurugi 酒匂川（<u>さかわがわ</u>）Sakawa River、洞爺湖（<u>とうやこ</u>）Lake Toya、 浜名湖（<u>はまなこ</u>）Lake Hamana、襟裳岬（<u>えりもみさき</u>）Cape Erimo、 天城峠（<u>あまぎとうげ</u>）Amagi Pass、三浦海岸（<u>みうらかいがん</u>）Miura Beach、 九十九里浜（<u>くじゅうくりはま</u>）Kujukuri Beach</p> <p>ただし、複合地名（地域名称等が先頭に付く地名）の場合や東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元等の接頭語が付く場合</p> <p>例：昭和新山 Mt. Showa-Shinzan 昭和新山（<u>しんざん</u>）に分解し、二号適用 能郷白山 Mt. Nogo-Hakusan 能郷+白山（<u>はくさん</u>）に分解し、二号適用 西吾妻山 Mt. Nishi-Azuma 西+吾妻山（<u>あずまやま</u>）に分解し、五号適用 旧江戸川 Kyu-Edogawa River 旧+江戸川（<u>えどがわ</u>）に分解し、四号適用 元荒川 Moto-Arakawa River 元+荒川（<u>あらかわ</u>）に分解し、二号を適用</p> <p>また、地名全体が一体のものとして通用しており、置換方式による英語表記を元の日本語の地名に変換することが困難と考えられる場合（追加方式）</p> <p>例：東西南北などの方位を表す語は地形を表す語と結びつきが強いので追加方式。 東山（<u>ひがしやま</u>）Mt. Higashiyama</p> <p>（都道府県名の英語表記）第16条関係 （置換方式）</p> <p>例：東京都 Tokyo Metropolis 京都府 Kyoto Prefecture 茨城県 Ibaraki Prefecture</p> <p>例外：北海道 Hokkaido Prefecture</p> <p>（郡名の英語表記）第17条関係 （置換方式）</p> <p>例：稲敷郡 Inashiki County</p> <p>（市区町村名の英語表記）第18条関係 （置換方式）</p> <p>例：つくば市 Tsukuba City 緑区 Midori Ward 阿見町 Ami Town</p>
---	---

<p>美浦村 Miho Village 千代田区 Chiyoda City (大字、字、丁目の英語表記) 第 19 条関係 例：浅草 Asakusa 菅平 Sugadaira 霞が関二丁目 Kasumigaseki 2 又は Kasumigaseki 2 Chome (番、号、番地の英語表記) 第 20 条関係 例：霞が関二丁目 1 番 3 号 Kasumigaseki 2-1-3 北郷 1 番 Kitasato 1 (道路名の英語表記) 第 23 条関係 (追加方式) 例：日比谷通り Hibiya-dori Avenue (橋名の英語表記) 第 24 条関係 (置換方式) 例：勝鬨橋 Kachidoki Bridge 大橋の場合 (追加方式) 例：琵琶湖大橋 Biwako-ohashi Bridge 居住地名や駅名、観光名所として名称全体が一体化している場合 (追加方式) 例：日本橋 Nihonbashi Bridge 二重橋 Nijubashi Bridge (トンネル名の英語表記) 第 25 条関係 (置換方式) 例：小仏トンネル Kobotoke Tunnel (鉄道駅名の英語表記) 第 26 条関係 (置換方式) 例：東京駅 Tokyo Station 「新駅」の場合 (追加方式) 例：湖遊館新駅 Koyukan-shin-eki Station (空港名の英語表記) 第 27 条関係 (置換方式) 例：茨城空港 Ibaraki Airport (港名の英語表記) 第 28 条関係 (置換方式) 例：横浜港 Yokohama Port 「港」の直前に「東」「西」「南」「北」が付く場合 (追加方式) 竹富東港 Taketomi-Higashiko Port (公園名の英語表記) 第 29 条関係 (置換方式) 例：日比谷公園 Hibiya Park 種別を表す語が「公園」でない場合 (追加方式) 例：偕楽園 Kairakuen Park (神社仏閣名の英語表記) 第 30 条関係 (追加方式) 例：根津神社 Nezu-jinja Shrine 北野天満宮 Kitano-Tenmangu Shrine 春日大社 Kasugataisha Shrine 東大寺 Todaiji Temple 清水寺 Kiyomizu-dera Temple (城名の英語表記) 第 31 条関係 (置換方式) 例：熊本城 Kumamoto Castle 種別を表す語が「城」でない場合 (追加方式) 例：志苔館 Shinoritate Castle</p>	<p>美浦村 Miho Village 千代田区 Chiyoda City (大字、字、丁目の英語表記) 第 19 条関係 例：浅草 Asakusa 菅平 Sugadaira 霞が関二丁目 Kasumigaseki 2 又は Kasumigaseki 2 Chome (番、号、番地の英語表記) 第 20 条関係 例：霞が関二丁目 1 番 3 号 Kasumigaseki 2-1-3 北郷 1 番 Kitasato 1 (道路名の英語表記) 第 23 条関係 (追加方式) 例：日比谷通り Hibiya-dori Avenue (橋名の英語表記) 第 24 条関係 (置換方式) 例：勝鬨橋 Kachidoki Bridge 大橋の場合 (追加方式) 例：琵琶湖大橋 Biwako-ohashi Bridge 居住地名や駅名、観光名所として名称全体が一体化している場合 (追加方式) 例：日本橋 Nihonbashi Bridge 二重橋 Nijubashi Bridge (トンネル名の英語表記) 第 25 条関係 (置換方式) 例：小仏トンネル Kobotoke Tunnel (鉄道駅名の英語表記) 第 26 条関係 (置換方式) 例：東京駅 Tokyo Station 「新駅」の場合 (追加方式) 例：湖遊館新駅 Koyukan-shin-eki Station (空港名の英語表記) 第 27 条関係 (置換方式) 例：茨城空港 Ibaraki Airport (港名の英語表記) 第 28 条関係 (置換方式) 例：横浜港 Yokohama Port 「港」の直前に「東」「西」「南」「北」が付く場合 (追加方式) 竹富東港 Taketomi-Higashiko Port (公園名の英語表記) 第 29 条関係 (置換方式) 例：日比谷公園 Hibiya Park 種別を表す語が「公園」でない場合 (追加方式) 例：偕楽園 Kairakuen Park (神社仏閣名の英語表記) 第 30 条関係 (追加方式) 例：根津神社 Nezu-jinja Shrine 北野天満宮 Kitano-Tenmangu Shrine 春日大社 Kasugataisha Shrine 東大寺 Todaiji Temple 清水寺 Kiyomizu-dera Temple (城名の英語表記) 第 31 条関係 (置換方式) 例：熊本城 Kumamoto Castle 種別を表す語が「城」でない場合 (追加方式) 例：志苔館 Shinoritate Castle</p>	
--	--	--

(学校名、建物名の英語表記) 第 3 2 条関係
(置換方式)
例: 京都大学 Kyoto University
名称に種別を表す用語が含まれていない場合や英語に対する標準的な日本語訳でない場合 (追加方式)
例: 東京大学 University of Tokyo (Tokyo University ではない)
帝国ホテル Imperial Hotel (Teikoku Hotel ではない)
(分ち書き) 第 3 3 条関係
2 地名の解釈で区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。
一 複合地名における地域名称等の後
例: 安芸高田市 Aki-Takata City
会津朝日岳 Mt. Aizu-Asahi
二 東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元など他の地名と相対的な関係を表す接頭語の後
例: 西吾妻山 Mt. Nishi-Azuma
三 地形を表す部分の前
例: ウコタキヌプリ Mt. Ukotaki-nupuri
3 発音の便宜上区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。
例: 観音寺市 (かんおんじし) Kan-onji City
山陽小野田市 (さんようおのだし) Sanyo-Onoda City
注 発音及び地名の解釈に基づき忠実に表記すれば San-yo-Onoda City であるが、現在では Sanyo-Onoda City でも誤解がないと判断される。
三本槍岳 (さんぼんやりだけ) Mt. Sanbon-yari




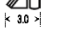

(学校名、建物名の英語表記) 第 3 2 条関係
(置換方式)
例: 京都大学 Kyoto University
名称に種別を表す用語が含まれていない場合や英語に対する標準的な日本語訳でない場合 (追加方式)
例: 東京大学 University of Tokyo (Tokyo University ではない)
帝国ホテル Imperial Hotel (Teikoku Hotel ではない)
(分ち書き) 第 3 3 条関係
2 地名の解釈で区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。
一 複合地名における地域名称等の後
例: 安芸高田市 Aki-Takata City
会津朝日岳 Mt. Aizu-Asahi
二 東・西・南・北、上・中・下、新・旧・元など他の地名と相対的な関係を表す接頭語の後
例: 西吾妻山 Mt. Nishi-Azuma
三 地形を表す部分の前
例: ウコタキヌプリ Mt. Ukotaki-nupuri
3 発音の便宜上区切る場合には、ハイフンを用いて区切るものとする。
例: 観音寺市 (かんおんじし) Kan-onji City
山陽小野田市 (さんようおのだし) Sanyo-Onoda City
注 発音及び地名の解釈に基づき忠実に表記すれば San-yo-Onoda City であるが、現在では Sanyo-Onoda City でも誤解がないと判断される。
三本槍岳 (さんぼんやりだけ) Mt. Sanbon-yari

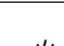
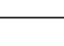

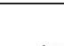

付属資料 多言語表記の地図における地図記号






付属資料 多言語表記の地図における地図記号



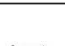
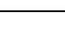

大分類	分類コード	レイヤ	項目目次	名称	地図情報レベル					図式	データタイプ					用途	備考		
					500	1000	2500	5000	10000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向			属性	数値
建築物記号等	-			郵便局	一般	[郵便局記号]					取得方法: 個人位置	点					郵便局は、普通郵便局及び特定郵便局については注記で表示するのを原則とする。ただし、建物の一部にあるもの及び簡易郵便局は記号で表示する。		
				交番	一般	[交番記号]					取得方法: 個人位置	点					交番とは、警察法による交番その他の派出所及び駐在所をいう。記号を原則とする。		
				神社	一般	[神社記号]					取得方法: 個人位置	点					4	神社・キリスト教教会は、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きいもの又は著名なものは、必要に応じて名称の注記を併記することができるものとする。	
					一般	[神社記号]					取得方法: 個人位置	点							
				キリスト教教会	一般	[キリスト教教会記号]					取得方法: 個人位置	点							
				博物館/美術館	一般	[博物館/美術館記号]					取得方法: 個人位置	点						一般の利用に供されている博物館及び美術館に適用する。必要に応じて名称の注記を併記することができる。	

大分類	分類コード	レイヤ	項目目次	名称	地図情報レベル					図式	データタイプ					用途	備考		
					500	1000	2500	5000	10000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向			属性	数値
建築物記号等	-			郵便局	一般	[郵便局記号]					取得方法: 個人位置	点					郵便局は、普通郵便局及び特定郵便局については注記で表示するのを原則とする。ただし、建物の一部にあるもの及び簡易郵便局は記号で表示する。		
				交番	一般	[交番記号]					取得方法: 個人位置	点					交番とは、警察法による交番その他の派出所及び駐在所をいう。記号を原則とする。		
				神社	一般	[神社記号]					取得方法: 個人位置	点					4	神社・キリスト教教会は、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きいもの又は著名なものは、必要に応じて名称の注記を併記することができるものとする。	
					一般	[神社記号]					取得方法: 個人位置	点							
				キリスト教教会	一般	[キリスト教教会記号]					取得方法: 個人位置	点							
				博物館/美術館	一般	[博物館/美術館記号]					取得方法: 個人位置	点						一般の利用に供されている博物館及び美術館に適用する。必要に応じて名称の注記を併記することができる。	

大分類	分コード レイヤ 項目 目次	名称	地図情報レベル					図式	データタイプ					用途	備考	
			500	1000	2500	5000	10000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値			
建築物	-	病院	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				医療法に基づく病院、規模の大きな診療所及び規模の大きい診療所に適用する。医療法に基づく病院及び規模の大きな診療所などは、必要に応じて名称の注記を併記することができる。	
		銀行/ATM	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				銀行は、銀行（支店を含む）及び信用金庫に適用し、記号で表示するの原則とする。ただし、規模が大きく特に必要と認められるものは名称を注記で併記することができる。ATMは特に必要と認められるものに適用する。	
		ショッピングセンター/百貨店	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				ショッピングセンター及びデパートに適用する。必要に応じて名称の注記を併記することができる。	
		コンビニエンスストア/スーパーマーケット	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				コンビニエンスストアまたはスーパーマーケットをいう。特に必要と認められるものに適用する。	
		ホテル	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				ホテル及び旅館に適用する。必要に応じて名称の注記を併記することができる。	

大分類	分コード レイヤ 項目 目次	名称	地図情報レベル					図式	データタイプ					用途	備考	
			500	1000	2500	5000	10000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値			
建築物	-	病院	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				医療法に基づく病院、規模の大きな診療所及び規模の大きい診療所に適用する。医療法に基づく病院及び規模の大きな診療所などは、必要に応じて名称の注記を併記することができる。	
		銀行/ATM	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				銀行は、銀行（支店を含む）及び信用金庫に適用し、記号で表示するの原則とする。ただし、規模が大きく特に必要と認められるものは名称を注記で併記することができる。ATMは特に必要と認められるものに適用する。	
		ショッピングセンター/百貨店	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				ショッピングセンター及びデパートに適用する。必要に応じて名称の注記を併記することができる。	
		コンビニエンスストア/スーパーマーケット	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				コンビニエンスストアまたはスーパーマーケットをいう。特に必要と認められるものに適用する。	
		ホテル	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				ホテル及び旅館に適用する。必要に応じて名称の注記を併記することができる。	

大分類	分コード レイヤ 項目 目次	名称	地図情報レベル					図式	データタイプ					用途	備考	
			500	1000	2500	5000	10000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値			
建築物	-	レストラン	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				一般の利用に供されているレストランをいう。特に必要と認められるものを記号で表示する。また、必要に応じて名称の注記を併記することができる。	
		公共便所	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				公共のために供することを目的に作られたものをいう。	
		観光案内所	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				「i」記号は日本人または外国人の観光案内所に適用する。「?」記号は日本人の観光案内所に適用する。	
		温泉・鉱泉	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				温泉法に基づく温泉又は鉱泉の泉源をいう。注記を併記する。	
		鉄道駅	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				1. 温泉・鉱泉とは、温泉法に基づく温泉及び鉱泉をいい、主要なものを表示する。 2. 温泉及び鉱泉の記号は、泉源の位置に表示するの原則とする。ただし、泉源と浴槽が隣接している場合には、浴槽の位置にも表示することができる。	

大分類	分コード レイヤ 項目 目次	名称	地図情報レベル					図式	データタイプ					用途	備考	
			500	1000	2500	5000	10000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値			
交通施設	-	温泉・鉱泉	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				温泉法に基づく温泉又は鉱泉の泉源をいう。注記を併記する。	
		鉄道駅	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				1. 温泉・鉱泉とは、温泉法に基づく温泉及び鉱泉をいい、主要なものを表示する。 2. 温泉及び鉱泉の記号は、泉源の位置に表示するの原則とする。ただし、泉源と浴槽が隣接している場合には、浴槽の位置にも表示することができる。	
		空港/飛行場	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				航空又は飛行場をいう。名称の注記を併記する。	
		鉄道駅	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				鉄道事業法又は軌道法に基づく鉄道の駅に適用する。名称の注記を併記する。	
		空港/飛行場	一般						記号の表示位置の点情報取得	点	E5				航空又は飛行場をいう。名称の注記を併記する。	

図式の追加